

第 15 税務申告とインボイス制度

1.法人税

法人税については、法人の企業活動により得られる所得に対して課される税であるため、県は対象外であるが、財団については公益法人に該当するため、毎年度ごとに法人税の確定申告が必要である。

(1) 公益法人などに対する課税

公益法人等については、その行う事業の公益性から、収益事業から生じた所得のみが課税の対象とされ、それ以外の所得は課税の対象から除外される等の措置が講じられている。

公益法人などの主な課税の取扱い

	公益社団法人 公益財団法人	学校法人 更生保護法人 社会福祉法人	宗教法人 独立行政法人 日本赤十字社 等	認定NPO法人 特別認定NPO法人	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人(注1) NPO法人	一般社団法人 一般財団法人
根拠法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	私立学校法 更生保護事業法 社会福祉法	宗教法人法 独立行政法人通則法 日本赤十字法 等	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (法人税法) 特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
課税対象	収益事業から生じた所得のみ課税 ただし、公益目的事業に該当するものは非課税	収益事業から生じた所得のみ課税	収益事業から生じた所得のみ課税	収益事業から生じた所得のみ課税	収益事業から生じた所得のみ課税	全ての所得に対して課税
みなし寄附金 (注2) ※損金算入限度額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②みなし寄附金額のうち公益目的事業の実施に必要な金額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	あり ※所得金額の20%	あり (特別認定NPO法人は適用なし) ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	なし	なし
法人税率 (所得年800万円までの税率)(注3)	23.2% (15%)	19% (15%)	19% (15%)	23.2% (15%)	23.2% (15%)	23.2% (15%)
寄附者に対する優遇 (注4)	あり	あり	あり (宗教法人等を除く)	あり	—	—

(注1) 非営利型の一般社団法人・一般財団法人：①非営利性が徹底された法人、②公益的活動を目的とする法人
(注2) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業（公益社団法人及び公益財団法人にあっては「公益目的事業」、認定NPO法人にあっては「特定非営利活動事業」）のために支出した金額（事業を隠蔽し又は仮装して経理することにより支出した金額を除く。）について寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入
(注3) 平成24年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される税率
(注4) 特定公益増進法人に対する寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額まで損金算入
一般寄附金の損金算入限度額：(資本金及び資本準備金の額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/4
特別損金算入限度額：(資本金及び資本準備金の額の0.375%+所得金額の6.25%)×1/2

出典：財務省ホームページ (https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c05_1.pdf)

財団について、決算書作成申告業務は税理士が関与しており、当該業務以外についての監査を行った。

各種届出書等を遅滞なく提出しているかについて、過去3年分の税務署提出届の資料依頼をしたところ、理事長変更の際など登記事項に変更があれば、税理士の指導のもと遅滞なく提出していた。

2.課題・問題点（勘定科目内訳書）

次に3年分の税務申告に関する書類についてである。法人税、消費税の申告は税理士事務所
の指導のもと適正に処理されていた⁴⁴。ただ、民間企業では当然作成されている法人税の
確定申告に勘定科目内訳書の添付資料が無かったため、この点の回答を求めた。

県に確認したところ、勘定科目内訳書の有無については、当初は「作成していると思いま
す」との回答であったものの最終的には作成されておらず、さらに管理指導をする立場の担
当者が内容を把握していないことが問題である。

3.指摘（勘定科目内訳書）

勘定科目内訳書は決算書を分析する上で非常に有益な書類であり、経営計画・資金計画・
融資等の財務諸表分析の資料としても活用されるものである。税務上は法人税法に基づいて
作成の必要性が求められており、財産目録を代用しているとしても、収益事業の貸借対照表
の勘定科目「苗木」「未払金」のみで資料不足は認めない。民間企業は、「預貯金等の内訳
書」から始まり「雑益、雑損失等の内訳書」で終わる16種類の勘定科目内訳書を必要に応
じて添付書類として税務申告ともに作成し提出するのが通常の手続きである。財団について
は、資料請求した「法人事業概況説明書」には「役員報酬」の金額が記載されているにもか
かわらず、「役員給与等の内訳書」等の重要な内訳書を作成していない。

公益性、公共性の立場からも、作成資料の見直しを改善すべきである。

4.消費税

(1) 概要

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務者としてお
り地方公共団体、公共・公益法人等も国内において資産の譲渡等を行う限りにおいては、
営利法人と同様に消費税の納税義務がある。しかし、国、地方公共団体、公共・公益法人
等の事業活動は公共性が強いものであることから法令上各種の制約を受け、国又は地方公
共団体等の財政的な援助を受けるなど、営利法人と比べ特殊な面が多いことから、消費税
法上、特例が設けられている。

⁴⁴ 電子申告終了報告書（併せて電子申告帳票一覧表）を確認することにより、各年度の法人税・消費税の申
告は電子申告によって各年度の申告は適正に行われていた。

国、地方公共団体の会計単位による納税義務の特例については、消費税法においては、国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業については、その行う事務の性質・内容が異なるため、一般会計又は個々の特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして消費税法の規定を適用することになっている。

(2) 資産の譲渡等の時期の特例

資産の譲渡等の時期の原則については、国内取引に係る消費税の納税義務は課税資産の譲渡等をした時（又は特定課税仕入れをした時）に成立する。この場合の「課税資産の譲渡等をした時」とは、原則として、①資産の譲渡については引き渡しのあった日、②資産の貸付けについては使用料等の支払いを受けるべき日、③役務の提供については目的物の全部を完成して引き渡した日又は役務の提供の全部を完了した日、とされている。

国、地方公共団体の会計は、予算決算及び会計令又は施行令の規定により、その歳入又は歳出の所属会計年度が定められており、これらの規定において、一定の収入又は支出については、発生年度を基準として年度経過後の一定の期間（出納整理期間）内の収入又は支出をその発生年度の決算に計上し、これにより得ないものについては、現金の収支の事実の属する会計年度の所属として整理するなど、一般の民間企業とは異なる会計処理が行われている。

このため、資産の譲渡等の時期の原則を国、地方公共団体に適用することは、国、地方公共団体の会計処理の実情と著しくかけ離れたものになる。

そこで、国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等については、下記の図のような特例が設けられている。

区 分	歳入・歳出の会計年度所属区分の法令		特 例 の 内 容
	国	地方公共団体	
資産の譲渡等の時期	予算決算及び会計令第1条の2《歳入の会計年度所属区分》	地方自治法施行令第142条《歳入の会計年度所属区分》	左記法令の規定によりその対価を収納すべき会計年度の末日に行われたものとする事ができる。
課税仕入れ等の時期	予算決算及び会計令第2条《歳出の会計年度所属区分》	地方自治法施行令第143条《歳出の会計年度所属区分》	左記法令の規定によりその費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとする事ができる。

(出典：国税庁「令和5年6月 国、地方自治体や公共・公益法人と消費税(P3)」より引用)

5.適格請求書保存方式（インボイス制度）

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日に「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始された。

適格請求書等保存方式の下では、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（インボイス）等と帳簿の保存が仕入税額控除の要件となっている。

（1）概要

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収証、レシートその他これらに類する書類をいい、その書類の様式や名称は問わない。また、適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ（電子インボイス））を提供することも可能である。

適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られており、この登録は、課税事業者であれば受けることができる。

国・地方公共団体においても、課税資産の譲渡等を行った相手方から「適格請求書」の交付を求められることがあるため、必要に応じて、一般会計又は特別会計ごとに「適格請求書発行事業者」の登録を要する（特別会計が複数ある場合には、個々の特別会計ごとに登録が必要）ことになる。国・地方公共団体が「適格請求書」を交付しなければ、その取引の相手方（課税事業者）は消費税の仕入税額控除を受けることができないこととなる。

（2）適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

記載事項は以下の図のとおりとなっている。

適格請求書	適格簡易請求書※																																																
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ) ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み) ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)又は適用税率 ※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については適格請求書に代えて交付することができます。																																																
<p>請求書</p> <p>△△商事(株) 登録番号 T012345...</p> <p>11月分 131,200円 ××年11月30日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 ※</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>豚肉 ※</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>タオルセット</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>120,000円</td> <td>消費税 11,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10%対象 80,000円</td> <td>消費税 8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8%対象 40,000円</td> <td>消費税 3,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用税率及び消費税額等の記載 ※ 軽減税率対象</p>	日付	品名	金額	11/1	魚 ※	5,000円	11/1	豚肉 ※	10,000円	11/2	タオルセット	2,000円	合計	120,000円	消費税 11,200円	10%対象 80,000円		消費税 8,000円	8%対象 40,000円		消費税 3,200円	<p>スーパー○○ 東京都... 登録番号 T012345...</p> <p>××年3月1日</p> <p>領収証</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ヨーグルト※</td> <td>1</td> <td>¥108</td> </tr> <tr> <td>カップラーメン※</td> <td>1</td> <td>¥216</td> </tr> <tr> <td>ペットフード</td> <td>1</td> <td>¥550</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>¥874</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8%対象</td> <td>(内消費税額 ¥24)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10%対象</td> <td>(内消費税額 ¥50)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 軽減税率対象</td> <td>お預り ¥1,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>お釣 ¥126</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※ 両方記載することも可能</p>	ヨーグルト※	1	¥108	カップラーメン※	1	¥216	ペットフード	1	¥550	合計		¥874	8%対象		(内消費税額 ¥24)	10%対象		(内消費税額 ¥50)	※ 軽減税率対象		お預り ¥1,000			お釣 ¥126
日付	品名	金額																																															
11/1	魚 ※	5,000円																																															
11/1	豚肉 ※	10,000円																																															
11/2	タオルセット	2,000円																																															
...																																															
合計	120,000円	消費税 11,200円																																															
10%対象 80,000円		消費税 8,000円																																															
8%対象 40,000円		消費税 3,200円																																															
ヨーグルト※	1	¥108																																															
カップラーメン※	1	¥216																																															
ペットフード	1	¥550																																															
合計		¥874																																															
8%対象		(内消費税額 ¥24)																																															
10%対象		(内消費税額 ¥50)																																															
※ 軽減税率対象		お預り ¥1,000																																															
		お釣 ¥126																																															

出典：国税庁「令和5年6月 消費税のあらまし (P69)」より引用

(3) 適格請求書発行事業者の義務 (売手の留意点)

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、原則、取引の相手方(課税事業者に限る)の求めに応じて適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課される。なお、売手(適格請求書発行事業者)は軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず、取引先(課税事業者)から求められた場合には、適格請求書を交付しなければならない。

(4) 仕入控除税額の要件 (買手の留意点)

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。

① 帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式の記載事項と同様である。

② 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、売手が交付する適格請求書や適格簡易請求書、買手が作成する仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方において、課税資産の譲渡等に該当するもので、相手方の確認を受けたもの）、これらに係る電磁的記録などが含まれる。

(5) 税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、以下の①又は②を選択できる。

① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」

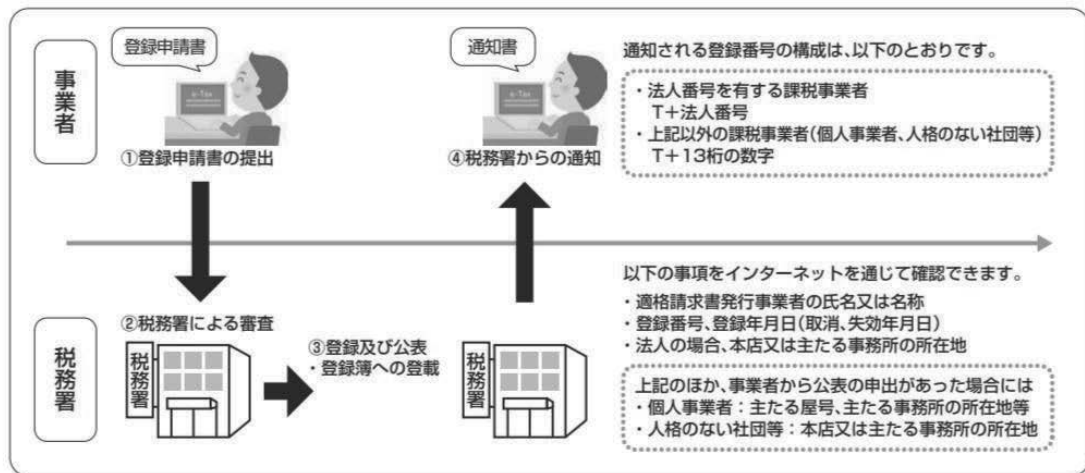
② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければならない。なお、売上税額について積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られる。

(6) 適格請求書発行事業者の登録申請

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」）を提出し、登録を受ける必要がある。

① 適格請求書発行事業者の申請から登録までの流れ



出典：国税庁「令和5年6月 消費税のあらまし (P76)」より引用

② 免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者として登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があるが、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられている。

③ 適格請求書発行事業者となった場合の留意点

基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、申告が必要となる。なお、一般会計は、適格請求書発行事業者となった場合でも申告の必要はない。

(7) 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定

特定収入に係る課税仕入れ等の税額（仕入控除税額の制限額）の計算については、特定収入のあった課税期間における当該特定収入の金額により行うこととなる。そのため、インボイス制度開始後において仕入税額控除の対象外となる適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ（以下「控除対象外仕入れ」とする）を課税仕入れ等に係る特定収入

(課税仕入れ等に用途が特定されている特定収入)により支出したとしても、計算上、仕入控除税額の制限の対象となる。

ただし、事業者が、課税仕入れ等に係る特定収入により控除対象外仕入れを一定程度行い⁴⁵、当該特定収入により仕入控除税額の制限を受けた場合において、国等へ報告することとされている文書又は国・地方公共団体が合理的な方法により用途を明らかにした文書により、その控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにしているときは、簡易課税制度の適用を受けて申告する課税期間を除き、控除対象外仕入れに係る仕入控除税額の制限額に相当する額を、その明らかにした課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に加算できる。

(8) 適格請求書発行事業者登録状況

広島県一般会計：T7000020340006

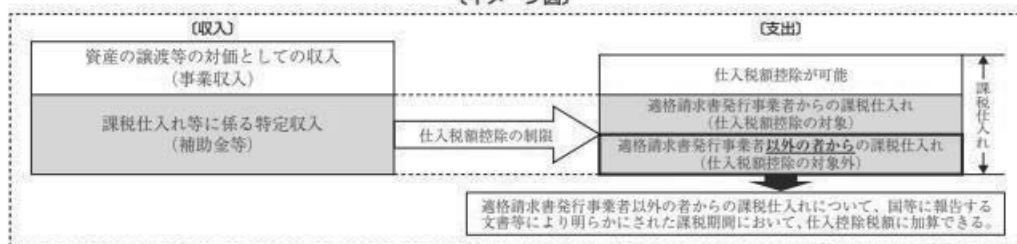
林業課特別会計：T8800020002961

一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団：T1240005013088

一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会：消費税免税業者のため未登録

⁴⁵ 課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れのうち、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れが5%を超える場合に限られる。

【イメージ図】



<計算式>

- ① 課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円以下で課税売上割合が95%以上である場合

$$\text{調整対象額} = \text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額(注1)の合計額} \times \frac{7.8}{110} \times (1 - \text{調整割合})$$

- (注1) 免税事業者である課税期間及び簡易課税制度又は2割特例の適用を受ける課税期間において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額は含まれません。また、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れであることにより仕入税額控除の適用を受けないこととなるものに限られます。以下②③においても同様です。
 (注2) 控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額については108分の624を乗じます。以下②③においても同様です。
 (注3) 「1 - 調整割合」とは、課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における資産の譲渡等の対価の額の合計額に当該課税期間における課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額を加算した金額のうち当該資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合 (= 事業収入の割合) を指します。以下②③においても同様です。

- ② 課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を適用している場合

$$\text{調整対象額} = (A + B) \times (1 - \text{調整割合})$$

$$A = \text{課税資産の譲渡等により要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額} \times \frac{7.8}{110}$$

$$B = \text{課税資産の譲渡等その他の資産の譲渡等に共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額} \times \frac{7.8}{110} \times \text{課税売上割合(注)}$$

(注) 課税売上割合は、課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上割合を用います。以下③においても同様です。

- ③ 課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を適用している場合

$$\text{調整対象額} = \text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額} \times \frac{7.8}{110} \times \text{課税売上割合} \times (1 - \text{調整割合})$$

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定に関する計算例については、今後、国税庁ホームページに掲載します。

(出典：国税庁「令和5年6月 国，地方自治体や公共・公益法人と消費税 (P64)」より引用)

県も県営林事業費特別会計は課税事業者であるので、登録申請書を提出していたのを確認した。

県のホームページにも令和5年10月5日に「インボイス制度が始まりました」という情報がアップされ、広島県の一般会計の番号が掲載されていた。

他県であれば、具体的には埼玉県がホームページにて一般会計、公営企業会計等（企業局、下水道局等）のそれぞれの登録番号をリンク付きで利用しやすい形で掲載されていたので、県もホームページ等で一般会計だけではなく、特別会計や公営企業会計等の登録番号の一覧をまとめて表示したものを周知された方が望ましいのではないだろうか。

今回は「広島県営林事業費特別会計」の消費税申告書について内容を監査した。エクセル等で集計された額を基に専用シートを用いて計算されており、課税標準額や納税額に関しては誤りがないと思われるが、申告書の記載内容について不備があったので指摘をさせていただきます。

国税庁ホームページ「消費税申告チェックシート<国，地方公共団体及び公共法人用>」の使用はしていないとのことであった。

下図は令和4年度の消費税申告書の第一表の一部である。

付記事項	割賦基準の適用	○	有	○	無	31	税 期 間 分 (一 般 用)	
	延払基準等の適用	○	有	○	無	32		
	工事進行基準の適用	○	有	○	無	33		
	現金主義会計の適用	○	有	○	無	34		
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	○	有	○	無	35		
	控除算税額の法	課税売上高5億円超 又は 課税売上割合95%未満	○	個別対応 方	○	一括比例 配分方式		41
		上記以外	○	全額控除				
	基準期間の課税売上高	291,734,811 千円						

6.課題・問題点（消費税申告書の記載事項の不備）

県営林事業費特別会計の申告書を令和2年度分から令和4年度分までの3年分の資料をいただき、その内容の確認とともに県との質疑応答は以下の通りである。

(1) 記載内容の不備

令和2年度消費税確定申告書作成について、申告書第一表の参考事項「基準期間の課税売上高」の金額が記載誤りであった（上記表を参考）。

また、令和3年度では消費税確定申告書第一表の附記事項の割賦基準の適用の有無，延払基準等の適用の有無等についての記入が無かった。さらに、その下段の参考事項についても同様に記載が無かった。

上記内容を県に確認したところ、「令和4年9月15日に電子申告した申告書の参考事項欄は、記載が漏れて（318,975千円（令和元年度分））いた。また、令和2年度の「基準期間

の課税売上高」も記載が間違っており、291,734千円でなく327,920千円（平成30年分）が正しい数字である。」との回答を得ていた。

(2) 再指摘後の県の対応

前述の項目の確認等を令和4年度の消費税確定申告書提出前に行ったが、それにもかかわらず令和4年度でも同様の誤りがあった（申告書第一表の附記事項・参考事項の記入漏れ、基準期間の課税売上高の金額記載間違い）。

その不備であった原因の理由について県に再度確認したところ、「確認資料の添付漏れと担当の入力ミスである。今後は、回議の際に確認資料（税務署からの通知）を添付することで、同様のミスが生じないように留意する。」とのことであった。

7.意見（消費税申告書の記載事項の不備）

昨年度の包括外部監査報告書でも記載があったが、消費税申告の県全体での取り組み状況は、各部局が申告業務を独自に行っており、県全体での統一した仕組みが無いことが問題である。

それぞれ納税額には直接的には影響は無いものの、付記事項、参考事項のうち、とりわけ基準期間の課税売上高の記載を誤れば、判断を誤り、また不利益を被る可能性もあるため、正確な記載をお願いしたい。また、現在のところ、課税売上高が5億円以下又は課税売上割合95%以上のため、全額控除に該当しているが、課税売上高が5億円を超えてくると、個別対応方式か一括比例配分方式のどちらかを選択する必要がある。現在のやり方であれば、一括比例配分方式を選択すると思われるが、一般的に個別対応方式の方が有利である場合が多い。

県は消費税申告書の作成を1名で行っており、資料の確認は4名で行っているとの回答であったが、誤りが発生している状況では、マニュアル等を整備し、不明点等があるのであれば、税理士等の専門家に委託するのも必要ではないかと考える。

8.指摘（消費税申告書の第一表の付記事項、参考事項の記載漏れ・誤記載）

現在のところ、納税額には直接的には影響は無いものの、付記事項、参考事項のうち、とりわけ基準期間の課税売上高の記載を誤れば、判断を誤り、不利益を被る可能性もあるため、正確な記載をお願いしたい。

9.意見（仕入税額控除額算定における計算方式の検討）

現在の「基準期間の課税売上高」であれば、全額控除となり納税額に影響は無い。現状の事務手続きであれば、一括比例配分方式を選択すると思われるが、一般的に個別対応方式の方が有利である場合が多い。

有利不利の選択以外にも職員の事務負担等も考慮しつつ、将来の課税売上高が増加した場合の対応に備えるべきである。

10.その他（消費税申告に係る県全体の取組について）

県全体の取り組みは特になく、各部局で個別に対応しており、しかも関与している人員も少数であり、消費税申告の実務ノウハウが共有化されていない。

申告期限は県の場合は課税期間終了後6か月以内となっており、通常の民間企業と比較しても納付期限にはかなり余裕があると思われる。消費税の申告実務は特殊かつ専門性が必要になるため、消費税に詳しい職員の育成・配置も必要と考えられ、県としてのチェック体制の一元化も必要となってくる。さらに、場合によっては専門家の関与も必要ではないかと考える。

11.意見（補助金申請・実績報告書の記載内容について）

「令和3年度スマート技術林業技術等導入支援事業の事業実績書」の「3.経費の配分及び負担区分」において、備考欄で消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入が求められるが、報告されているすべての事業実績書が空欄の状態であり、記載欄があるのであればコメント及び正確な金額の記載が求められる。元来不要であるならば、記載欄自体も簡素化したほうが望ましいと思われる。

12.意見（確認のための消費税申告書控の提出）

平成24年度の広島県の包括外部監査結果報告書で、「補助金に対する消費税の取り扱い」について指摘されていた。

それは①補助金額の決定に際して、補助基準額と比較する実行経費は税抜金額で計算すべきところ、税込金額を基に計算し補助されているものがあつた旨の指摘や、②事業の実施を

外部へ委託しているものを、実行経費の集計段階で、外部からの税込の請求額の総額に対し、補助団体で更に消費税等を計上しているため、消費税等も二重計上されているといったものもあった。

今回の監査では、各補助金は申請段階において税抜金額で申請されており、金額が未確定な場合にも、のちに正確な税抜金額が決定した段階で、すみやかに再申請をしている旨が確認できた。

ただし、もう一段踏み込んだ手続きとして、補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに補助事業者から報告が求められるべきである。というのも消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない補助事業者（免税事業者）でない限り、課税売上に係る消費税額（預り消費税）から課税仕入等に係る消費税額（支払消費税）を、消費税の確定申告により控除できる制度であり、補助金は、消費税法上非課税売上に該当するため、預り消費税の対象にはならないが、一方で補助事業の経費に係る消費税については、補助事業以外における支払消費税と併せて仕入税額控除することが可能である。このため、事業者が補助金の交付を受けるとともに消費税還付等の利益を受けることがないようすべきである。

部局ごとに作成されている県の補助金交付要綱において、事業完了後に消費税の確定申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには「仕入控除税額報告書」により報告することとなっており、林業課の補助金交付要綱においては、そのような記載はないため、消費税確定申告書の第一表の控の提出を求めるべきである。多くの補助金・助成金はそのような規定を設けており、事業報告においては場合により消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還いただくことがあるとされているため、補助金交付要綱の追加改定・見直し等が必要である。

第 16 ひろしまの森づくり県民税

1.概要

「ひろしまの森づくり県民税」は、県土の保全や水源涵養等の生活環境の形成など、すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力のもとで、森林を県土全体で守り、育てる施策の財源に充てることを目的として、平成 19 年度に創設された。

森林の公益的機能の恩恵は県民に広く及ぶことから、この「森づくり県民税」は、県民全体で広く、等しく分担するという考え方に基づいて、県民税均等割の超過課税方式により課税し、年間 8 億円を超える（令和 4 年度においては 8 億 8,200 万円）税収により「ひろしまの森づくり事業」の貴重な財源となっている。

ひろしまの森づくり県民税の内容は以下の通りである。

項目	ひろしまの森づくり県民税の内容																			
目的	県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民や企業の皆様に広く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進する																			
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式																			
納める人	個人	■毎年 1 月 1 日現在で県内に住所がある人 ■県内に事務所、事業所、家屋敷を持っている人で、その市町内に住所のない人 【非課税対象者】 ・生活保護法による生活扶助受給者 ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下の者 ・前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の者																		
	法人	■毎年 1 月 1 日現在で県内に事務所、事業所などを持っている法人 ■県内に事務所などを持っている法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの																		
納める額 (税率)	個人	■年額 500 円（現行の均等割額に 500 円を加算）																		
	法人	■年額 均等割額の税率の 5% 相当額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>ひろしまの森づくり県民税</th> <th>※均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 億円超</td> <td>年額 40,000 円</td> <td>年額 800,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超～50 億円以下</td> <td>年額 27,000 円</td> <td>年額 540,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超～10 億円以下</td> <td>年額 6,500 円</td> <td>年額 130,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超～1 億円以下</td> <td>年額 2,500 円</td> <td>年額 50,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円以下</td> <td>年額 1,000 円</td> <td>年額 20,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金等の額	ひろしまの森づくり県民税	※均等割額	50 億円超	年額 40,000 円	年額 800,000 円	10 億円超～50 億円以下	年額 27,000 円	年額 540,000 円	1 億円超～10 億円以下	年額 6,500 円	年額 130,000 円	1 千万円超～1 億円以下	年額 2,500 円	年額 50,000 円	1 千万円以下	年額 1,000 円
資本金等の額	ひろしまの森づくり県民税	※均等割額																		
50 億円超	年額 40,000 円	年額 800,000 円																		
10 億円超～50 億円以下	年額 27,000 円	年額 540,000 円																		
1 億円超～10 億円以下	年額 6,500 円	年額 130,000 円																		
1 千万円超～1 億円以下	年額 2,500 円	年額 50,000 円																		
1 千万円以下	年額 1,000 円	年額 20,000 円																		
課税の期間	個人	■令和 4 年度分～令和 8 年度分																		
	法人	■令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分																		

県では、県民から徴収したひろしまの森づくり県民税をひろしまの森づくり基金として積み立て、そのひろしまの森づくり基金を取り崩す形でひろしまの森づくり事業の財源としている。

ひろしまの森づくり基金の過去3年間の状況は以下のとおりである。

ひろしまの森づくり基金の状況

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度 (3月末)	令和5年度 (当初)
県民税収入確定額(A)	円	879,821,000	883,032,000	849,108,000	R6.8確定
納税義務者数	人	1,498,615	1,495,643	R5.12確定	R6.8確定
基金積立額	県民税収入見込額(B)	869,203,000	883,173,000	882,000,000	847,000,000
	前年度積立金精算額 (C) (前年度A-前年度B)	10,890,000	10,618,000	▲ 141,000	▲ 32,892,000
	基金運用益	21,094	39,591	7,620	7,063
	その他				
	積立額合計(D)	880,114,094	893,830,591	881,866,620	847,007,063
基金取崩額(E)		895,524,612	912,394,782	944,097,739	
基金期末残高(F=前年度F+D-E)		253,991,542	235,427,351	173,196,232	1,020,203,295

2.課題・問題点（基金期末残高について）

上記の表では、令和5年3月末時点で基金期末残高が、1億7,319万6,232円残高がある。

令和2年度より基金の残高は減少の傾向にある。

3.意見（基金期末残高について）

ひろしまの森づくり基金は、ひろしまの森づくり県民税を財源とする基金であり、広島県民から徴収された税金である。ひろしまの森づくり県民税収と基金の取崩額傾向を見ていくと、数年後には基金残高は不足の状態になると考えられる。

人口減少等の要因により、税収の見込みが落ちることも考えられるから、今一度、事業費等の検討の必要性がある。

4.ひろしまの森づくり事業の概要

ひろしまの森づくり事業は市町等及び民間企業が行うひろしまの森づくり事業の補助金事業、交付金事業及び県が行う事業である。内容については以下のとおりである。

		内 容	実施主体
補助金事業	人工林対策	○放置された人工林のうち、県民生活への影響が大きい森林の間伐	市町等
	森林資源の利用促進	○木造建築物における県産材の利用拡大	民間企業
	森林病虫害被害対策	○松くい虫等の森林病虫害被害に対する防除対策	市町
交付金事業	里山林対策	○里山林における環境改善・防災・鳥獣害対策等を目的とした森林整備 ○森林保全活動団体、地域住民団体の育成	市町等
	県民理解の促進	○森林・林業体験活動、木育活動	
	特認事業	○住民団体による自主的・継続的な森林保全活動 ○市町域を超えた広域的な森林・林業体験活動 ○里山林の課題解決を推進するため市町が作成する整備方針に基づき行う整備	
県実施事業	県民理解の促進	○税の趣旨や事業内容に対する県民理解の促進、森づくり活動に関心を高めるための広報	県
合 計			

(1) 具体策について

① 人工林対策

区分	取組内容	
(補)環境貢献林整備事業	人工林健全化	手入れがなされず放置され、緊急に整備が必要な人工林について、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、下層植生や根系の発達、樹木の生長を確保するための適切な間伐を行い、下草が生える健全な人工林に誘導する。
	針広混交林化	手入れがなされず放置され、緊急に整備が必要な人工林のうち、人工林としての維持が困難な森林について、強度間伐等により広葉樹の侵入を誘導し、針広混交林化する。
	被害木の処理	強風や大雪などにより被害を受け、公益的機能の発揮が阻害されている人工林について、被害木を処理し、公益的機能を回復する。
	森林作業道の整備	人工林健全化や針広混交林化する森林の整備に必要な森林作業道や、付帯する木製構造物を整備する。
	簡易な木製構造物の設置	
事業推進費	市町や住民団体等が手入れ不足の人工林を解消するために行う森林整備の働きかけや境界明確化など、上記事業を推進するために要する取組を実施する。	

(補):補助金事業

② 里山林対策

区分		取組内容
(交) 里山林整備事業	環境改善型	里山林の公益的機能の維持・発揮を目的とした森林整備を実施 環境変化により地域住民の生活に悪影響を与えている森林について、影響の改善を図るための森林整備
	防災・減災型	土砂崩壊等の災害の恐れのある森林における、防災・減災機能の改善を目的とした森林整備
	鳥獣被害防止型	農業被害等を及ぼす野生鳥獣の隠れ処を無くすための森林整備
	(交) 里山保全活用支援事業	地域住民団体などによる里山林の保全活用を目的とした自主的な活動を支援
(交) 特認事業	地域資源保全活用事業	地域の資源である森林の風景やランドマーク、森林と触れ合う場所を再生する活動を支援
	里山防災林整備事業	土砂災害の恐れがある地域の上流森林を対象に、防災・減災を目的とした地域における自主的な森林整備及び管理を支援
	里山林課題解決推進事業	市町が重点的に取り組むと判断した里山林の課題について、市町が作成する整備方針に基づく森林整備を実施
(補) 森林病虫害被害対策事業	松くい虫やナラ枯れなどの森林病虫害のまん延を防止するための被害木の駆除や薬剤処理等の防除	
(交) 事業推進費	事業推進にかかる説明会・講習会の開催経費、境界明確化等の経費など	

(補):補助金事業, (交):交付金事業

③ 森林資源の利用促進

区分	取組内容
(補) 県産材消費拡大支援事業	木造建築物での県産材の利用拡大を図るため、県産材利用量に応じて支援

(補):補助金事業

④ 県民理解の促進

区分	取組内容
(交) 森林・林業体験活動支援事業	森林の機能や林業の現状・役割について学ぶ森林・林業体験学習の開催支援や、木材に触れ合う機会となる木育活動への支援など
(交) 特認事業 [森林・林業体験活動支援事業]	広域的な取組を推進するため、市町域を越えて都市と山村が連携して取り組む森林・林業体験学習の支援など
(県) 広報事業	特別に税を徴収していることや税の趣旨、用途の明確化や事業の理解促進、森づくり活動に対する関心を高めるための広報を実施

(交):交付金事業, (県):県が実施する事業

事業内容を見ていくと、補助金事業の森林資源の利用促進事業及び県民理解の促進事業以外の事業は全て市町が行っている事業に対しての補助金及び交付金の交付事業である。

補助金事業及び交付金事業いずれも市町からの実績報告書の提出を受けている。

(2) 環境貢献林整備事業

人工林健全化事業

人工林健全化事業における実績報告書内に実績写真があるが、以下のとおりである。実績報告書の事業の内容は、個人及び法人、森林組合所有の人工林の間伐事業及び森林作業道の設置事業である。15年（保安林等は10年）以上手入れがされずに放置されている16～60年生のスギ・ヒノキの人工林のうち、県民生活への影響が大きい箇所について集中的に間伐を行っている。



申請番号:0001

作業前



申請番号:0001

作業後



申請番号:0001

伐倒状況

5.課題・問題点（実績報告書の記載）

間伐後の木材に関しては、県営林の利用間伐であれば、売却し収入を得ているが、ひろしまの森づくり事業における間伐後の木材については、そのまま放置されているのか、廃棄処分されているのか、売却しているのか、森林所有者等が利用しているのか、県は確認をしていない。

当事業の対象は手入れ不足人工林であることから価値の高い木材は少なく、補助対象外である搬出経費との収支を見れば、収入を得られるケースは僅少であると思料するが、補助金を支給するにあたり、間伐後に収入金額があれば補助金の額から減額する等考慮すべきであるとする。

6.意見（間伐後の木材の所在）

各市町の実績報告書では、森林の間伐が行われているが、伐採後の木材の処分に関する記載がない。

ひろしまの森づくり事業の環境貢献林整備事業の実施に関する協定書によれば、(事業の内容)の4条2項において、市町は、整備により伐採した樹木を、森林所有者及び事業実施主体が協議のうえ自らの責任と費用で搬出・利用することを妨げないとある。

7.課題・問題点（人工林健全化事業について）

ひろしまの森づくり事業では、1haあたり1万円の所有者負担で間伐ができる制度がある。ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱には、環境貢献林整備事業の補助率は定額だが、事業に要する経費と知事が別に定める標準経費のいずれか低い額から実施面積に1万円を乗じた金額を減じた額とされている。補助金事業である環境貢献林整備事業のうち人工林健全化事業の次の単価表を参考にすると、人工林の1ha当たりの単価は、最低金額が30万3,947円であり、最高額は46万6,684円である。

庄原市（最高単価：460,315 円）

	A 森林組合		B 森林組合		A 社		C 森林組合		D 森林組合		E 森林組合	
人工林健全化 事業量	17.47	事業量	65.08	事業量	0.8	事業量	16.66	事業量	15.29	事業量	13.24	
事業費	7,894,130	事業費	29,991,500	事業費	264,000	事業費	7,469,930	事業費	7,191,110	事業費	5,415,056	
補助金	7,719,430	補助金	29,340,700	補助金	256,000	補助金	7,303,330	補助金	7,038,210	補助金	5,284,656	
単価	441,868	単価	450,841	単価	320,000	単価	438,375	単価	460,315	単価	399,143	

広島市（最高単価：466,684 円）

	F 森林組合		B 社	
人工林健全化 事業量	20.49	事業量	83.92	
事業費	9,767,260	事業費	34,491,030	
補助金	9,562,360	補助金	33,651,830	
単価	466,684	単価	400,999	

神石高原町（最高単価：303,947 円）

	G 森林組合		事業主体の記載ない	
人工林健全化 事業量	22.24	事業量	0.76	
事業費	8,841,400	事業費	231,000	
補助金	8,619,000	補助金	231,000	
単価	387,545	単価	303,947	

北広島町（最高単価：404,646 円）

	H 森林組		I 森林組合		C 社		D 社		個人		北広島町	
人工林健全化 事業量	23.82	事業量	5.84	事業量	1.5	事業量	7.14	事業量	1.02	事業量	10.16	
事業費	9,316,020	事業費	2,385,480	事業費	522,840	事業費	2,430,480	事業費	246,840	事業費	4,212,800	
補助金	9,077,820	補助金	2,327,080	補助金	507,840	補助金	2,359,080	補助金	236,640	補助金	4,111,200	
単価	381,101	単価	398,473	単価	338,560	単価	330,403	単価	232,000	単価	404,646	

上記の表より、1haあたり最低でも30万3,947円かかる費用を森林所有者は1万円の負担のみで、手入れが行えることになる。また、同じ人工林健全化事業である間伐事業であるが、地域や依頼先に応じて、金額の隔たりがある。

8.意見（人工林健全化事業について）

森林を所有する場合、本来は森林所有者が適切な手入れを行う責任がある。しかしながら、森林の公益性を考えれば、ある程度の助成が必要であるとは考えるが、一方では、森林所有者が手入れをせず放置している現状を見ると、林所有者の自己負担金額について、今一度検討する必要があるのではないかと考える。

また、地域において間伐事業の金額に隔たりがあることを県が持つ情報として市町に周知させることが必要ではないかと考える。

9.課題・問題点（森林整備事業実績報告書について）

次表を見ると、市町からの実績報告書の確認において、申請番号3001から3031までの事業に要する標準経費⁴⁶と実行経費⁴⁷がすべて同額である。事業費は標準経費と事業経費を比較して低い金額を記載する。

⁴⁶ 「標準単価×事業量」等で算定。

⁴⁷ 実際に事業に要した経費。

様式別添付表(その1)

本整備事業(森林整備等)事業実績内訳書

年次	申請番号	林業市町村名	林班	小班	大字・地番	森林所有者	作業区分	面積 (ha)	延床 (m)	樹種 (種)	適当面積 (㎡)	標準単価 (円)	実行費 (円)	事業費 (円)	補助額 (円)	その他 (円)	低価格認定状況	採択率等の指定
220	3001	1	湯沢町	079	イ	001	人工林健全化	2.30	74*	24*	55	354,000	814,200	314,200	791,200	23,000	未指定	指定なし
220	3002	1	湯沢町	191	ロ	008	人工林健全化	0.94	74*	24*	55	421,000	395,740	395,740	386,340	9,400	未指定	指定なし
220	3003	1	湯沢町	133	イ	008	人工林健全化	1.94	74*	24*	55	421,000	816,740	816,740	797,340	19,400	未指定	指定なし
220	3004	1	湯沢町	045	ハ	008	人工林健全化	0.57	74*	24*	55	421,000	239,970	239,970	234,270	5,700	未指定	指定なし
220	3005	1	湯沢町	181	ホ	002	人工林健全化	2.85	74*	24*	55	362,000	1,042,560	1,042,560	1,033,760	28,800	未指定	指定なし
220	3006	1	湯沢町	181	イ	037	人工林健全化	10.83	74*	24*	55	480,000	5,198,400	5,198,400	5,090,100	108,300	未指定	指定なし
220	3007	1	湯沢町	207	ロ	001	人工林健全化	5.13	74*	24*	35	362,000	1,857,060	1,857,060	1,805,760	51,300	未指定	指定なし
220	3008	1	湯沢町	211	ロ	025	人工林健全化	3.30	74*	24*	50	480,000	1,536,000	1,536,000	1,504,000	32,000	未指定	指定なし
220	3009	1	湯沢町	210	ハ	018	人工林健全化	0.74	74*	24*	40	362,000	267,880	267,880	260,480	7,400	未指定	指定なし
220	3010	1	湯沢町	209	ロ	004	人工林健全化	2.98	74*	24*	55	421,000	1,251,580	1,251,580	1,224,780	26,800	未指定	指定なし
220	3011	1	湯沢町	101	ハ	027	人工林健全化	1.75	74*	24*	55	362,000	633,500	633,500	616,000	17,500	未指定	指定なし
220	3012	1	湯沢町	103	ハ	041	人工林健全化	1.81	74*	24*	55	362,000	655,220	655,220	637,120	18,100	未指定	指定なし
220	3013	1	湯沢町	103	イ	005	人工林健全化	2.07	74*	24*	45	421,000	871,470	871,470	850,770	20,700	未指定	指定なし
220	3014	1	湯沢町	045	ハ	016	人工林健全化	2.26	74*	24*	55	362,000	818,130	818,130	795,520	22,600	未指定	指定なし
220	3015	1	湯沢町	045	イ	020	人工林健全化	0.12	74*	24*	55	321,000	38,520	38,520	37,220	1,200	未指定	指定なし
220	3016	1	湯沢町	045	ロ	019	人工林健全化	6.49	74*	24*	55	362,000	2,310,380	2,310,380	2,284,480	25,900	未指定	指定なし
220	3017	1	湯沢町	055	ニ	040	人工林健全化	1.59	74*	24*	55	421,000	669,330	669,330	653,430	15,900	未指定	指定なし
220	3018	1	湯沢町	053	ハ	001	人工林健全化	0.61	74*	24*	55	362,000	220,820	220,820	214,720	6,100	未指定	指定なし
220	3019	1	湯沢町	187	ロ	002	人工林健全化	27.14	74*	24*	50	421,000	11,425,940	11,425,940	11,154,570	271,400	未指定	指定なし
220	3020	1	湯沢町	041	ニ	025	人工林健全化	1.17	74*	24*	45	480,000	561,600	561,600	549,900	11,700	未指定	指定なし
220	3021	1	湯沢町	191	イ	018	人工林健全化	0.90	74*	24*	55	421,000	378,900	378,900	369,900	9,000	未指定	指定なし
220	3022	1	湯沢町	056	ニ	007	人工林健全化	2.74	74*	24*	40	362,000	991,880	991,880	964,480	27,400	未指定	指定なし
220	3023	1	湯沢町	157	ロ	002	人工林健全化	2.03	74*	24*	40	362,000	734,860	734,860	714,560	20,300	未指定	指定なし
220	3024	1	湯沢町	191	ハ	014	人工林健全化	0.95	74*	24*	40	362,000	343,900	343,900	334,400	9,500	未指定	指定なし
220	3025	1	湯沢町	191	イ	002	人工林健全化	0.78	74*	24*	55	480,000	374,400	374,400	366,600	7,800	未指定	指定なし
220	3026	1	湯沢町				作業費の概算	83.92	1,102			3,640,000	3,640,000	3,640,000	3,640,000		未指定	指定なし
合計													381,131,030	37,291,450	839,200			

注: 事業主体ごとに別表にする。ただし、事業主体が森林所有者の場合には、事業主体が「森林所有者」を記載し、それぞれの内訳を記載する。

※表の処理の申請面積は復旧面積(被害区域面積×本整備事業)を計上する。

①樹種ごとの実積内容を1行に記載する。

②標準単価は、標準単価に事業費を乗じた額を記入する。

③実行経費は、実績に事業に要した経費を記入する。

④事業費は、標準単価と実行経費を比較して、低い額を記入する。

⑤低価格認定は、標準単価と実行経費を比較して、低い額を記入する。

⑥採択率等の指定は、採択率等の指定状況を記入する。

10.意見（森林整備事業実績報告書について）

一般的には、実際に事業に要する経費と知事が定める標準経費の額がすべて同額になることはないと思われる。同額であれば、そもそも比較する意味がなく、事業費を算定する必要もない。実績報告書であれば、実際に事業に要した経費の額を事業主体者からの請求書等で確認する等、改善を検討されたい。

11.県産材消費拡大支援事業

(1) 事業内容

木造建築物の主要構造部材等に、県産材の定着を図るため、民間事業者が協定に基づき県産材を利用する取組を支援するものである。

県産材を採用した標準仕様書を作成し、製材工場との安定供給規定に基づく県産材製品を使用した住宅棟の木造構造物を建築する住宅建築会社等に対して、県産材の利用量に応じて支援する取組に加え、小規模住宅建築会社や全国で展開する住宅建築会社に対し、外材から県産材への転換に向けた取組を推進するものである。

(2) 実績報告書

ア 広島県産材出荷証明書〔プレカット工場用〕

3	川南Nスタイル2	4/11	土台	ヒノキ	乾燥材	0.882
			柱	スギ	集成材	3.5196
			大引	スギ	集成材	1.1909
			梁・桁・母屋	スギ、米松	異樹種集成材	4.9849
7	光庭モデル	4/13	土台	ヒノキ	乾燥材	1.0584
			柱	スギ	集成材	4.0823
			大引・母屋	スギ	集成材	1.0698
			梁・桁	スギ、米松	異樹種集成材	5.5043

上記証明書が、建売住宅及びモデル住宅の建設のための広島県産材の出荷証明書になっている。また、当該支援事業は、県産材の利用促進を目的にしている補助金事業であるが、スギと米松⁴⁸の異樹種集成材に関しても対象の木材に含まれている。

⁴⁸ ベイマツと呼ばれる。アメリカ産のマツを指すが、マツ属ではなくマツ科トガサワラ属の常緑針葉樹である。

なお、県産材消費拡大支援事業実施要項の県産材建築物の基準において、集成材、合板及びLVL（一連の製品群において広島県内産の丸太を60%以上利用して生産されたものを含む。）については、広島県内産の丸太を60%以上利用した木材であることと規定されている。

12.課題・問題点（流通履歴書の補正計数について）

流通履歴書は実績報告書類であるが、使用した合計材積に3,300円/m³を乗じた金額が補助金額となる。月毎の使用材積に1.15倍された材積が補助対象材積とされている。

流 通 履 歴 書							
番号	部 材	機種等	材積 (m ³)	原本市場名等	製材した業者名	加工した業者名	
合 計	梁・桁		52.1367	補助対象材積 (左記×1.15) ※加工前材積への補正		59.9572	
	柱		34.4235			39.5870	
	土台		9.9225			11.4108	
	羽柄材	大引・母屋			12.0426		13.8489
							0.0000
							0.0000

13.意見（流通履歴書の補正係数について）

流通履歴書にある補助対象材積について、補正係数の1.15については、現在の価値に適切に対応できるよう引き続き一定期間毎に検討することが必要であると考えます。

14.里山林整備事業

事業内容

手入れ不十分な農山村地域や都市近郊の里山林等について、生活環境及び自然景観の保全を図るため、里山林等の環境改善、防災、減災及び鳥獣被害防止等を目的とした森林整備を行うものである。

環境悪化や土砂崩れの恐れ、鳥獣被害などの問題のある里山林の整備を進めるとともに、里山林整備に対する意識の醸成を図ることで、潜在する地域課題を具体化する。

また、地域住民団体等による里山林の管理が将来にわたって継続して行われるよう既存団体の組織運営の安定化や、新規団体の設立促進につながる支援を実施することを目的としている。



作業前



作業後

15.課題・問題点（人工林健全化事業との関連）

事業主体名は主に町内会等であるが、森林所有者は個人である。

人工林健全化事業では、森林所有者負担金として1万円/haとしていたが、里山林整備事業は、交付金事業であるため、森林所有者負担はない。

また人工林健全化事業においては、スギ、ヒノキと樹種が限定されていたが、里山林整備事業においては、樹種は限定されていない。

さらに、人工林健全化事業と同じく、伐採後の樹木の処分に関する確認を行っていない。

16.意見（人工林健全化事業との関連）

環境貢献林事業の人工林健全化事業との違いがわかりにくい。森林所有者負担が生ずる人工林健全化事業と森林所有者負担が生じない里山林整備事業の違いをはっきり定義すべきである。

第 17 森林環境譲与税

1.概要

森林環境税及び森林環境譲与税が導入された趣旨は、森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながることになる。一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となってきた。

このような現状の中、平成 30 年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設された。

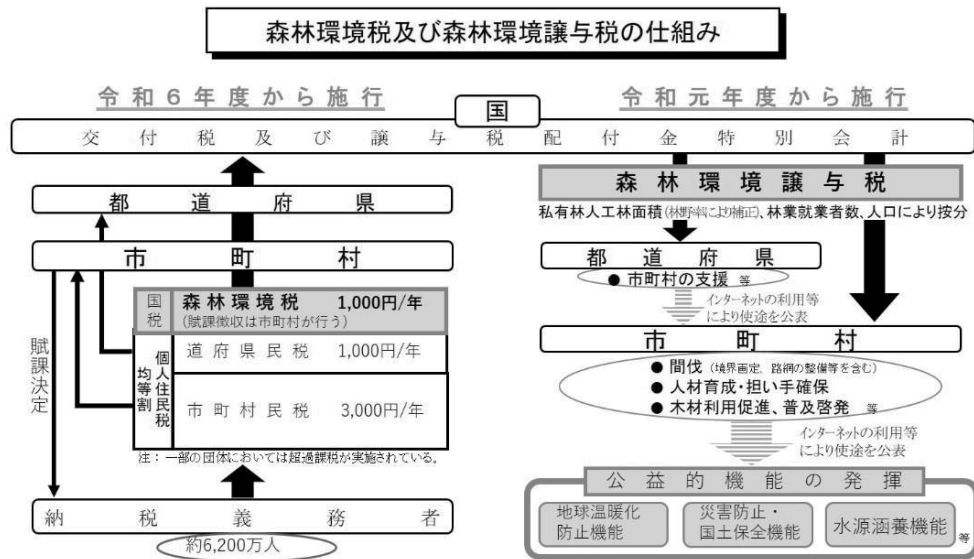
森林吸収源対策に係る税制改正要望の推移

年度	農林水産省 税制改正要望等	与党税制改正大綱
H16	【平成17年度要望】 環境税(地球温暖化対策税) 平成17年2月 京都市議定書発効	
~		
H18	全国森林環境税創設促進連盟結成 全国森林環境税創設促進議員連盟結成	
~		
H24	平成24年10月1日～ 地球温暖化対策税導入 (石油石炭税の税率の特例) 森林吸収源対策は 使途に含まれず	<平成25(2013)年度の与党税制改正大綱(平成25(2013)年1月24日)> 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。
H25	【平成26年度要望】 森林環境税	<平成26(2014)年度の与党税制改正大綱(平成25(2013)年12月12日)> 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、(略)新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。
H26		<平成27(2015)年度の与党税制改正大綱(平成26(2014)年12月30日)> 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、(略)新たな仕組みの導入に關し、(略)COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な案について結論を得る。
H27	11月30日～12月11日 COP21(パリ) パリ協定の採択	<平成28(2016)年度の与党税制改正大綱(平成27(2015)年12月16日)> ①エネルギー起源CO ₂ 排出抑制のための地球温暖化対策税の活用の実施、②市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みの検討について記載。
H28	11月4日 パリ協定発効	<平成29(2017)年度の与党税制改正大綱(平成28(2016)年12月8日)> ①エネルギー起源CO ₂ 排出抑制のための地球温暖化対策税の活用の実施、②森林環境税(仮称)の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30(2018)年度税制改正において結論を得る旨について記載。
H29		<平成30(2018)年度の与党税制改正大綱(平成29(2017)年12月14日)> 平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する旨について記載。
H30	H31.3 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 成立	

(出典：林野庁ホームページ (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/221201.html>) より)

2. 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

「森林環境税」は、令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するもので、「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。



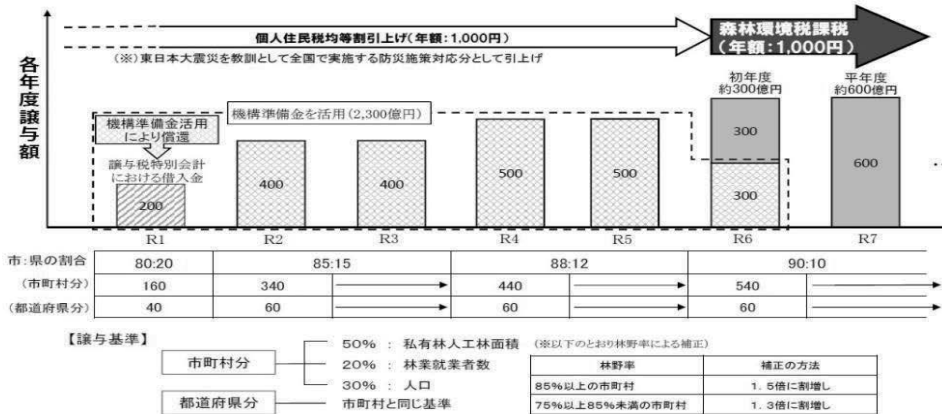
(出典：林野庁ホームページ (https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html) より)

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。

また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



(出典：林野庁ホームページ (https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html) より)

3.全国における取組状況

森林環境譲与税は、令和4年度には、総額500億円（市町村440億円、都道府県60億円）が譲与されている。

森林環境譲与税の活用額は、令和元年度の譲与が開始されて以降、着実に増加しており、令和4年度には市町村と都道府県を併せて399億円となった。（活用額：令和元年度96億円、2年度210億円、3年度270億円、4年度399億円、5年度（予定）537億円）

取組実績については、市町村においては、間伐等の森林整備が、令和元年度の約7倍となる約4万3,300ha実施されるなど、着実に取組が進展している。

また、全ての都道府県において、市町村に提供する各種情報の精度向上・高度化、県レベルの事業支援団体の運営支援、アドバイザーの派遣、市町村職員の研修などの市町村支援の取組が実施されたほか、全体の9割に当たる都道府県が林業の担い手対策に、7割に当たる都道府県が木材利用・普及啓発に取り組んでいた。

4.森林環境譲与税に関する広報・情報提供

林野庁は森林環境譲与税について政府広報ラジオ番組で周知を図ったり、森林整備の重要性和森林環境譲与税を活用した取組を紹介したり、放送内容は政府広報オンラインのホームページ内で配信を行っている。

森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 34 条の使途の範囲内で、市町村の判断により、幅広い事業に活用可能となっている。

林野庁と総務省は、令和 4 年 6 月に、これまで各市町村が森林環境譲与税を活用して実施してきた取組事例を踏まえ「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例」（通称：ポジティブリスト）を作成し、令和 5 年 6 月に、これまでの花粉発生源対策に関連する市町村等の取組も参考に、「市町村が発注者となってスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替えを実施」などの取組が新たに追加された。

同リストでは、森林整備、人材育成、木材利用、普及啓発の分野別に、具体的な取組事例を公開している。

例えば、「森林所有者や森林組合等が実施する間伐、地拵え、造林、下刈等の森林整備への補助（上乘せ含む）」、「林道や作業道の開設や維持修繕、沿線の支障木伐採、枝払い等の実施」、「森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用、推進員を配置」など、これまで多くの要望あった使途について、改めて実施可能な取組として例示されている。

【森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について（令和5年6月）より抜粋】

森林整備	森林経営管理制度等に基づき、有林人工林について、市町村が発注者となって間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備を実施
	森林所有者や森林組合等が実施する間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助（上乗せ含む）
	森林整備に先立って実施する、所有者への意向調査や所有者探索、境界測量・調査等の実施、経営管理権集積計画の作成
	林道や森林作業道の開設や維持修繕、沿線の支障木伐採、枝払い等の実施
	里山林の機能向上や竹林の整備等
	市町村が発注者となってスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替えを実施
	森林所有者等が実施する花粉の少ない苗木や広葉樹等による植替えへの補助（上乗せ含む）
	植栽箇所における防獣ネットの設置等
	松くい虫被害やナラ枯れ等の早期発見のための監視、被害木・枯損木の伐倒・くん蒸・薬剤散布、抵抗性樹種の植栽
	道路等のインフラ隣接森林における、倒木の恐れがある立木の伐採や林縁部の間伐への補助
友好都市や上下流等の関係にある山村部自治体の森林の整備費用を負担	
人材育成	新規就業者等の人材育成研修や技術指導に係る経費、資格取得に係る経費の補助
	高性能林業機械の借上げ又は購入経費の補助
	林業高校の学生の資格取得や、山林実習等への支援
	林業就業者に対して、伐倒、造材、搬出、森林作業道開設等の技術研修会を実施
木材利用	森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用、推進員を配置
	公共施設の木造・木質化、ウッドデッキ・木柵等の施設の整備と木製什器の設置
	多数の者が利用する民間建築物の木造・木質化への補助
普及啓発	地域産の木材を使ったおもちゃ等の小物を記念品として贈呈、木育施設に設置
	森林に関する市民講座、シンポジウム等の開催
	市民向けの木育イベント、地域産木材を利用したDIYワークショップの開催
	森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受入れ体制の整備
	都市・山村の子供たちの交流植林活動を行うため、植林地の整備や苗木購入等を実施

5. 県の取組事例

県全体での令和4年度の譲与実績として、県には1億2,818万円、市町には9億4,005万円であり、合計で10億6,824万円である。

県の取組事例として、「森林集積アドバイザーによる市町支援」、「低コスト再造林技術の実証」、「持続的な林業経営を担う人材の育成」の3項目が県のホームページで列挙されている。

森林経営管理推進事業の取組状況について

(単位：千円)

内容		R1	R2	R3	R4	合計
区分	事業					
積立	基金積立（譲与額）	84,804	127,206	127,373	128,188	467,571
市町支援	森林集積活動に関する相談体制の構築	9,066	7,124	7,122	7,124	30,436
	市町職員に対する研修	9,570	7,436	7,045	9,644	33,695
	森林情報共有システム構築	6,999	19,943	3,927	1,254	32,123
	県による市町への直接支援	11,429	18,831	12,239	12,433	54,932
	意向調査区域の選定支援			36,374	28,332	64,706
	小計	37,064	53,334	66,707	58,787	215,892
林業経営体支援	リーディングモデルとなる林業経営体の育成	20,779	23,167	22,673	18,944	85,563
	林業同世代コミュニティづくりの推進	2,500				2,500
	就業希望者・新規就農者に対する個別支援	12,812	11,916	13,717	13,750	52,195
	林業経営者等へのマネジメント研修		11,374	12,540	12,540	36,454
	県産材供給先の確保		982			982
	木材利用促進			5,491	16,218	21,709
	低コスト再造林実証			21,625	18,075	39,700
	小計	36,091	47,439	76,046	79,527	239,103
	合計	157,959	227,979	270,126	266,502	922,566

「各年度の取組状況について」によれば令和元年度、2年度は基金による積立があり、用途が無い様子が見え始めるが、令和3年度以降はすべて予算を消化している。特に大きな支出としては、令和3年度に新たな取り組みとして事業化された「市町村支援」（6,670万円）分のうち「意向調査区域の選定支援」（3,637万円）への支出が最も大きい（市町支援分のうちの54.5%を占めている）であり、令和4年度も2,833万円（市町支援分のうちの48.1%を占めている）となっている。

林業経営体支援の中では「リーディングモデルとなる林業経営体の育成」が毎年度トップを占め、2,077万円（令和元）、2,316万円（令和2）、2,267万円（令和3）、1,894万円（令和4）と平均して2,000万円前後を推移している。

6.課題・問題点（意向調査について）

意向調査区域の選定支援については、費用対効果を考慮できているかが問題である。

県に「解析対象が14万haでそのうち約5万haの森林資源の状況が解析済みとのことであるが、令和4年以降の計画で具体的にいつ解析が終了する予定なのか。」と確認したところ、「林業経営適地を含む約12万haについては令和5年度末までに完了する見込みであり、その他の森林約2万haについては、令和12年度の完了に向けて引き続き計画的に取り組むこととしている。」との回答をいただいた。

7.その他（意向調査について）

意向調査の進捗率は、令和5年度末で12万haが解析済みとなり、85%を超える数値となっている。しかしながら、残り2万haの解析には、今から7年後の令和12年度で完了する予定である。残された面積を考えた上で、計画完了までの期間が長期間であると思われる。これまで県、市町、森林組合等において個別に管理運営されていた森林情報を一元的に管理する森林情報共有システムが利用・整備されており、より一層の活用促進とブラッシュアップをはかりつつ効率的な調査をお願いしたい。

意向調査実施状況

区分	(ha)					備考
	R元	R2	R3	R4	計	
広島市				295	295	
呉市	39		11		51	
竹原市			11		11	
三原市			31	4	35	
尾道市	13	8	10	15	46	
福山市	42				42	
府中市				42	42	
三次市	135	179	114	190	617	
庄原市	225	1,939	2,728	1,874	6,767	
大竹市		8			8	
東広島市			38	51	88	
廿日市市		81		84	165	
安芸高田市		154			154	
江田島市						森林の現況を調査し、当面森林整備をすべき私有人工林がないことを確認
府中町						私有人工林が極小規模で点在し、現時点で整備の必要な森林もない
海田町						まとまった私有人工林が存在せず、制度取組の必要性が低い
熊野町						私有人工林が極小規模で点在し、当面森林整備の必要性も低い
坂町						現地調査を行い、当面森林整備を行う必要性はないと判断
安芸太田町		6,566			6,566	
北広島町	233	228		818	1,279	
大崎上島町						まとまった私有人工林が存在せず、制度取組の必要性が低い
世羅町	28	43		11	82	
神石高原町						当面は、森林組合による森林経営計画策定により森林整備を推進
計	715	9,206	2,943	3,384	16,247	

また「意向調査区域の選定支援」以外で森林環境譲与税の用途について、「リーディングモデルとなる林業経営体の育成」への支出の割合が高かったため、次にこの点を重点的に監査した。すると事業の初年度（令和元年）には補助内容に問題のある需用費への支出があり、2年目以降からはコンサルタント業者への支出が際立っていた。

8.課題・問題点（需用費について）

「林業リーディングモデル養成事業」の令和元年度の需用費（装備費）として、令和2年2月11日に、レインウェア等413,000円（税抜）の支出があり、全額が補助金の支出対象

になっている。また、林業への直接関連性の薄いと思われる支出として、ドライブレコーダーの購入費用等 63,638 円（税抜）もあった。

9.意見（需用費について）

県の回答の一部としては、『令和元年がリーディングモデルの初年度であり、「経営戦略の策定プラス働きやすい職場づくり」が事業目的であり、「働きやすい職場づくり」のため必要であるという理由で採択した』ということであるが、翌年度以降はそのような需用費（装備費）への支出は見られない。

確かに林業リーディングモデル養成事業において、新規就業者確保するためには、労働負荷の軽減や労働安全対策などが重要であると考ええる。今後も機械工具等の林業の業務に直接関係あるものみに支出する取組を継続的に行っていただきたい。

10.課題・問題点（審議会での提案）

令和元年から4年までの市町村別執行状況によると、熊野町・坂町・大崎上島町は単年度の譲与額が少ないため、活用がゼロであった。令和4年11月29日に開催された「第82回広島県森林審議会」議事録によると、用途別では実施可能な取組の例の中で木材利用がある中、令和元年から3年までに、木材利用の普及啓発の執行状況2億2,200万円と非常にウエイト的にも多くなっていた。県では庄原市の庄原市民会館及び庄原自治振興センターの改修に併せて内装の木質化、また廿日市市は支所を木造で建築されている例が列挙されていたが、有効に利用されているかを指導するように提案されている。

森林環境譲与税の市町別執行状況

(単位:千円)

市町名	令和元年度 譲与税額			令和2年度 譲与税額			令和3年度 譲与税額			令和4年度 譲与税額			R元～4年度 合計	
	執行額	執行割合		執行額	執行割合		執行額	執行割合		執行額	執行割合		執行額	執行割合
広島市	75,130	100.0%		159,654	100.0%		160,500	100.0%		208,528	100.0%		603,812	99.7%
呉市	10,201	31.3%		21,678	32.3%		21,196	32.8%		27,148	45.8%		80,223	48.0%
竹原市	2,586	0.0%		5,496	0.0%		5,414	2.0%		6,418	67.1%		19,914	42.0%
三原市	8,402	16.9%		17,856	45.1%		17,693	35.0%		23,310	43.0%		67,261	57.5%
尾道市	9,941	44.3%		21,126	73.6%		20,890	58.9%		28,430	94.1%		80,387	74.1%
福山市	22,921	47.7%		48,708	46.3%		48,730	18.4%		61,914	38.8%		182,273	52.9%
府中市	8,085	47.8%		17,182	85.2%		17,141	80.0%		22,304	64.1%		64,712	99.5%
三次市	24,197	17.9%		51,420	47.3%		51,560	99.2%		65,394	107.3%		192,571	76.0%
庄原市	51,613	11.3%		109,678	40.7%		109,811	77.6%		143,622	63.6%		414,724	58.2%
大竹市	1,866	24.1%		3,968	4.0%		3,921	47.0%		4,886	0.0%		14,641	50.8%
東広島市	14,511	26.7%		30,838	23.1%		31,091	34.1%		42,848	58.0%		119,288	35.9%
廿日市市	21,887	59.8%		46,512	35.3%		46,686	57.8%		59,263	76.2%		174,348	77.1%
安芸高田市	16,715	59.9%		35,518	44.6%		35,554	63.9%		44,626	51.9%		132,413	62.1%
江田島市	1,896	73.6%		4,030	40.9%		3,948	0.0%		4,606	0.0%		14,480	21.0%
府中町	1,991	0.0%		4,232	0.0%		4,252	14.5%		5,390	0.0%		15,865	7.8%
海田町	1,264	0.0%		2,686	0.0%		2,734	21.0%		3,186	0.0%		9,870	5.8%
熊野町	1,286	0.0%		2,734	0.0%		2,706	0.0%		3,358	0.0%		10,084	0.0%
坂町	508	0.0%		1,080	0.0%		1,077	0.0%		1,390	0.0%		4,055	0.0%
安芸太田町	18,621	7.0%		39,568	60.3%		39,728	44.0%		51,154	74.5%		149,071	63.3%
北広島町	24,980	88.0%		53,084	77.4%		53,291	87.9%		68,568	97.5%		199,923	89.3%
大崎上島町	462	0.0%		982	0.0%		953	0.0%		1,344	0.0%		3,741	0.0%
世羅町	5,662	71.8%		12,032	106.1%		12,030	99.9%		18,762	93.3%		48,486	86.2%
神石高原町	14,488	3.0%		30,788	87.5%		30,887	85.3%		43,606	39.9%		119,769	70.2%
合計	339,213	48.7%		720,850	61.3%		721,793	70.8%		940,055	73.9%		2,721,911	72.2%
広島県	84,804	86.3%		127,206	79.2%		127,373	112.1%		128,188	107.9%		467,571	98.4%

※R3までは市町の公表値、R4は市町からの聞き取りによる

11.その他（県の対応等について）

全国の都道府県のみならず市町村からも続々と、森林の多い地域が必要な整備ができるよう実態を踏まえた配分を求める意見書が提出されている中、県議会で「令和5年9月定例会の意見書（森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書）」（令和5年10月2日可決）が作成され国会へ提出された。

審議会で意見を述べられている通り、税金として投入されているものであるから、執行に関しても偏在がないように、全市町で使えるように支援をより積極的に行っていくべきではないか。また、県に譲与された森林環境譲与税は「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされているが、実際に市町では利用されていないところもあり、3E（経済性、効率性、有効性）に合致していない使途も見受けられる。これらを活用支援・指導すべきである県の役割は重要であり、県が単に国と市町を繋ぐ中間組織となっはいけないと考える。

令和元年度から4年度にかけて県内23市町に配分された森林環境譲与税額のうち、約3割が利用されないまま積み残され、そのほとんどが基金になっている。

森林環境譲与税を利用する場合、多くは林業にかかわる企業へのコンサルタント料に使われ、森林保全や整備等への利用が少ないことから、森林環境譲与税の配分方式を今一度の検討を希望したい。森林環境譲与税の配分については、国において、来年度から人工林の多い自治体に多く配分されるよう配分基準が見直されることが決定しており、さらなる森林整備の促進が見込まれている。

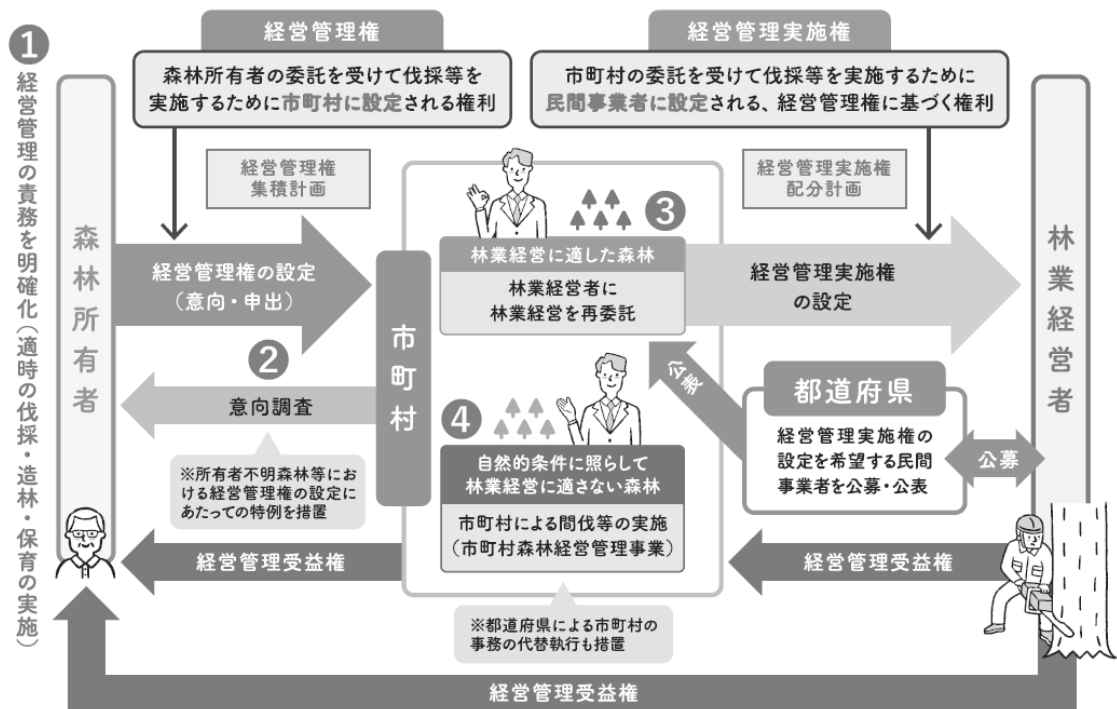
12.森林環境譲与税とひろしまの森づくり県民税との比較

平成31年4月1日から国において森林経営管理制度（森林経営管理法）が施行されている。森林経営管理法第3条で「森林所有者は適正な時期に伐採，造林，保育を行う責務」が明確化された。これにより，森林所有者は森林を適切に管理することが求められる。

本制度を林野庁のホームページを見ると森林経営管理制度及び森林環境譲与税（森林環境税）の概要についての説明がある。

主な流れとして

- ① 森林所有者による森林の経営管理の責務を明確化
- ② 市町村が意向調査を実施し，森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に市町村が森林の経営管理の委託を受ける。（※所有者が不明な場合にも特例を措置）
- ③ 林業経営に適した森林は，市町村が林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は，市町村が自ら管理を実施



(森林経営管理制度パンフレット「あなたの”森林” 手入れができていますか?」より)

13.課題・問題点 (ひろしまの森づくり県民税との関連について)

上記の林野庁の森林経営管理制度と本稿 P33 図 1 を比較すると、森林経営管理制度では、市町はまず意向調査を森林所有者に行い、経営管理が難しい森林所有者からの委託を受ける形で、経営管理権を設定し、市町が管理を行い又は市町が林業経営者に管理を任せる形をとる制度になっている。また、施業意向が無い又は森林所有者が不明の場合は、森林環境譲与税を使用して、森林管理制度を適用し森林資源の管理を行う。

一方、ひろしまの森づくり事業では、森づくり県民税を使用して、意向調査後に森林経営に適さない事業地を有効利用または公益的機能を維持のための事業を行う。

14.意見 (ひろしまの森づくり県民税との関連について)

まず下記の「森づくり県民税と森林環境税・森林環境譲与税の比較表」を見れば、その用途について重複する部分が見受けられる。一見すれば、二重課税のようにも思える。県民が両税を理解する際に、適正に理解することができるよう、更なる整理が必要であると考えます。

また、前述したように両税の仕組みについても、事業が混在しているようにも見られ、理解することが難しいものとなっている。やはり、県民が正しくかつ容易に理解することができるよう、さらなる周知と仕組みの簡潔化、使途の明確な区別等を行っていただきたい。

【ひろしまの森づくり県民税と森林環境譲与税の違い】

	ひろしまの森づくり県民税	森林環境譲与税	森林環境税
適用期間	H19年～R8年（R2.4月議会で5年間延長）	R1～R5	R6年より課税
税額	<年額> 個人：500円 法人：現行の均等割額の5%相当額	私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与	個人1,000円
主体	県	市町	市町
使途	人工林対策（間伐.所有者・境界の特定） 里山林対策（地域住民が森林と親しむ機会の創出や継続的な地域資源の管理.里山林が整備） 森林資源の利用促進（木造建築物で県産材が利用.安定供給協定の締結や、標準設計の採用） 新たな森の担い手の育成（森林保全活動に取り組む団体の増加.放置された里山林の環境を改善する活動で地域の里山の保全を図る） 県民理解の促進（認知度の向上.森林林業への関心と理解を深める）	森林整備 間伐 人材育成・担い手の確保 木材の利用の促進や普及啓発	
基金条例	あり	あり	
基金残高（円）	173,196,232	12,580,409	
R4年税収（円）	849,108,000	128,188,000	

【両税の使途区分における基本的な考え方】

区分		ひろしまの森づくり県民税	森林環境譲与税
森林整備	人工林	所有者の施業意思がある人工林の整備	所有者の施業意思がない人工林の整備
	里山林	所有者を含めた地域住民が課題を抱える里山林の整備	当面は、人工林整備を優先
人材育成		ボランティアや地域の森林管理団体の育成活動を支援	市町が推進する森林整備の担い手（林業経営体等）の育成【県が支援】
木材利用		住宅等の県産材利用による森林資源の利用促進	公共建築物等の木材利用を通じた普及啓発
普及啓発		県民に対して、森林林業の体験活動や理解促進を支援	森林環境譲与税の使途について公表

（令和4年度ひろしまの森づくり事業に関する推進方針（案）より）

第 18 システム

1.はじめに

森林・林業に係る分野には様々な紙媒体の資料が存在してきた。森林簿や森林基本図等の特定の目的を持った帳簿、伐採届などの届出書面、施業履歴、様々な活動に必要となる地図情報など、多くの情報が紙媒体で管理されてきた。紙媒体での資料を使う場合、突合作業に時間がかかり、その後の利活用にも様々な障壁がある。森林・林業分野においても、新技術を積極的に活用し、森林管理や林業の効率化を達成することが時代の要請であり、県においても従来から ICT を利用した森林資源情報のデジタル化に取り組んできた。

林野庁では、森林管理の基礎となる資源情報の高度化、データや最新技術を活用した「スマート林業」を推進している。森林を適切に管理していくためには、森林計画制度の運用、森林整備の促進、保安林の管理など様々な業務を行っていく必要がある。このため、その基礎となる森林簿や森林計画図等の情報をデジタル化して一元的に管理することが求められることとなる。これらのデータ整備に当たっては、バラバラな形式ではなく、標準化とクラウド化を進め、自治体間の連携、林業事業者へのデータ提供を効率的に行えるようにしておくことが有効であることから、林野庁では、ベースとなる「標準仕様書」を作成して、標準仕様書に基づく「森林クラウド」の導入を促進している。県でもこの標準仕様書をベースにしてシステム構築に臨んでいる。

森林の資源量は材木の成長に伴い常に変化していく。また、伐採や造林、林地転用等が行われれば属地的に大きな変化が生じる。このため、日々の業務を通じて把握した情報を森林簿や森林基本図等に反映する必要性が生じる。システム上でできる限り適時適切に情報を反映できる仕組みが要請される。

広大な森林を調査するためには多大な人員や時間がかかるため、最新技術を活用した測定方法が必要となる。航空機やドローンを使った測量やレーザ測量などを使って手に入れたデータを解析することにより地形、樹高や森林蓄積を正確に推計することが可能な状況が現出しており、県でも森林管理や林業経営のために有効に活用する方向で試行している。

林業は、造林から収穫まで長期間を要し、厳しい自然環境下での人力作業が多いといった特性があり、このことが低い生産性の一因となっている。これを抜本的に改善するために、新技術を活用し、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする新しい林業を目指す流れの中で実施されているシステムの現状を検討する。

2.森林情報共有システム

(1) 森林情報共有システム導入の背景

「行政のデジタル化」という国による方針のもと、広島県においても令和元年 7 月に県 DX 推進本部を設置し、「自治体行政のデジタル化の促進」を柱の一つとして取り組みを進めていた。その流れの中で、森林・林業分野においても、伐採届等の事務手続きの電子化を目指して、森林情報の電子化に取り組むこととなった。

また、同じく令和元年から、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受けて森林整備を行う森林経営管理制度が開始された。この森林経営管理制度を利用して、森林の集約化等を適正に進めるためには、県・市町・林業経営体等が保有する森林に関する情報（所有者情報・森林資源情報・集約関係情報・施業履歴等）を関係者で共有・利活用できる環境を構築することが重要であることから、森林情報共有システムの整備に取り組むこととなった。

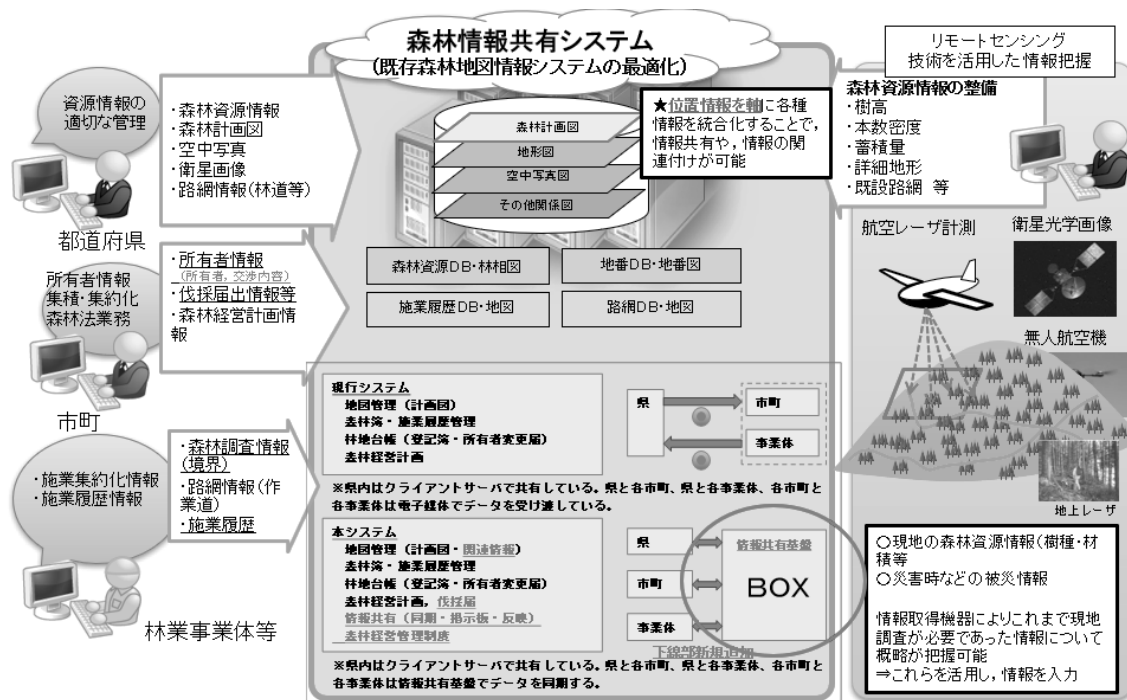
従来より、正しい森林に関する情報を適切に共有し、そのデータを基に各種取組に活用し効率的・効果的に利活用する必要性は認識されていた。加えて、集積においては、森林所有者・市町・林業経営体間の長期間の契約が存在するとともに、推進に当たっては県がこの取組を主体的に支援することとしており、関係者間の情報共有や進行管理の仕組作りが必要な状況が存在した。これらの情報等は、森林計画情報システムにおいて整備をされたものの、その運用面に課題があると同時に、新たな制度への対応や、実務上の運用、情報の管理面で課題を抱えていた。このため、新たな環境変化や全国の動向を踏まえ、今後の森林情報の効率的・効果的な活用を前提として、今後の森林情報を取り扱う、森林計画情報システムの在り方を再整理し、森林簿及び林地台帳の情報や、今後取得されることが想定される森林の集積・集約化に必要な新たな情報（所有者情報、森林資源情報、集約関係情報、施業履歴等）を適切に管理し・共有し、利活用しやすいシステムの構想を策定し⁴⁹、現在の森林情報共有システムの構築に至った。

⁴⁹ 「広島県森林情報共有システム（仮称）基本設計業務仕様書」参照。

(2) 森林情報共有システムの概要

① 既存システムと新システムの相違点

森林情報共有システムは、これまで各ユーザ（都道府県、市町村、森林組合等）で管理していた森林情報を一元的に管理し、関係者に共有・利用するとともに、新たな森林経営管理制度に対応したシステムである。

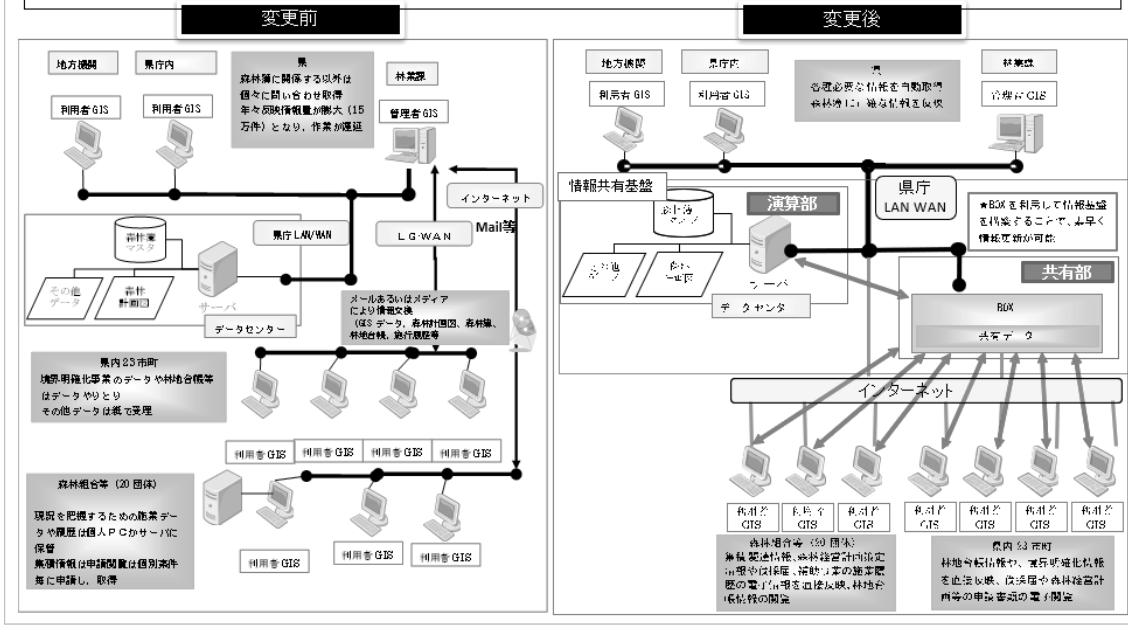


(出典：システムセキュリティ (森林情報共有システム))

既存システムでは、森林資源情報・森林計画図・空中写真・衛星画像・路網情報（林道等）など県が所有している情報，所有者情報（所有者，交渉内容）・伐採届出情報等・森林経営計画情報など市町村が所有している情報，森林調査情報（境界）・路網情報（作業道）・施業履歴など林業事業体等が所有する情報について，県・市町・林業事業体等それぞれが保有し，必要な情報のやり取りはメールやメディアなど電子媒体を使用し個別に行われていた（場合によっては紙によりやり取りする情報もあった）。個別に申請し情報を取得することにより効率性は著しく低く，年々反映すべき情報量が膨大となり作業の遅延を招いていた。この問題を解決するため，新システムではBOXという情報共有基盤を通じて必要な情報を取得することができる体制を構築した。これにより事務処理が効率化し，制度や鮮度の高い情報を反映することが可能となった。

森林情報共有システムのBOXサービス利用

- ◆ 森林情報共有システムでは、県・市町・林業事業者の情報共有ツールとして、県庁が契約する「BOXサービス」を活用する計画。
- ◆ インターネット回線を通じ、これまでメディア等による情報交換をおこなっていたものをクラウド化し、事務処理を効率化するとともに関係者が精度や鮮度の高い情報の取得が可能となる。



(出典：システムセキュリティ(森林情報共有システム))

加えて、リモートセンシング技術を活用した情報把握を活用することを試行している。具体的には、航空レーザ計測、衛星光学画像、無人航空機、地上レーザなどを活用し、森林資源情報(樹高、本数密度、蓄積量、詳細地形、既存路網等)の整備や災害時の被災情報の把握などに役立てている。このような試行により、これまでは現地調査が必要であった情報について、現地に赴かずに概略が把握可能となった。

(4)情報基盤の整備 - 「森林情報共有システム」の整備・活用

- 森林経営管理法等による森林の集約化等を進めるためには、県・市町・林業経営体等が保有する各種情報(所有者、森林資源、施業履歴等)を共有・利活用できる環境の構築が必要。
- このため、令和2年度から令和3年度にかけて森林情報共有システムを整備。令和4年度から本格運用を開始。



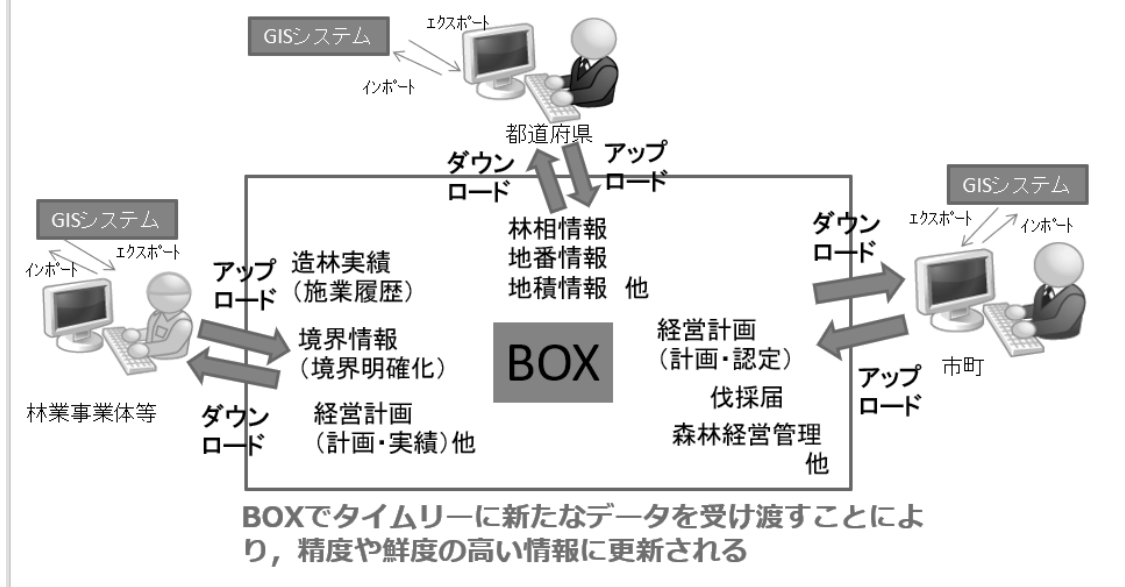
(出典：森林情報共有システムの概要)

② 森林情報共有システムで使用されている BOX について

BOX とは、複数の利用者・端末でデータを共有するためのクラウドサービスである。インターネット上で、権限のあるユーザにのみファイルをアップロード・ダウンロードすることが可能である。森林情報共有システムでは、データをデータベースで管理している。一方、BOX ではファイルで情報を共有する。そのため、データベースから必要なデータをファイルにエクスポートして BOX にアップロードし、BOX から必要なファイルをダウンロードしてデータベースにインポートする方法を用いる(ファイルは情報漏洩を防ぐため暗号化する)。

1.5.データ共有方法

○情報共有のタイミングは、システムからデータの種類ごとに利用者が明示的に指示する。「共有」ボタンをクリックすることにより、データベースからのエクスポートとBoxへのアップロード、Boxからのダウンロードとインポートを実行する。



(出典：システムセキュリティ (森林情報共有システム))

また、BOXは、Webブラウザや専用のアプリケーションから利用するほか、BOX APIという仕組みを用いて、独自のアプリケーションにファイルのアップロード・ダウンロード機能を組み込むことが可能である。この仕組みにより、各利用者が個別にBOXにアカウントを登録することなく、BOX APIを用いてシステムにBOXを利用する機能が組み込まれる。BOXへのアクセスはJWT (JSON WEB TOKEN)によるサーバ認証を経て行われる。JWT認証は、アプリケーションのサーバで要求を作成し、アプリケーションの秘密キーを使用してこれに署名することで機能する。

BOXは細かいアクセス権限とユーザ認証により、利用可能なファイルを限定しており、森林情報共有システム及びシステム開発・保守業者からのみアクセスできるように制限を設定している。例えば森林資源情報を市町が取得するケースでは、市町が森林情報共有システムをインストールし、市町のIDとパスワードでログインする。アクセス権限はIDごと

に制限されており、特定の市町のIDでログインした場合には他の市町の情報を取得することはできない。

権限区分CD	権限区分名	所属区分種類	地番情報	林相情報	森林簿	登記簿	林地台帳	森林経営計画	伐採届10条	伐採届15条	施業履歴	森林経営管理制度	造林	地区	5条外地番	5条外林相	樹頂点	備考	
100	国管理	県	更新	更新	更新	更新	更新	更新・作成・申請・認定	更新	更新	更新	更新	更新	更新	更新	更新	更新	更新	NULL
101	県森林企画	県	更新	更新	更新	更新	更新	更新・作成・申請・認定	更新	更新	更新	更新	更新	更新	更新	更新	更新	更新	NULL
102	県森林集積担当	県	閲覧・申請	閲覧・申請	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧・作成・申請・認定	閲覧	更新	更新	更新	NULL	更新	閲覧	閲覧	閲覧	NULL	
103	県営林	県	閲覧・申請	閲覧・申請	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧・作成・申請	閲覧	更新	更新	更新	NULL	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧	NULL	
104	県森林参事	県	閲覧・申請	閲覧・申請	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧・作成	閲覧	更新	更新	更新	NULL	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧	NULL	
105	県その他	県	閲覧・申請	閲覧・申請	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧・作成	閲覧	更新	更新	-	NULL	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧	NULL	
106	県造林本庁	県	閲覧・申請	閲覧・申請	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧・作成	閲覧	更新	更新	-	更新	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧	NULL	
107	県造林出先	県	閲覧・申請	閲覧・申請	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧・作成	閲覧	更新	更新	-	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧	NULL	
200	市町	市町	閲覧・申請	閲覧・申請	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧・作成・申請・認定	更新	更新	更新	更新	NULL	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧	NULL	
701	事業体経営計画作成	事業体	閲覧・申請	閲覧・申請	閲覧	-	閲覧	閲覧・作成・申請	-	更新	更新	-	NULL	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧	NULL	
702	事業体経営計画未作成	事業体	閲覧・申請	閲覧・申請	閲覧	-	-	-	-	更新	更新	-	NULL	閲覧	閲覧	閲覧	閲覧	NULL	
800	保守	保守	更新	更新	更新	更新	更新	閲覧・作成・申請・認定	更新	更新	更新	更新	更新	更新	更新	更新	更新	更新	NULL

(出典：森林情報共有システム権限区分)

(3) 森林情報共有システムにログインできる林業事業者等について

県、市町以外に森林情報共有システムにログインできる者として林業事業者等がある。全ての林業事業者等がログイン可能なのではなく、県が意欲と能力のある林業事業者として認定した事業者とのみ協定書を取り交わし、IDとパスワードを付与することによってシステムにログインすることが可能となる。

現在19の事業者（森林組合15、企業4）が認定され森林情報共有システムを導入している。

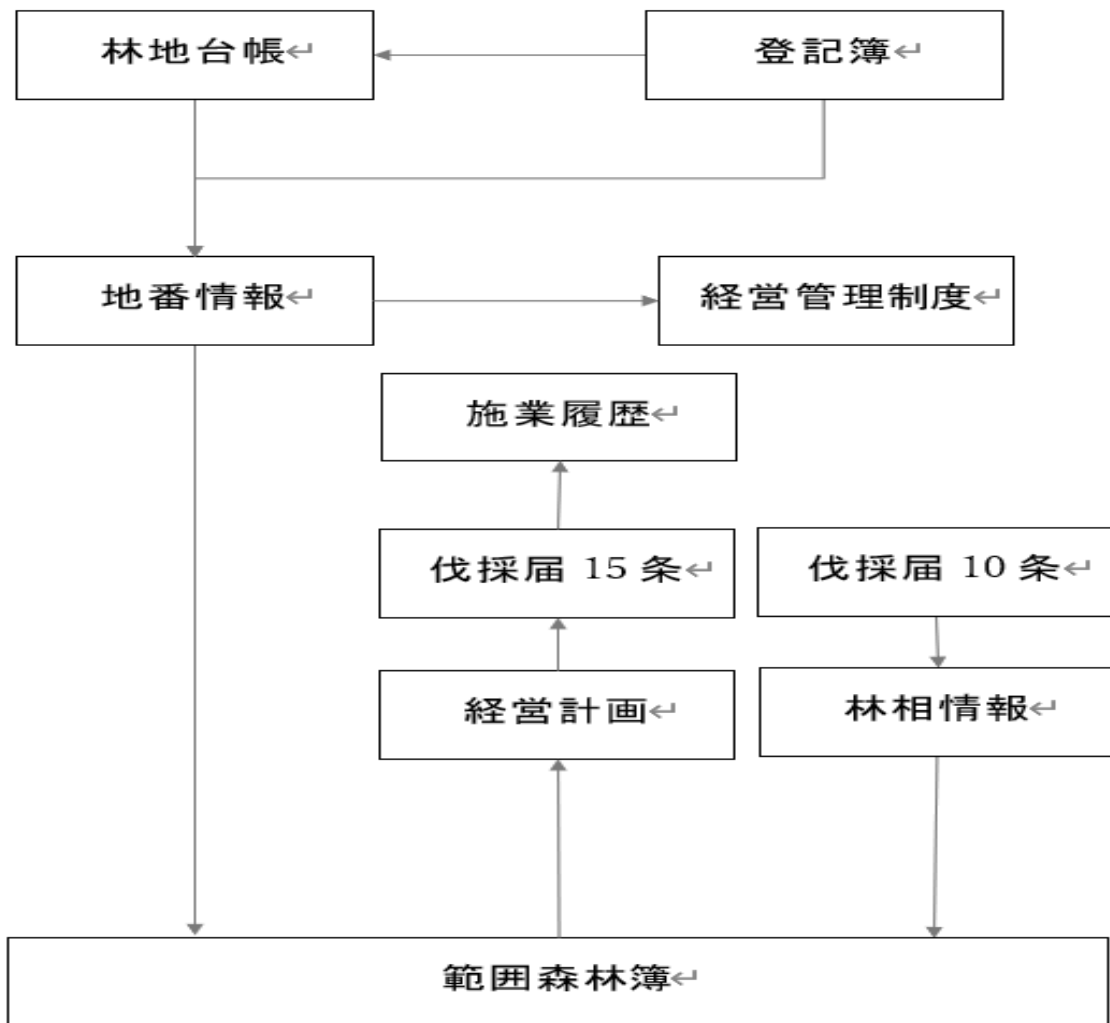
(4) 森林情報共有システムの操作について

森林情報共有システムとして扱う主なデータは地番情報⁵⁰、林相情報⁵¹、森林簿⁵²である。これらの情報の関係性を示すと以下のような図となる。

⁵⁰ 地番情報とは、地番ごとの所有者・所在地・登記情報等の情報を取りまとめた帳簿である。

⁵¹ 林相情報とは、施業班ごとの樹種・林齢・面積・材積等の森林資源情報を取りまとめた帳簿である。

⁵² 県内の地域森林計画対象民有林について、「林班」「準林班」「小班（地番）」を単位とし、樹種・林齢・面積・材積等の森林資源情報を取りまとめた帳簿である。



(出典：「GIS 研修資料（初級編）」パシフィックコンサルタンツ株式会社（2023.7）)

森林情報共有システムをインストールし、ID とパスワードを入力しログインすると以下の管理画面が現れる。上記の情報が項目ごとに整理されている。

The screenshot shows the '起動パネル' (Startup Panel) with the following elements:

- 所属区分** (Affiliation): 601 : 広島市森林組合 (Hiroshima City Forestry Association)
- ユーザ** (User): 事業体テスト (Business Body Test)
- 権限** (Permissions): 事業体経営計画作成 (Business Body Management Plan Creation)
- 更新ユーザ** (Update User): 更新ユーザ (Update User)
- 地図** (Map): 地図 (Map)
- Forest Management Functions:**
 - 森林簿 (Forest Ledger)
 - 森林経営管理 (Forest Management)
 - 森林経営計画 (Forest Management Plan)
 - 施業履歴 (Management History)
 - 林地台帳 (Forest Land Ledger)
 - 伐採届(10条) (Clearing Application (10 items))
 - 地番情報 (Parcel Information)
 - 林相情報 (Forest Condition Information)
 - 伐採届(15条) (Clearing Application (15 items))
- 掲示板** (Notice Board)
- ログアウト** (Logout)
- 終了** (End)
- バージョン** (Version): 0.9.370

最新データをダウンロードするためには、起動パネル右下の掲示板にアクセスする。「掲示板」の中には3つのタブがあり、掲示板タブでは県からの通知文、ファイルタブでは各種マニュアル・研修資料、BOXタブではダウンロード可能なファイルが表示されている。掲示板を見ることで、アクセス権を持つ関係者にとって必要な情報にアクセスできる仕組みとなっている⁵³。

⁵³ パシフィックコンサルタンツ株式会社「GIS 研修資料（初級編）」（令和5年7月）17・18頁参照。

県から共有される受動的情報ではなく、能動的情報取得について触れる。起動パネル上部の「地図⁵⁴」では、利用目的に応じてある特定の主題を表現した主題図と呼ばれる地図を作成できる⁵⁵。

「森林簿」では、県内の地域森林計画対象民有林について、「林班」「準林班」「小班（地番）」を単位とし、樹種・林班・面積・材積等の森林資源情報を取りまとめた帳簿である森林簿を検索・閲覧・集計・印刷などができる。ただ森林簿を出力するだけでなく、森林簿のデータを基に各種のグラフを作成したり、属性による検索を行ったりすることができる⁵⁶。

「地番情報」では、地番ごとの所有者・所在地・登記情報⁵⁷等の情報を取りまとめた帳簿である地番情報を検索できる⁵⁸。

「林相情報」では、施業班ごとの樹種・林齢・面積・材積等の森林資源情報を取りまとめた帳簿である林相情報を検索・印刷などができる⁵⁹。

「施業履歴」では地図データから施業履歴を取り込んだり、新しい施業履歴を作成したり、施業履歴を集計したりすることができる⁶⁰。

「森林経営管理」では地番情報及び共有者を含む所有者情報単位で、意向調査、集積計画、配分計画までの一連の情報を入力・管理する⁶¹。

⁵⁴ 県は森林情報共有システムのベースマップとして使用可能な衛星デジタル画像データを株式会社インフォマティクス大阪営業所より情報を取得しており、年間の賃借料は1,826,000円である。

⁵⁵ パシフィックコンサルタンツ株式会社「GIS研修資料（初級編）」（令和5年7月）20頁参照。

⁵⁶ 同上 60頁参照。

⁵⁷ 登記情報については手入力ではなく、年に一度、データを流し込む方法で行っているとのことである。

⁵⁸ パシフィックコンサルタンツ株式会社「GIS研修資料（初級編）」（令和5年7月）43頁参照。

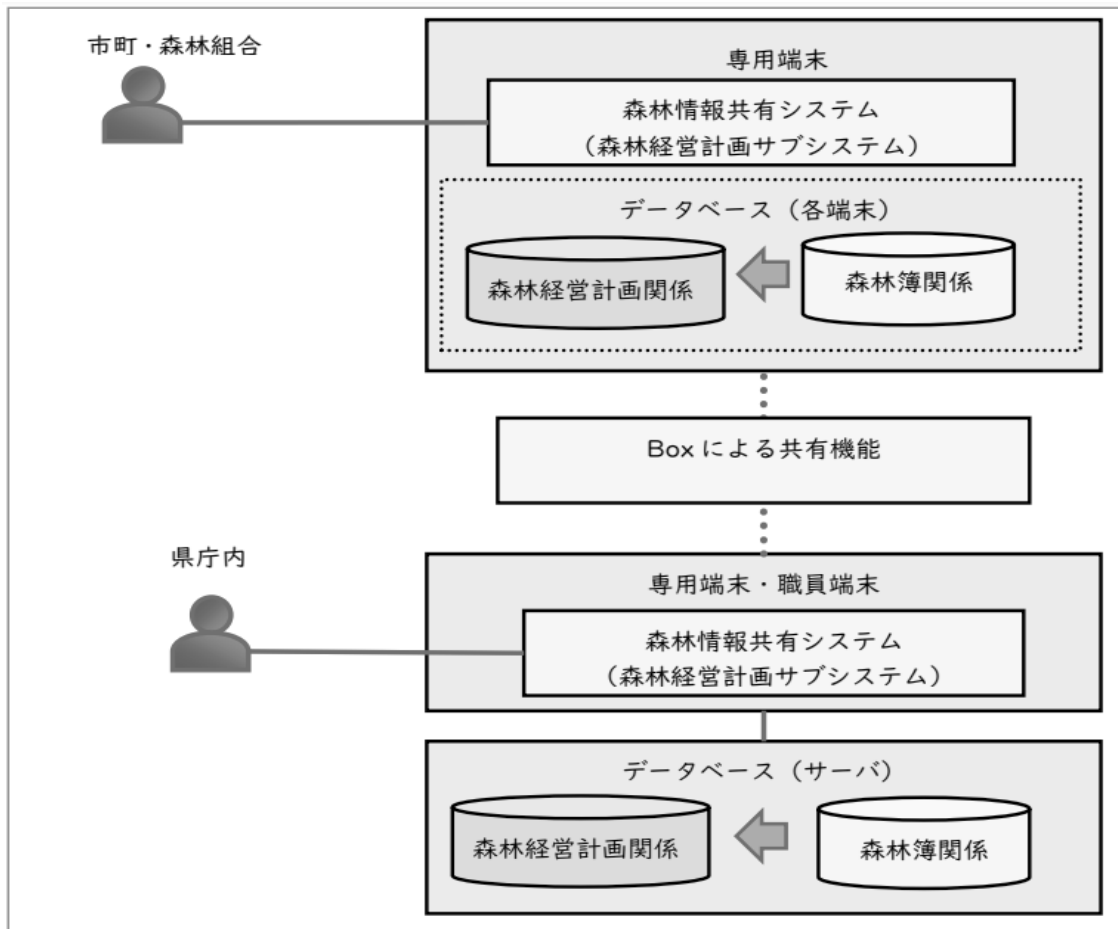
⁵⁹ 同上 54頁参照。

⁶⁰ パシフィックコンサルタンツ株式会社「広島県森林情報共有システム操作マニュアル 共通編 ver.0.9.363 対応版」（2023.3）115～120頁参照。

⁶¹ パシフィックコンサルタンツ株式会社「広島県森林情報共有システム操作マニュアル ver.0.9.363 対応版」（2023.3）4頁参照

「林地台帳」では範囲森林簿を基にして作成され地番情報の地図とリンクした林地台帳が表示される⁶²。

「森林経営計画」では地図とともに森林経営計画の認定基準を満たす計画を作成する。実際に森林経営計画を作成するのは経営計画サブシステムであるが、当該サブシステムは森林情報共有システムをインストールすると合わせて自動的にインストールされるものであるため単独でインストールすることはできない。ちなみに県庁ではデータをサーバで一元管理しており、市町・組合ではそれぞれの専用端末でデータを管理している⁶³。



(出典：「広島県森林情報共有システム操作マニュアル 経営計画・伐採届 15 条編」)

⁶² パシフィックコンサルタンツ株式会社「広島県森林情報共有システム操作マニュアル 共通編 ver.0.9.363 対応版」(2023.3) 127 頁参照。

⁶³ パシフィックコンサルタンツ株式会社「広島県森林情報共有システム操作マニュアル 経営計画・伐採届 15 条編 ver.0.9.363 対応版」(2023.3) 2~4 頁参照。

「伐採届（10条）」及び「伐採届（15条）」では、その名の通りサブシステムに接続し、それぞれの伐採届の作成ができる⁶⁴。

(5) 小括

森林情報共有システムは、森林経営管理制度に対応するため整備されたシステムである。これまで各ユーザ（県、市町、林業事業体）において管理していた森林情報を一元的に管理（県はサーバで、市町・林業事業体は専用端末で管理）し、BOXを通じて各々が情報を共有することで、森林・林業関係事務の効率化を促進している。

3.治山台帳管理システム

(1) 新システムの概要

治山台帳は、治山事業の実施状況を把握し、治山施設の維持管理及び今後の効果的・経済的な治山事業を計画することを目的として、実施個所ごとに作成し、保管するものである。

既存システムは、平成14年度から運用を開始し、全県の治山施設について、台帳に記載された情報と地図情報（治山事業施工位置、山地災害危険地区位置、地形図）を関連付けして管理することにより、治山事業の実施状況を地域単位・年度単位で把握してきた。令和4年度に新システムへの改修を行い、既存システムの課題を改善し、新たな稼働環境を構築している。

台帳作成に関して、既存のシステムでは、情報の訂正や追加があっても職員がシステムを修正することができなかった。加えて、年に1回の更新であり、最新情報の反映に時間がかかっていた。この問題を解決するため、新システムでは職員の入力の省力化を行い、業務の効率化を図り、入力ミス防止のためチェック機能を追加した。また、一元的なデータ管理により、最新情報を素早く利用者間で共有できるような仕組みを構築した⁶⁵。

地図表示に関して、既存システムでは、使用している地図データが現在の情報と合っておらず、地図表示に旧測地系を基にしたGISデータを使用していた。新システムでは地図デ

⁶⁴ パシフィックコンサルタンツ株式会社「広島県森林情報共有システム操作マニュアル 伐採届編 ver.0.9.363 対応版」（2023.3）2頁参照。

⁶⁵ 治山台帳管理システム改修業務 仕様書 3頁参照。

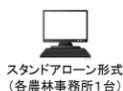
ータは最新のものが利用でき検索機能等を充実させている。また、他システムでも使える一般的な座標系、GIS データを構築した。

既存システムは、既設の情報確認のためにシステムを利用しており、施設点検や災害対応時など、幅広く治山事業に活用できていなかった。これに対し、新システムでは情報確認だけでなく、治山事業の効率的な実施のため、新しい付加価値を持ったシステムを構築した。具体的には、今後、治山施設が順次老朽化することが見込まれ、建設後数十年を経過した治山施設について、適切な維持管理・更新等を進めつつ長寿命化を図っていくことが必要であることから、治山施設の「メンテナンス」「長寿命化」を進めるための機能を追加した。

操作について、従来は操作が直感的ではなく、業務内で十分に活用できていなかった。また、起動や地図表示などに時間がかかり、実用的なシステムとなっていなかった。新システムでは機能を整理し、初心者でも使いやすいように再構成し、実践的な講習（全県の治山担当者 63 名を対象に WEB 研修を実施。併せてマニュアルを配付）を行い利用者に機能を周知した。

運用面について、既存システムでは、台帳データが担当者使用の PC に格納していたが、今後も増えていく台帳データの管理・保守を考慮して県庁のサーバでの管理をするようになった。

○ 現状・課題



- ①職員が台帳をPDFで作成（年 1 回）
- ②業務委託により情報を反映
- ③職員が既存の施設の情報確認に使用（位置、構造等）



- ①既存システムの操作性、機能の改善。
- ②施設点検結果等を反映できない。
- ③各種GISデータと連携していない。
- ④増え続ける台帳データでフォルダを圧迫する



○ 新システム

データの一括管理による新しいシステム構築

【①】

職員が使い勝手の良く、ストレスなく誰でも分かりやすい機能改修。

【②】

点検結果（健全度等）を反映・修正できる。点検時のPC貸し出しの手間を省略できるシステム構築

【③】

各種GISデータと連携できる。世界測地系に基づいた正確な位置情報が取得できる。

【④】

データが一元管理され、最新情報が共有されている。保守・運用方針が明確化されている。



【参考】
・台帳登録数：約12,000施設
・治山担当職員数：62名

(2) システム化の方向性と期待する効果

① 新システムの方向性

新システムは、既存システムの検索、施設の地図表示、情報表示機能に加えて、施設点検との連携機能を追加した。施設点検との連携は治山施設の損傷状況及び補修履歴等の治山施設の維持・管理に必要な情報が集約され、地図上で確認できるようにした。ログイン後は閲覧可能な地域に制限はなく県内全域が閲覧できる。森林情報共有システムは、例えば、呉市の ID でログインした場合には呉市の情報しか閲覧できない。この点において森林情報共有システムと大きく異なる。

また、施設点検は 5 年に 1 度の定期点検時に、調査会社に治山台帳システムの貸し出しを行っており、県職員以外の利用者が施設位置と台帳情報のみが閲覧可能なサブシステムを構築している。サブシステムの具体的運用は、調査会社の PC にシステムをダウンロードし、期間限定で使用させている。閲覧可能な地域に制限はなく全県が閲覧できる。

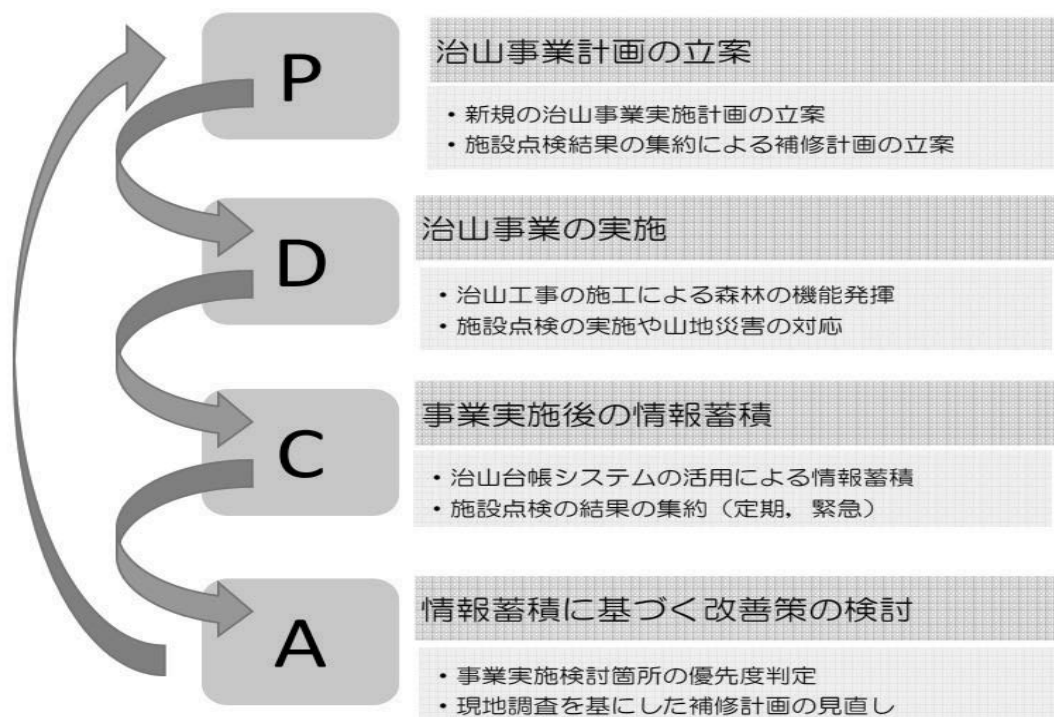
調査会社は、業務に使用するノート PC の持ち出し等について遵守すべき事項があり、業務に携わる調査職員等について、その氏名を県に通知しなければならず、その者を変更したときも通知を要することとなっている。しかし、調査会社の中で治山台帳管理システムにアクセスできる人員を具体的に制限しているわけではない。

なお、システムの仕様は広島県行政デジタル化アクションプランに基づき、クラウドベースを基本とした。

② 新システムに期待する効果

既存システムを改修することにより、治山台帳の情報の集約化と正確な情報に基づき、治山施設の機能発揮のための老朽化対策、山地災害時の対応など効果的な治山事業が実施され、森林の多面的な機能が発揮されることが望まれる。加えて、利用者が使いやすい仕様に改修することで、治山担当職員の作業時間を減らすとともに、より精度と鮮度の高い情報を集約し、効率的な事業実施に繋げる。これらのことにより、以下に示すような治山事業における PDCA サイクルをより円滑に実行できる環境を構築することを新システムに期待する効果とする⁶⁶。

⁶⁶ 治山台帳管理システム改修業務 仕様書 5 頁参照。

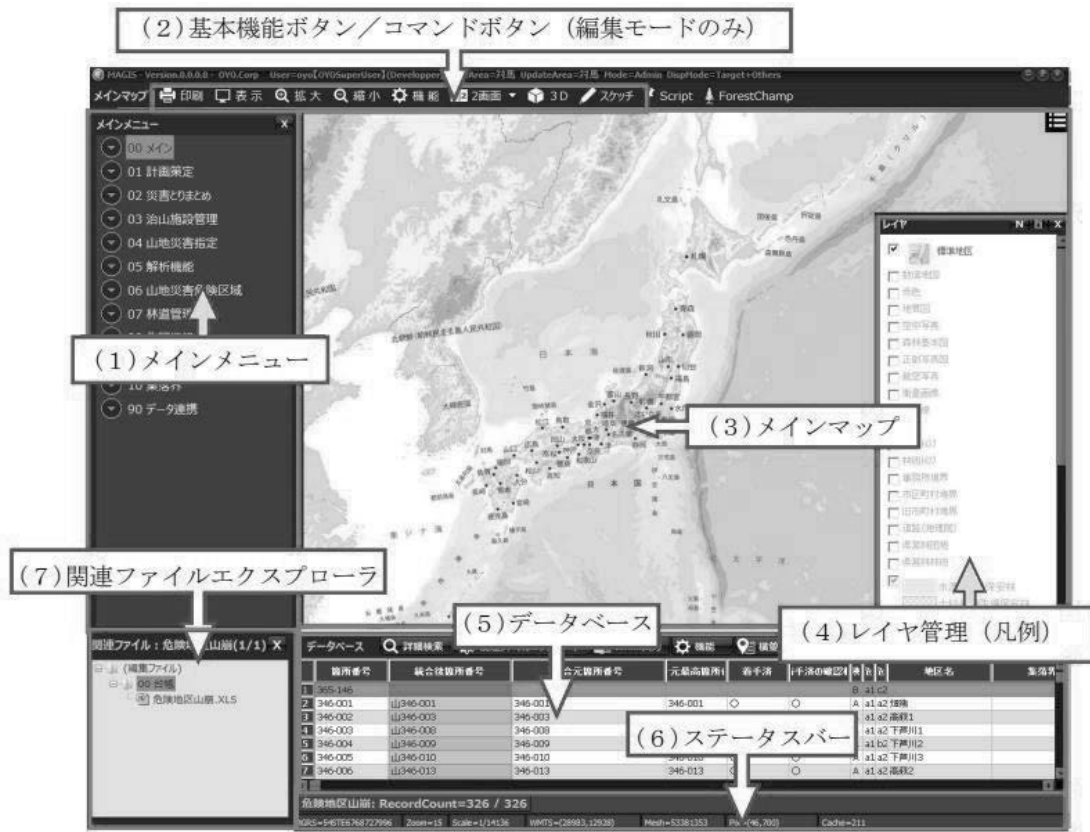


(3) 治山台帳管理システムの操作について

システムを起動すると、ログイン画面が表示される。この画面に「1.利用者名」に職員番号を、「2.パスワード」に自身で設定したパスワードを入力後ログインする。

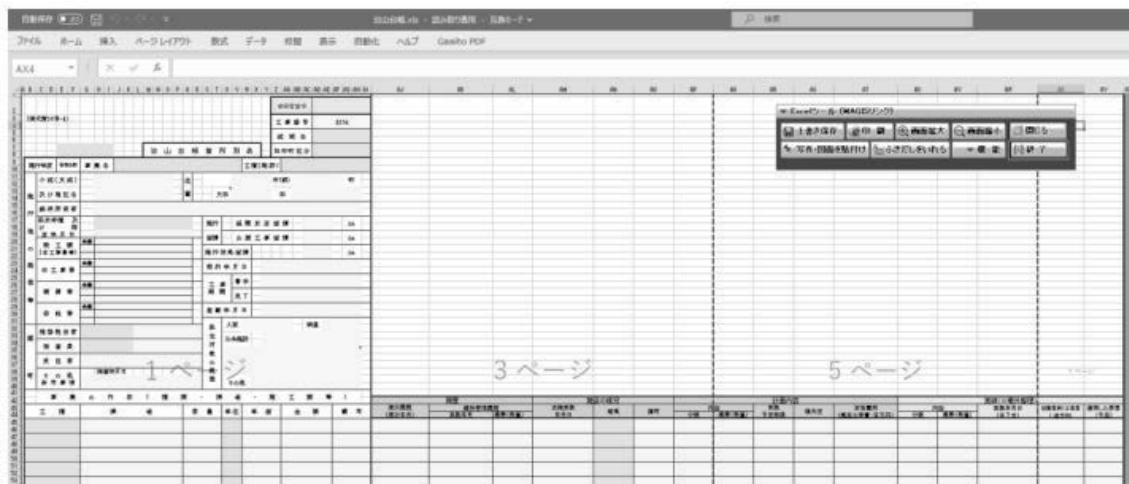
(出典：応用地質株式会社 情報システム事業部 IT コンサルタント部 システム技術グループ「広島県治山台帳管理システム ユーザーマニュアル【基本機能編】」(2018) 11 頁)

システムの基本操作は、目的に応じてメインメニューから該当のメニュー選択し、レイヤによって様々な情報を表示する形で進む。直感的な操作が可能な設計となっている。



(出典：応用地質株式会社 情報システム事業部 IT コンサルタント部 システム技術グループ「広島県治山台帳管理システム ユーザーマニュアル【基本機能編】」(2018) 13 頁)

治山台帳の閲覧や修正、新規登録は上図 (5) データベースウィンドウの行をダブルクリックすることで表れるエクセルの画面に入力することで実行する。ここで実行されたデータの追加・更新等は「更新日付」「更新者」が履歴として管理される。



(出典：応用地質株式会社 情報システム事業部 IT コンサルタント部 システム技術グループ「広島県治山台帳管理システム ユーザーマニュアル【拡張機能編】」(2018) 8 頁)

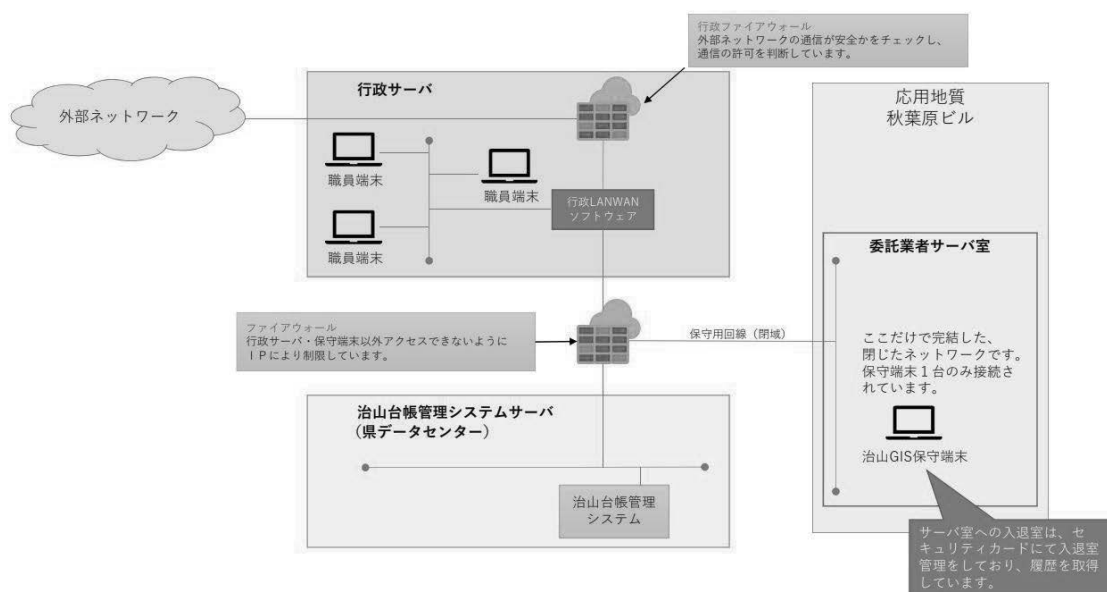
治山台帳ID	施工年度	事業名	工事種別	地区名	市	町	大字	字	契約年月日	工事開始 予定	工事期間 完了	積度1	積度2	積度3	積度4	更新日時	更新者
12529	H30	広島県緊急治山事業	深層工事	徳島県	安芸郡	野野	大宇	宇	令和2年6月8日	令和2年7月20日	令和3年6月22日	34,234,091	132,263,546			2023/8/23	新着
12530	H30	広島県緊急治山事業	深層工事	石川県	野野		宇	宇	令和2年8月25日	令和2年11月20日	令和3年6月24日	34,329,368	132,584,371			2023/8/23	14574
12531	H30	広島県緊急治山事業	深層工事	広島県	広島市	南区	宇	宇	令和2年7月17日	令和2年8月1日	令和3年4月20日	34,412,461	132,482,252	34,412,080	132,487,692	2023/8/23	14574
12532	H30	広島県緊急治山事業	深層工事	広島県	広島市	南区	宇	宇	令和2年11月1日	令和2年11月30日	令和3年11月24日	34,271,031	132,537,364	34,274,889	132,322,016	2023/8/23	14574
12533	H30	広島県緊急治山事業	深層工事	広島県	広島市	南区	宇	宇	令和2年11月2日	令和2年12月16日	令和3年11月5日	34,381,159	132,541,844			2023/8/23	14574
12534	H30	広島県緊急治山事業	深層工事	広島県	広島市	南区	宇	宇	令和2年7月6日	令和2年7月10日	令和3年12月30日	34,307,655	132,551,469			2023/8/23	14574
12535	H30	広島県緊急治山事業	深層工事	広島県	広島市	南区	宇	宇	平成30年11月30日	平成30年12月1日	令和3年8月19日	34,540,882	132,641,201			2023/8/23	14574
12536	H31	緊急予防治山事業	深層工事	広島県	広島市	南区	宇	宇	令和2年11月18日	令和2年8月5日	令和3年2月24日	34,381,574	132,624,997			2023/8/23	14574
12537	R2	治山緊急対策特別緊急事業	深層工事	埼玉県	安芸北区	白木	南川	南川	令和2年8月22日	令和2年8月1日	令和3年11月18日	34,565,338	132,638,717	34,529,783	132,534,984	2023/8/23	14574
12538	R2	林地災害防止事業	深層工事	山梨県	安芸北区	白木	南川	南川	令和2年12月7日	令和2年12月8日	令和3年11月18日	34,581,957	132,237,782			2023/8/23	14574
12539	R2	農産物・畜産物対策	深層工事	山梨県	安芸北区	白木	南川	南川	令和2年12月2日	令和2年12月23日	令和3年11月18日	34,118,441	132,383,333			2023/8/23	14574
12540	R2	治山緊急対策特別緊急事業	深層工事	山梨県	安芸北区	白木	南川	南川	令和2年11月18日	令和2年11月1日	令和3年11月17日	34,468,297	132,531,112			2023/8/23	14574
12541	R3	治山緊急対策特別緊急事業	維持補修工事	山梨県	安芸北区	白木	南川	南川	令和2年7月15日	令和2年7月16日	令和3年11月14日	34,327,422	132,512,222			2023/8/23	14574
12542	R3	治山緊急対策特別緊急事業	その他(大砂防除工事)	山梨県	安芸北区	白木	南川	南川	令和2年10月11日	令和2年10月12日	令和3年11月1日	34,451,418	132,443,984			2023/8/23	14574
12545	R3	治山緊急対策特別緊急事業	その他(大砂防除工事)	山梨県	安芸北区	白木	南川	南川	令和2年12月13日	令和2年12月14日	令和3年2月21日	34,389,838	132,526,228			2023/8/23	14574
12548	R3	治山緊急対策特別緊急事業	その他(大砂防除工事)	山梨県	安芸北区	白木	南川	南川	令和2年3月1日	令和2年2月11日	令和3年3月30日	34,511,955	132,308,711			2023/8/23	14574

(治山台帳システム追加・更新履歴)

(4) 治山台帳管理システムのセキュリティ

治山台帳管理システムのセキュリティについては、県庁内だけのネットワークを利用しており、外部からのアクセスが不可能となっている。具体的には、行政サーバ・保守端末以外アクセスできないように IP により制限をかけている。

広島県治山台帳管理システムセキュリティ概要図



(5) 小括

治山台帳は、治山事業の実施状況を把握し、治山施設の維持管理及び今後の効果的・経済的な治山事業を計画することを目的として、実施個所ごとに作成し保管するものである。

従来は業務委託により年1回の治山台帳データの追加・更新を行っていたが、システム改修により、県職員が逐次治山台帳データの追加・更新を行うことが可能となった。

また、最新の地図データ（地理院地図、世界測地系）をベースの図面とし、住所、郵便番号、駅等の様々なデータをシステムに取り込めるようにし、検索機能を充実させた。また、施設点検・修繕結果管理機能、山地災害危険地区・土砂災害警戒区域・保安林等のレイヤの表示を追加した。併せて、基本的なGISデータの形式であるshapeファイルを取り込む機能を追加し、拡張性を持たせた。

このように新システムは業務の効率化と新しい付加価値（機能拡充）を生み出している。

4.造林事業関係システム

造林事業は、森林所有者などが造林や保育等を実施した場合、一定の基準を満たしていれば経費の一部を補助する制度である。ここでいう一定の基準には、過去の施業履歴や森林経営計画等との整合性がある。造林事業の関連情報と施業履歴との連携、さらには森林情報の更新や森林計画及び森林管理への活用が望まれる⁶⁷。これらを実現するために、造林事業関係システムと森林情報共有システムの連携を模索することは自然な流れと言える。

森林情報共有システムの BOX を活用することにより、電子媒体や電子メールを利用しなくても申請者から効率的に申請情報を取得することができるようになる。加えて、この連携は、申請情報と施業履歴、森林経営計画の情報を重ねて表示することにより、適正な制度の運用に貢献する。

この連携のシナジー効果にデータの活用が挙げられる。造林を実施した箇所において林相情報における樹種や林齢を更新できるようになったり、間伐等の保育が実施されている地域と実施されていない地域が地図上で明確に判別できるようになったりする。様々な技術の進歩を踏まえると、連携のシナジー効果は益々増大すると見込まれる。

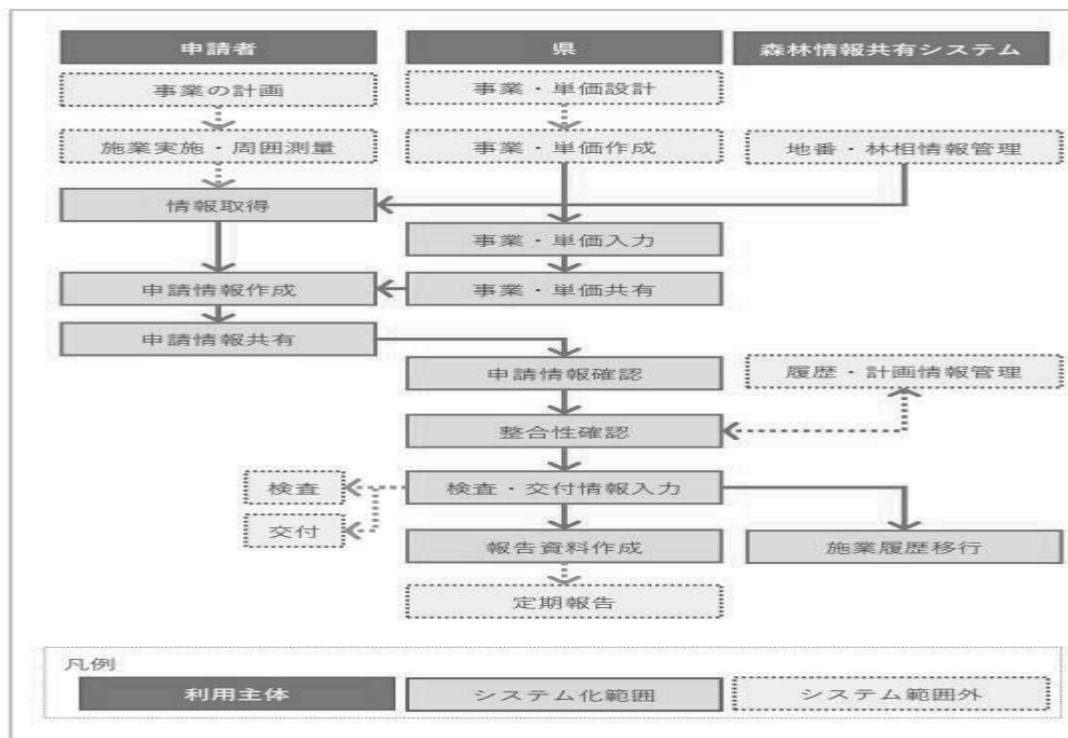


図 2-1 業務の流れとシステム化の範囲

⁶⁷ 造林事業関係システム運用管理業務仕様書 1, 2 頁参照。

5.森林台帳管理システム

森林台帳管理システムは、一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団が所有するシステムであり、県から委託を受けた県営林（22,268ha, 544 事業地）の管理を行うために運用している。

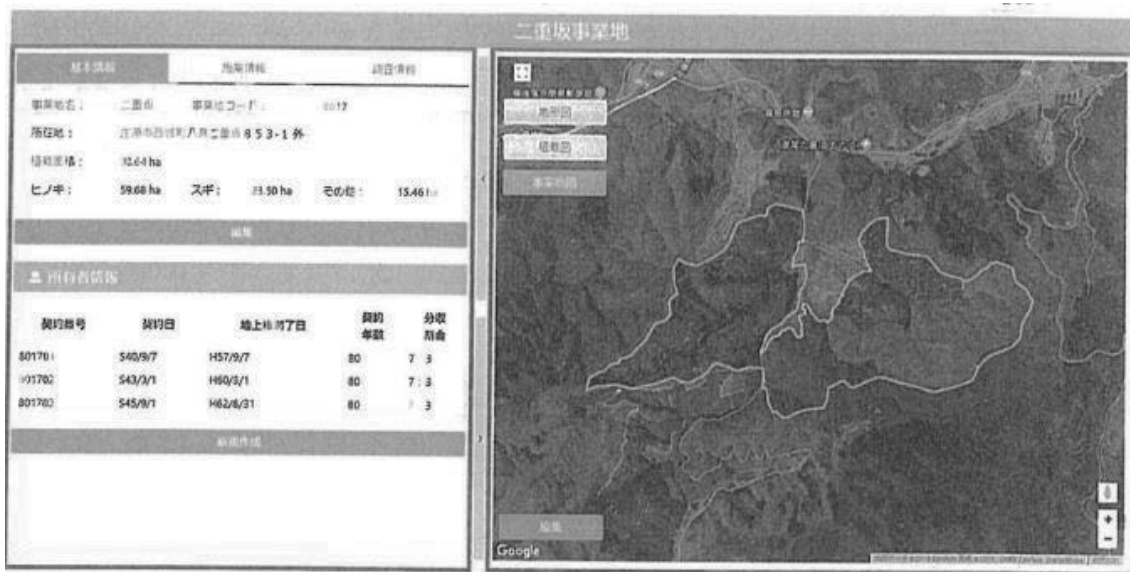
当システムが構築される以前も、県から委託を受けた県営林 544 事業地の森林について、地図・位置情報や所有者・顧客情報、林地情報、施業地情報等を管理するための個別のシステムを整備し活用してきたが、統一的なシステムとなっていないこと、使い勝手が非常に悪かったこと、VR 映像情報等との連携もできなかったことなどから、現場のニーズに即した森林台帳管理システムの構築が必要となり、平成 29 年度に約 1,000 万円を投じて現在のシステムを構築するに至った。

システム構築にあたり、できるだけコストを掛けずシンプルなものにするコンセプトに基づき、システムのベースとなる地図は Google の地図データを使用している。Google の地図データ利用料が比較的安価であること、一定の周期で地図データが更新されることなどが、Google の地図データを採用した理由である。地図データが一定周期で更新されることで、作業道の整備状況がシステム上でアップデートできるため、当該システムのベースマップとして Google の地図データは適切である。

マップ表示は、各事業地の区域色分けされて表示されている。黄色が旧センター造林⁶⁸、緑色が旧県営林、赤色が国有林、ピンク色が旧公社造林である。この中で具体的なデータが存在するのは旧センター造林と旧県営林である。国有林と公社造林については、外枠のポリゴンデータはあるが、その他のデータは何もない状態である。当該システムは、県から委託を受けた県営林の管理を目的としており、国有林に関する情報は管轄外の情報であるが、作業道の整備等の際に国有林との境界を確認するとき等に必要となるため、国有林の外周に関する情報のみがシステム上表示されるようになっている。

なお、県営林の外周データは、職員が GPS 機器を背負って現地を歩き、そこで取得したデータ（shape ファイル）を職員自身が GIS 上に入力（ポリゴン化して放り込む）することで生成されている。従来は人力でかなりの作業負荷がかかっていたが、現在は徐々にドローンを使った解析も試行している。

⁶⁸ 県では、平成 26 年度から一般財団法人広島県農林振興センターが管理・経営してきた約 1 万 5 千 ha の分収林を引き継いで、既存の県営林約 5 千 ha と併せて新たに管理・経営をスタートさせた。前者を旧センター造林、後者を旧県営林という。



事業地情報には、常に、事業地名、事業地コード、所在地、植栽面積、ヒノキ面積、スギ面積、その他面積が表示されている。また、画面上部に「基本情報」「施業情報」「調査情報」の3つのタブがある。基本情報には、所有者情報が記載されているが、最低限の情報しか記載されていない。あくまで内部管理用のデータであるため、所有者情報は年に1回ほどの頻度でしか更新されない。更新に当たって、法務局で登記情報を、市町で課税台帳を個別に確認しており、森林情報共有システムにログインする権利は持っていない。施業情報では、利用間伐、保育間伐、作業道の整備などの施業履歴を表示・登録・編集することができる。調査情報では、調査履歴・路網情報の表示・新規登録・編集を行うことができる。

6.課題・問題点（森林情報共有システム）

森林情報共有システム（仮称）基本設計業務仕様書の中で、システム改良フローの例として自動車二税申告書に関するフローが添付されており、当該システム自体の改良フローの提示を求めたところ、該当なしとの回答があった。

当該仕様書の業務目的に「本業務では、新たな環境変化や全国の動向を踏まえ、今後の森林情報の効率化・効果的な活用を前提として、今後の森林情報を取り扱う、森林計画情報システムの在り方を再整理し、森林簿及び林地台帳の情報や、今後取得されることが想定される森林の集積・集約化に必要な新たな情報（所有者情報、森林資源情報、集約関係情報、施業履歴等）を適切に管理・共有し、利活用しやすいシステムの構想を策定する。」とあるように、当該システムの基本設計業務には明確な目的が存する。当該システムの構想にあたって参考情

報として上記業務フローを例示することに一定の意味はあるが、完成形ではないにせよ適切な改良フローを仕様書に盛り込むべきであったと考える。

7.意見（森林情報共有システムのシステム改良フローについて）

森林情報共有システムのシステム改良フローについて、自動車二税申告書に関するフローではなく、システム上のフローを適切に認識するためにも当該システムの改良フローを仕様書に使用すべきと考える。

8.課題・問題点（森林情報共有システム）

森林情報共有システムにおける所有者情報については、手作業での入力ではなく、登記情報からデータを流し込む形で生成されているとのことであった。しかし、他システムではこのような方法での所有者情報の登録はしていないとのことであった。

たとえば森林情報共有システムの起動パネルを入り口として、各システムの連携を図ることも有効な手段と考えるが、システムの大幅な改修を伴うと予想されるため、森林情報共有システムで実施されているように、登記情報からデータを流し込む形で所有者情報を各システムが持つ形での運用を検討の俎上に載せても良いと考える。

もしシステムごとに登記情報からのデータを流し込む際のコストが多額になるのであれば、森林情報の一元的な管理という森林情報共有システムの本来的な目的に立ち返り、森林情報共有システムにアクセスすることで登記情報をベースにした所有者情報を取得できる枠組みを構築すべきである。

9.その他（森林情報共有システム以外のシステムにおける登記情報の反映）

森林情報共有システム以外のシステムでも、登記情報のデータを取り込む方法で所有者情報を各システムが持つ形で運用することについても検討してはどうか。コスト面でそれが困難な場合、森林情報共有システムにアクセスすることで登記情報をベースにした所有者情報を取得できる枠組みを構築することについても検討してはどうかと考える。

10.課題・問題点（森林情報共有システム）

現在、紙媒体でのみ管理されている保安林台帳などの情報について、システムに登録する予定はないとのことであった。

森林保全課で管理されている保安林台帳や森林組合で管理されている立木状況調査書などについても、「これまで各ユーザ（県、市町、森林組合等）において管理していた森林情報を一元的に管理する」ことを目的としている森林情報共有システムに組み入れるべきである。

11.意見（森林情報共有システムに登録されていない情報について）

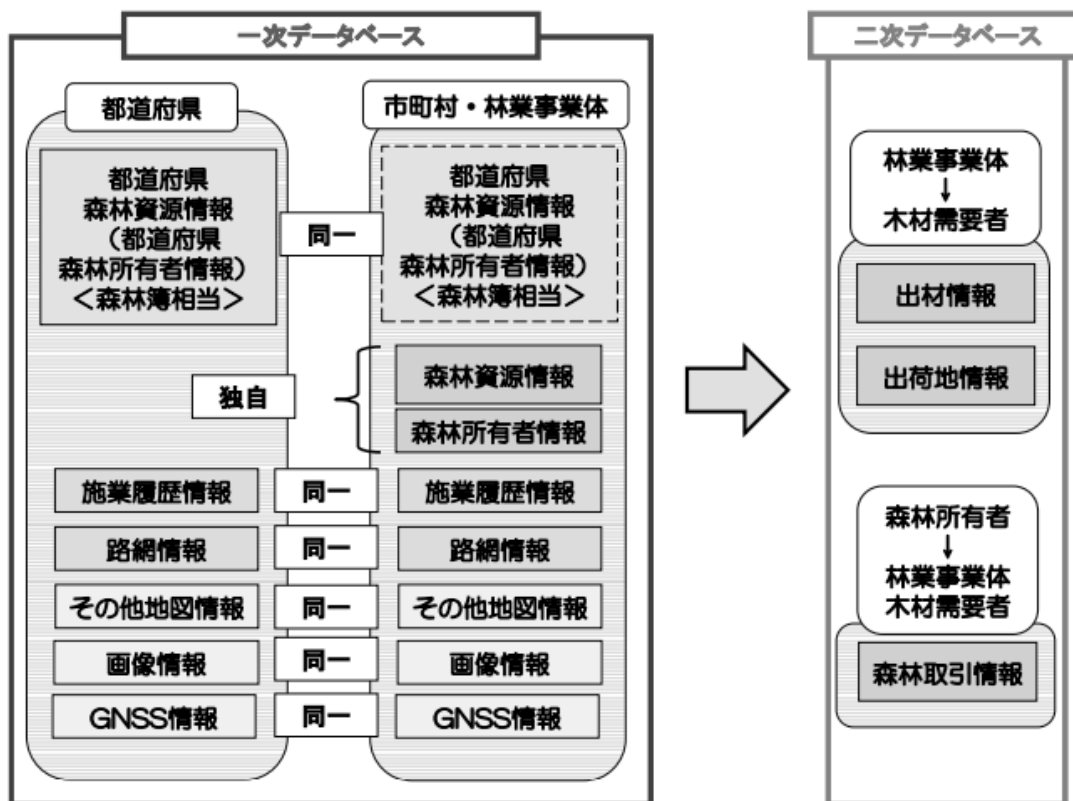
森林情報共有システムは、「これまで各ユーザ（県、市町、森林組合等）において管理していた森林情報を一元的に管理する」ことを目的としていることから、県で管理している保安林台帳等共有できるデータについてもシステムに取り込み利用できる状態を作出すべきである。

これら以外にも各ユーザが独自に保有している情報がある場合、積極的に共有を図ることが肝要である。共有すべき情報であるかどうかの検討につき、経済性の観点や階層性をどのように持たせるかといった観点も必要になってくるが、今後のより良いシステム構築のため、情報の洗い出しと整理について、より一層の尽力をいただきたい。

12.課題・問題点（森林情報共有システム）

森林・林業関係のシステムを構築する際に、ベースとすべき森林クラウドシステムに係る標準仕様書⁶⁹は、木材需要者を対象とした二次データベースの構築も視野に入れているが、森林情報共有システムにおいて、現在は都道府県・市町村・林業事業者の間での利用（一次データベース）のみで、二次データベースへの展開はないとのことであった。

⁶⁹ 森林 GIS フォーラム 標準仕様分科会「森林クラウドシステムに係る標準仕様書 Ver.6.1」（令和4年3月）10～12頁参照。



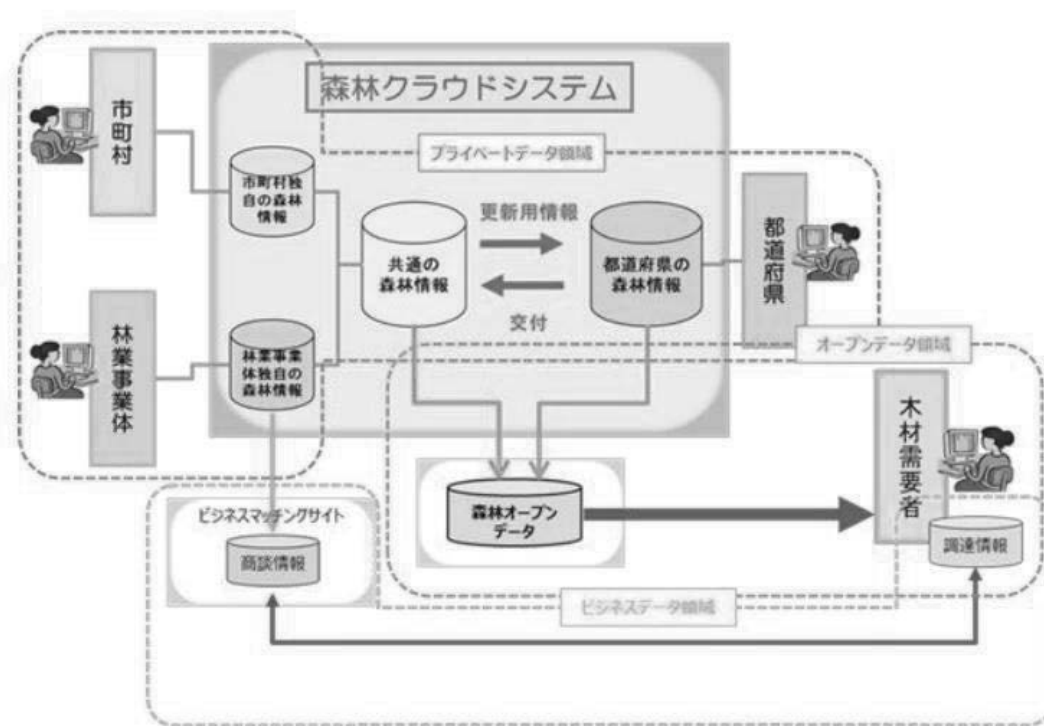
(出典：森林クラウドシステムに係る標準仕様書 Ver.6.1)

県に確認したところその理由は、「当システムは森林資源量の把握のため、森林（立木）の位置と資源情報を主に管理しており、行政や山林の管理を行う事業者が使用している。他方、出材は、県外を含む多様な伐採業者・市場・流通業者・製材業者・建築業者などが関係するため、当システムで管理することは困難であることから現状はシステムに含めることは考えていない。」とのことであった。

セキュリティ面などで困難な問題もあろうかと思われるため、現状で二次データベースを想定していないことにも一定の理解はできるが、一次データベースで取り扱う情報と二次データベースで取り扱う内容は異なることから、システム内で一定の階層を設け、ID・パスワードでログインできる領域を制限するなどの方法により打開策を模索していくべきではないだろうか考える。

林業事業者から木材需要者への出材情報や出荷地情報の提供、森林所有者から林業事業者・木材需要者への森林取引情報の提供などを可能とする二次データベースへの展開は今後ますます求められることが予想される。従来のプライベートデータ領域のみの利用では

なく、クラウドシステムから切り出した森林オープンデータを木材需要者に開示するオープンデータ領域や、ビジネスマッチングサイトなどと連携して商談情報を提供するビジネスデータ領域への展開により利用者利便は飛躍的に向上することが見込まれる。多方向からのアクセスが可能であるクラウドシステムのメリットを活かした施策が期待される。



(出典：森林クラウドシステムに係る標準仕様書 Ver.6.1)

13.意見（森林情報共有システムにおける二次データベースへの展開）

森林情報共有システムでは現在一次データベースしか取り扱っていないが、システム内で一定の階層を設け、ID・パスワードでログインできる領域を制限するなどの方法により二次データベースも取り扱えるようなシステム構築を検討すべきであり、林野庁森林整備部計画課の補助事業の「森林情報高度利活用技術開発事業」における「森林クラウドシステム標準化事業」の成果である「森林クラウドシステムに係る標準仕様書」では二次データベースへの展開が想定されている。

14.課題・問題点（森林情報共有システム）

デジタル化アクションプランにおいて、フレンドリー県庁を掲げ、全ての県民に優しい行政手続の実現を目指しているが、森林関係情報の取得について、一般の県民がシステムを利用できない状況である。

一般の県民からの問い合わせについて、メール等での情報提供を丁寧に行っており、以前に比べてサービスの質は向上していると認識しているが、一般の県民が利用できないシステムでは、全ての県民に優しい行政手続を実現できているとは言えず、今後の改善が望まれる。

15.その他（森林情報共有システムの一般利用について）

デジタル化アクションプランに基づき、全ての県民に優しい行政手続を実現するため、たとえば森林簿の閲覧申請について一般の県民も利用できるように改善することについて検討が必要である。個人情報の取扱い等のセンシティブな問題があるため実現に向けて困難な問題もあると推測するが、利用者IDに権限の階層性を持たせるなどの工夫により、県民に開かれたシステム構築を目指していただきたい。

16.課題・問題点（治山台帳管理システム）

従来は2台のノートパソコンで情報が管理されており、必要に応じて各所で使用されていたため、治山台帳の作成に時間を要していた。現行システムの仕様はデジタル化アクションプランに基づきクラウドベースを基本にしており、クラウドベースでの一元的なデータ管理により最新情報を利用者間で共有することができているとされる。ここでいう一元的なデータ管理とは、スタンドアロンで管理されていたデータをサーバで管理するようになったことを指している。職員の使い勝手が良いシステム構築、点検結果を反映・修正できること、各種GISデータとの連携が可能となったことなどの多くの成果もあるが、多額のシステム構築費用に見合う成果であったかについて、今後のシステム改修に際して一定の検討を要する。

17.意見（治山台帳管理システムにおける一元的なデータ管理）

治山台帳管理システムが実現した一元的なデータ管理とは、従来2台のノートパソコンで管理されていた情報を県のサーバで管理するようになったことを指すが、システム構築費用に見合う成果であったか、今後のシステム改修に向けて検討を要する。

18.課題・問題点（治山台帳管理システム）

治山台帳管理システムが保有する所有者情報は更新されておらず、必ずしも現状の所有者と一致していない。担当課ではそのこと自体に問題を感じておらず、所有者情報の確認が必要な場合は隣の課に出向き森林情報共有システムで調べることで事足りるとの認識を持っている。

所有者情報については別システムで確認をすれば足りるため、実務上特に支障はないのであろうが、それぞれのシステムに大きな資金を投下していることに鑑みれば、森林関係のシステム全体を俯瞰した効率的なシステム設計をすべきであり、各システム間の連携を意識した設計は必須である。担当課ごとに別個にシステムを構築し、後から連携を模索しても屋上屋を架すことになりかねず、システム構築の資金面でも、その後の運用面でも非効率である。担当課ごとの縦割りの観点で近視眼的にシステムを構築するのではなく、一つの入り口から様々な情報にアクセスできる幅の広い構造を構築した方が利用者利便に資する。

19.意見（治山台帳管理システムが保有する所有者情報の在り方について）

治山台帳管理システムが保有する所有者情報は更新されておらず、必ずしも現状の所有者と一致していない。そのため、所有者情報を確認するには、森林情報共有システムに個別にアクセスする必要がある。担当課ごとの縦割りの観点で近視眼的にシステムを構築するのではなく、一つの入り口から様々な情報にアクセスできる、幅の広い構造のシステム設計を目指すべきである。

20.課題・問題点（治山台帳管理システム）

連絡調整会議等で一定の調整は図られるが、基本的に農林分野と土木分野は別分野であり、現状ではシステム上での連携はない。土木分野の担当者が必要に応じてデータを閲覧す

ることは可能であり、データのやり取りは可能であるため、今後は Dobox との連携を視野に入れていく。

農林分野と土木分野とは別部署であるとはいえ、密接に関連する部分も存在する。担当課による縦割りでシステムを分けることは非効率であり、近視眼的な運用となる危険性がある。関連部署が幅広く使用できる横断的なシステムを構築し、ログイン時の権限を分けること等により運用することで利便性を高める取り組みに期待する。

21.意見（治山台帳管理システムと Dobox⁷⁰との連携について）

治山台帳管理システムは Dobox との連携を視野に入れていく。農林分野と土木分野とは別部署であるとはいえ、密接に関連する部分も存在することから、関連部署が幅広く使用できる横断的なシステムの構築に期待したい。

22.課題・問題点（治山台帳管理システム）

現状では、森林情報共有システムと治山台帳管理システムとの連携はなされていない状況である。ただし、治山台帳管理システムの追加位置情報については、森林情報共有システムと同じファイル形式で運用することとしており、お互いのシステムに反映が可能となっている。このような下地は用意されているが、災害時の被災情報の共有など迅速性が求められる局面においてはシステムとしての能力を発揮できる状況とは言い難い。

森林情報共有システムの概念図に、リモートセンシング技術（離れたところから物に触らず調べる技術）を活用した情報把握により、森林資源情報や災害時の被災情報を、位置情報を軸に各種情報と統合化することで、情報共有や、情報の関連付けを可能とさせる旨の記載がある。治山施設の被災状況などを迅速に共有するためには、システム間の連携を早期に実現すべきである。この点に関して、治山台帳管理システムでは、基本的な GIS データの形式である shape ファイルを取り込む機能を追加しており、森林情報共有システム（林業課）と土砂災害ポータル広島（砂防課）への連携を視野に入れていくとのことであった。今後の展開に期待したい。

⁷⁰ 「Dobox＝土木×DX」 土木建築局が所掌する、公共土木施設等に関する情報の一元化・オープンデータ化や官民でのデータ連携を可能とするシステム基盤である

23.意見（森林情報共有システムと治山台帳管理システムとの連携）

現状では、森林情報共有システムと治山台帳管理システムとの連携はなされていないが、被災時の迅速な情報共有等を視野に入れ、早期の連携実現に期待する。

24.課題・問題点（治山台帳管理システム）

治山台帳管理システムにおける将来的な運用コストを適切に把握する必要性について、現状ではシステムの基本的な運用保守、不具合対応に係るコストを毎年の必要経費として想定しているとのことであった。

見直しできる部分として現状県のデータセンターにサーバを置いているが、今後はAWS等のクラウドコンピューティングサービスを利用し、ハードウェアの経費削減を検討しているとのことであった。

県庁のデータセンターにサーバを置いて管理する際のコストと外部のクラウドサービスを利用する際のコストとを精緻に比較し、セキュリティ面の課題も克服しながら総合的な検討を進めていただくことに期待する。

25.意見（治山台帳管理システムにおける今後のクラウドサービス利用について）

治山台帳管理システムは、現状県のデータセンターにサーバを置いているが、今後はAWS等のクラウドコンピューティングサービスを利用し、ハードウェアの経費削減を検討しているとのことであった。県庁のデータセンターにサーバを置いて管理する際のコストと外部のクラウドサービスを利用する際のコストとを精緻に比較し、セキュリティ面の課題も克服しながら総合的な検討を進めていただくことに期待する。

26.課題・問題点（森林情報共有システム）

森林情報共有システムに参画する事業者は、能力の高い事業者として県が認定した事業者である。県では、「意欲と能力のある林業経営者の登録基準」を設けており、生産量の増加または生産性の向上、生産管理または流通合理化等、造林・保育の省力化・低コスト化への取り組み、主伐後の再生林の確保、生産や造林・保育の実施体制の確保、伐採・造林に関する行動規範の策定、雇用管理の改善と労働安全対策、コンプライアンスの確保、常勤役員の設置、経理的な基礎といった項目がある。県は、これらの項目のうち、当該林業経営体の事

業内容に該当する項目の基準をすべて満たしていることを、認定の条件として求めており、この条件を満たした事業者とのみ協定書を取り交わしている。

森林情報共有システムは、利用者のすそ野の広さを確保すべきであると同時に、情報セキュリティを確保するためにも参画する者の信頼性を確保しなければならない。参画する者が扱うデータ領域によってその厳格さに差異を設けることはよいが、県・市町・林業事業者は当該システムの構成上最もコアな領域に存在することから、最も厳格な認定基準を適用すべきところである。このことから、県が厳格な認定基準により参画する事業者を管理していることは評価できる。

27.その他（森林情報共有システムに参画する林業事業者について）

森林情報共有システムに参画する林業事業者は、能力の高い事業者として県が認定した事業者である。森林情報共有システムは、利用者のすそ野の広さを確保すべきであると同時に、情報セキュリティを確保するためにも参画する者の信頼性を確保しなければならない。

参画する者が扱うデータ領域によってその厳格さに差異を設けることはよいが、県・市町・林業事業者は当該システムの構成上最もコアな領域に存在することから、最も厳格な認定基準を適用すべきところである。このことから、県が厳格な認定基準により参画する事業者を管理していることは評価できる。

28.課題・問題点（森林情報共有システム）

YouTube に林業課のアカウントがあり、森林情報共有システムの操作方法について詳しく解説された動画が公開されている。当該動画は特段の制限なく公開されており、システムの研修に参加できなかった方やマニュアルでは理解が難しい方などを対象とし、対象者が正しく操作できるようになることを目的としている。いつでも見たい時にシステムの操作方法について学習できる環境があることは評価できる。

他方、当該動画の一画面で、所有者の名称は見えないように画像が加工されているが、地番が確認できる箇所があった。このことについて、「単体で個人が特定できないことから問題ない」との回答を得ており、筆者も特段の問題はないと認識している。今後も個人情報の保護に関して細心の注意を払いつつ、ICT を活用した研修は充実させていただきたい。

29.意見（YouTube の林業課アカウントにおける研修動画について）

YouTube に林業課のアカウントがあり、森林情報共有システムの操作方法について詳しく解説された動画が公開されている。しかしながら、現状では県民へのシステム使用等はできないことから、一般公開ではなく、一部 URL を周知したもののだけに公開できる限定公開にすべきでないかと考える。今後も個人情報の保護に関して細心の注意を払いつつ、ICT を活用した研修は充実させていただきたい。

30.課題・問題点（森林情報共有システム）

森林情報共有システムでは、データを抜き出して CD 等の媒体に保存することが可能であるが、各ユーザのログイン、森林簿検索条件、印刷実行、データ共有の種類についての履歴は記録されるが、媒体への保存履歴は記録されないことから、誰がどのデータを持ち出したかについてシステム側での捕捉はできない状況である。

林業事業体との協定書において、システムデータの管理・廃棄に関して厳格な取り決めがされていることから、一定の安全性は担保されているとは思われるが、情報漏洩等の事故が発生した場合の事後対応が困難であることから、データを外部媒体に持ち出す場合の操作履歴が記録される方向のシステム改修が望まれる。

31.その他（森林情報共有システムのデータを外部媒体に持ち出す際の操作履歴について）

森林情報共有システムでは、データを抜き出して CD 等の媒体に保存することが可能である。この場合、各ユーザのログイン履歴は記録されるが操作履歴は記録されないことから、データを外部媒体に持ち出す場合の操作履歴が記録される方向のシステム改修に期待する。

32.課題・問題点（森林情報共有システム）

システム化以前から存在する紙媒体の資料について、旧システム（森林計画システム）導入後、順次紙媒体の資料を廃棄しており、令和 4 年の森林情報共有システム導入時には廃棄済みである。現在県が紙媒体で管理している帳簿は保安林台帳のみである。

紙媒体の資料を整理・廃棄し ICT 化が進んでいる状況について評価できる。今後も適切な情報の管理（情報のバックアップの徹底，外部への情報漏洩の防止）に努めていただきたい。

33.その他（森林情報共有システム関連の紙媒体の資料について）

森林情報共有システムについて，システム化以前から存在する紙媒体の資料について，旧システム（森林計画システム）導入後，順次紙媒体の資料を廃棄しており，令和4年の森林情報共有システム導入時には廃棄済みである。現在県が紙媒体で管理している帳簿は保安林台帳のみである。紙媒体の資料を整理・廃棄し ICT 化が進んでいる状況について評価できる。

34.課題・問題点（セキュリティ）

今後，森林情報共有システムを運用する上で，クラウド技術の高度化とそれに伴うセキュリティに対する考え方について，県に確認したところ「クラウド技術が高度化していくことに関わらず，クラウド技術を利用する際には，一般的なクラウドのセキュリティ対策及び森林クラウドに求められるセキュリティ対策の双方を実施する必要があると考える。一般的な対策では，外部からの脅威に対して今ある最新の技術を効果的に導入する技術的対策，物理的・環境的な施設建物やサーバ機器等の可用性・安全性の確保に対する物理的対策，法令等を遵守した社内体制の整備や利用者の承認とアクセス制御を行う組織的対策を実施していく必要がある。また，森林クラウドの対策では，根拠となる法令・規則・利用者ごとに必要となる機能・情報を制限すること，外部自治体や事業者との情報連携の事例情報の共有・提供の際に外部が取り扱ってよい森林情報のみを閲覧・編集するようアクセス権限を適切に設定するなどのセキュリティ対策を講じる必要があると考える。」とのことであった。

システムにかかるセキュリティについて緻密かつ網羅的に考えている点について評価できる。情報の利用者ごとに取り扱ってよい情報のみにアクセスできるよう，アクセス制御を行う考え方は，今後のよりオープンなシステムを想定していると推察する。アクセス権を適切に管理しつつ，県民に開かれたシステム構築を進めていくことを希望する。

また，治山台帳管理システムについては，県に確認したところ「現状治山台帳は一般公開を前提としていないため，データセンターと職員端末間のセキュリティ対策を実施しているが，今後クラウド技術の高度化により，オープンデータとして運用する場合は，新しくセキ

セキュリティ対策を講じる必要があると考えている。」とのことであった。治山台帳管理システムも、今後、森林情報共有システム等との連携を視野に入れていくべきだと考えられることから、セキュリティに関する基本的な考え方を整理しておくべきと考える。

35.その他（クラウド技術の高度化とそれに伴うセキュリティについて）

今後、森林情報共有システムを運用する上で、クラウド技術の高度化とそれに伴うセキュリティについて、緻密かつ網羅的に対策を考えており、大変評価できる。今後のよりオープンなシステム構築に向け、アクセス権を適切に管理しつつ、県民に開かれたシステム構築を進めていくことを希望する。治山台帳管理システムについては、今後オープンデータとして運用する場合は、新しくセキュリティ対策を講じる必要があると考えているという状態であった。今後の森林情報共有システム等との連携を視野に入れ、セキュリティに関する基本的な考え方を整理しておくべきである。

36.課題・問題点（森林情報共有システム）

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団は森林情報共有システムにアクセスする権限を持っていない。そのため森林簿の取得については、一般の利用者と同様の申請方法で取得し、所有者情報の確認などについては個別に市町に照会している。業務遂行上、非効率であり、県営林を一括で管理していることに鑑みて、森林情報共有システムへのアクセス権限を付与すべきと考える。加えて、他の自治体と異なり、県営林に係る情報全般にアクセスできるよう、広範なアクセス権限を認めるべきである。

37.意見（財団の森林情報共有システムへのアクセスについて）

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団は森林情報共有システムにアクセスする権限を持っておらず、業務遂行上必要な情報取得につき非効率な状況である。県営林に係る情報全般にアクセスできるよう、広範なアクセス権限を認める方向で検討すべきである。

38.課題・問題点（森林台帳管理システム）

森林台帳管理システムでは、水源の森に関するデータは管理していない。また、他のシステムにおいても、水源の森に関するデータは管理していない。水源の森事業は、財団が独自で行う事業であるにもかかわらずまた、これを管理するシステムがないことは問題である。

県営林を管理するための森林台帳管理システムを財団が独自で構築しているにもかかわらず、水源の森を管理するシステムを有していない状態は歪であると言わざるを得ない。水源の森を適切に管理するシステム構築を要望する。

39.意見（水源の森の管理システムについて）

水源の森事業は、財団が独自で行う事業であるにもかかわらずまた、これを管理するシステム自体がないことは問題である。

40.課題・問題点（森林台帳管理システム）

森林台帳管理システムは県営林の管理をするためのシステムであることから、システムの構築当初から県のIDは存在してした。森林台帳管理システムの構築において財団は県からの補助金は受けていない。あくまで財団独自のシステムであり、県との委託契約が終了または他社に代わる場合でも、森林台帳管理システムは財団に帰属する。それにもかかわらず県は使用料を負担することなく当該システムを利用することができる。実態としては県が当該システムを利用する機会はない模様であるが、そうであったとしても他法人独自のシステムを行政が無料でいくらかでも使用できる状態には違和感がある。

県営林の管理に特化したシステムであるならば、むしろ県が主体となって当該システムを構築し、県営林の管理に関して委託を受けた財団が使用料を支払い、システムを利用するか、使用料を委託費に含めた形で契約を結ぶ形が自然であると考え。県が県営林の管理について財団以外と委託契約を結ぶことは実質上ないのであろうが、県が自らの財産を責任もって管理する意味でも、当該システムを財団から買い取る方向で検討を進めるべきである。

41.意見（森林台帳管理システムの帰属について）

森林台帳管理システムは財団独自のシステムであるにもかかわらず、県のIDが当初から設定されており使用できる状況である。県営林を主体的に管理運営しているのは県であるか

ら、自らの財産を責任もって管理する意味でも、当該システムを財団から買い取る方向で検討を進めるべきである。

42.課題・問題点（森林台帳管理システム）

県と財団との契約書に記載されている地積は、森林簿や登記情報に記載されている地積と異なっている。当該地積は財団が独自に GPS で計測した地積をベースにしており、他方、森林情報共有システムは公図をベースとしている。この情報を森林情報共有システムに共有できていない現在の状況は非効率である。現在、森林台帳管理システムと森林情報共有システムは連携していないが、森林台帳管理システムは県の所有物である県営林の管理に特化したシステムであることに鑑みて、森林情報共有システムと連携していない現在の状態は不自然である

43.意見（森林台帳管理システムが有する情報の森林情報共有システムへの連携について）

森林台帳管理システムが保有する施業地の地積に関する情報を森林情報共有システムに共有できていない状況は非効率である。公図の形状や登記上の地積は必ずしも正確とはいえないため、今後両システムが密接な連携関係を築くことを希望する。

44.課題・問題点（造林事業関係システム）

造林事業関係システムは、申請者が作成した申請情報をシステム経由でファイルに出力して、BOX にアップロードし、県がシステム経由で BOX からダウンロードして、県のデータベースに反映できるようになる見込みである。

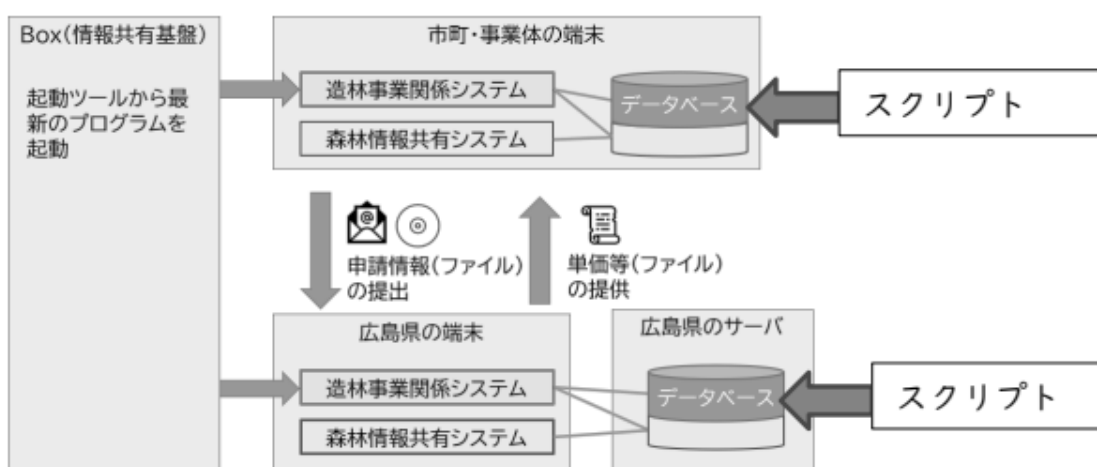
事業や単価の情報、マニュアル等については、県が作成した情報をファイルに出力して BOX にアップロードし、申請者がシステム経由で BOX からダウンロードして、システムで利用できるようになる予定である。

また、JWT 認証及び BOX API を利用し、利用者が BOX のアカウントを取得しなくても共有の仕組みを利用できるようになる。

共有に用いる BOX 上のフォルダは、一般のシステム利用者を含む許可されない利用者から直接アクセスできないようにアクセス制御する形で運用される見込みである。

造林事業関係システムは、一般の申請者がその申請に際して森林情報共有システムと連携する仕組みを備えている。現状では、森林情報共有システムは一般の利用はできず、想定された本来の機能を果たし切れていない状況である。造林事業関係システムはこの状況を打破する契機となりうるものであり、早期に運用が開始されることを強く希望する。

造林事業関係システムはアクセス制御によりシステム利用者をコントロールすることを想定している。この手法で森林情報共有システムも現在連携できていない他のシステムと積極的に連携し、情報の集約化により利用者利便を向上させるべきである。



45.その他（造林事業関係システムと森林情報共有システムとの連携状況及び今後の展開について）

造林事業関係システムは森林情報共有システムと連携するシステムである。一般の申請者が森林情報共有システムの恩恵を受けることができるようになることは大変望ましい展開である。今後、森林情報共有システムが、造林事業関係システム以外の森林システムと連携できる流れが加速することを希望する。

第 19 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

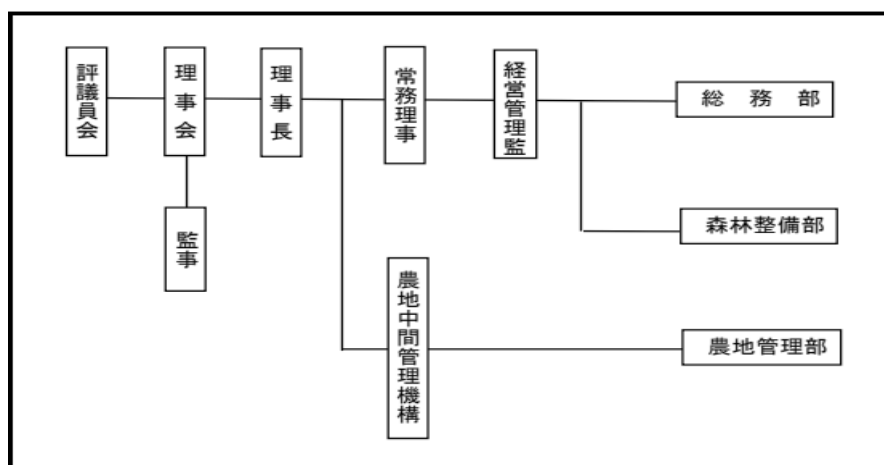
1.一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団の概要

財団は、平成 25 年 3 月に設立された一般財団法人である。財団の設立の目的は、農林地の保全・整備や農林業の振興・支援等を総合的に推進することにより、地球環境や国土の保全並びに快適で魅力ある農山村地域の実現を図り、もって心豊かで活力ある県民生活の向上に寄与することを目的としている⁷¹。

県が策定したアクションプログラムにおいて、農業では「地域の核となる企業経営体の育成」そして「担い手への農地集積と基盤整備」を目指し、林業では「森林資源経営サイクルの構築」と「森林資源利用フローの推進」を目指して財団は具体的な取組を実施している。

さらに、「農業中間管理事業」、「県営林木材生産販売等受託事業」を実施し、農林業分野におけるアクションプログラムの推進のための事業も展開している。

【組織図】



(出資法人経営状況説明書より)

職員数は総数 52 名（令和 5 年 10 月 3 日時点）で、職員 35 名うち県派遣職員 4 名、非常勤職員 17 名である。なお、役員等については、評議員 6 名、理事 6 名（うち常勤理事 2 名）、監事 2 名である。

⁷¹ 出資法人経営状況説明書より

2.業務内容

財団は、広島県の農業施策を補完し、総合的に推進するために、農林地の保全と整備そして農林業の振興・支援等に関する事業を展開して、より現場視点からのあるべき姿、農林業の姿を幅広く情報発信することを基本方針として打ち立てている。

財団の業務内容は以下のとおりである。

- ① 森林の保全整備・林業の担い手育成支援等に関する事業
- ② 農業の担い手育成・経営支援等に関する事業
- ③ 森林の水源涵養等公益的機能発揮に関する事業
- ④ その他法人の目的を達成するために必要な事業

3.森林の保全整備・林業担い手育成支援等に関する事業について

(1) 県営林木材資産販売等受託事業

木材生産体制を安定的に構築するために、県営林の木材を生産・販売することと同時に管理業務も実施する。また、公益的機能を維持・増進するため、保育管理（間伐等）を実施する。

<令和4年度実績>

- ・県からの間伐（森林施業）及び木材販売業務を受託した。

面積は 384ha であり、うち保育間伐 166ha、利用間伐 218ha である。

(2) 森林集積計画策定支援等事業

県に対して、森林経営管理法⁷²に基づく新たな森林管理経営の促進を行うため、森林集積計画⁷³の対象地域にアドバイザー派遣の業務を実施する。また市町に対しては、森林整備等の計画策定と森林集積計画の策定等を支援するための業務を実施する。

<令和4年度実績>

- ・森林集積アドバイザー委嘱数が9名、対象地区数は9地区であった。

(3) 林業経営者等マネジメント研修事業

県から受託して、林業経営者等に対するマネジメント研修に関する業務を実施する。

<令和4年度実績>

- ・マネジメント研修への参加者数は31名であった。

(4) 苗木生産販売事業

主伐後に再造林するため、ヒノキやコウヨウザンといった県内で不足している苗木を需要とする者へ計画的な生産業務を実施する。

<令和4年度実績>

- ・コウヨウザンのコンテナ苗の生産 本数：41,200本
- ・ヒノキ苗木の委託栽培 本数：70,000本

⁷² 森林経営管理制度ともいう。森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度（林野法ホームページより）

⁷³ 市町村が経営管理を行うべきと判断した森林を取りまとめるときに作成する計画

(5) 林業従事者育成確保事業

林業従事者への育成と確保を目的として、新規の事業者への研修業務及び林業事業体の職員の雇用環境改善に関する指導業務を全国森林組合連合会から受託し、業務を実施する。

また、新規の就業者に対する装備品の助成、林業従事者への資格取得費用やスキルアップ研修等を実施する。

＜令和4年度実績＞

- ・ 林業作業士（フォレストワーカー）育成
 - ・ 現場管理責任者（フォレストリーダー）育成
- 研修参加者数は75名であった。
- ・ 森林作業道オペレーター研修 参加者数は4名であった

4. 農業の担い手育成・経営支援等に関する事業

(1) 農地中間管理事業

農業の担い手育成、6次産業の推進などに関する事業がある。なお、この事業については、本包括外部監査の対象外である。主な事業は以下のとおりである。

① 地域計画策定等受託事業

市町により要請された地域に対して、農業農村振興計画等⁷⁴の策定を支援する。

② 6次産業化⁷⁵支援等受託事業

作物の加工、加工物の流通・販売の促進と商品の開発そして商品の事業化に必要な機械等に助成する事業を行う。

⁷⁴ 市区町村長が地域指定をし、農業等を振興（盛んに）する計画のこと。

⁷⁵ 「6次産業」という言葉の6は、農林漁業本来の1次産業だけでなく、2次産業（工業・製造業）・3次産業（販売業・サービス業）を取り込むことから、「1次産業の1」×「2次産業の2」×「3次産業の3」のかけ算の6を意味しています。（農林水産省ホームページより）

③ 農福連携就労促進等受託事業

農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することで、自信や生きがいをもって社会参画するのを実現するための取組である。担い手不足・高齢化対策として新たな働き手を増やしていくことにつながる。

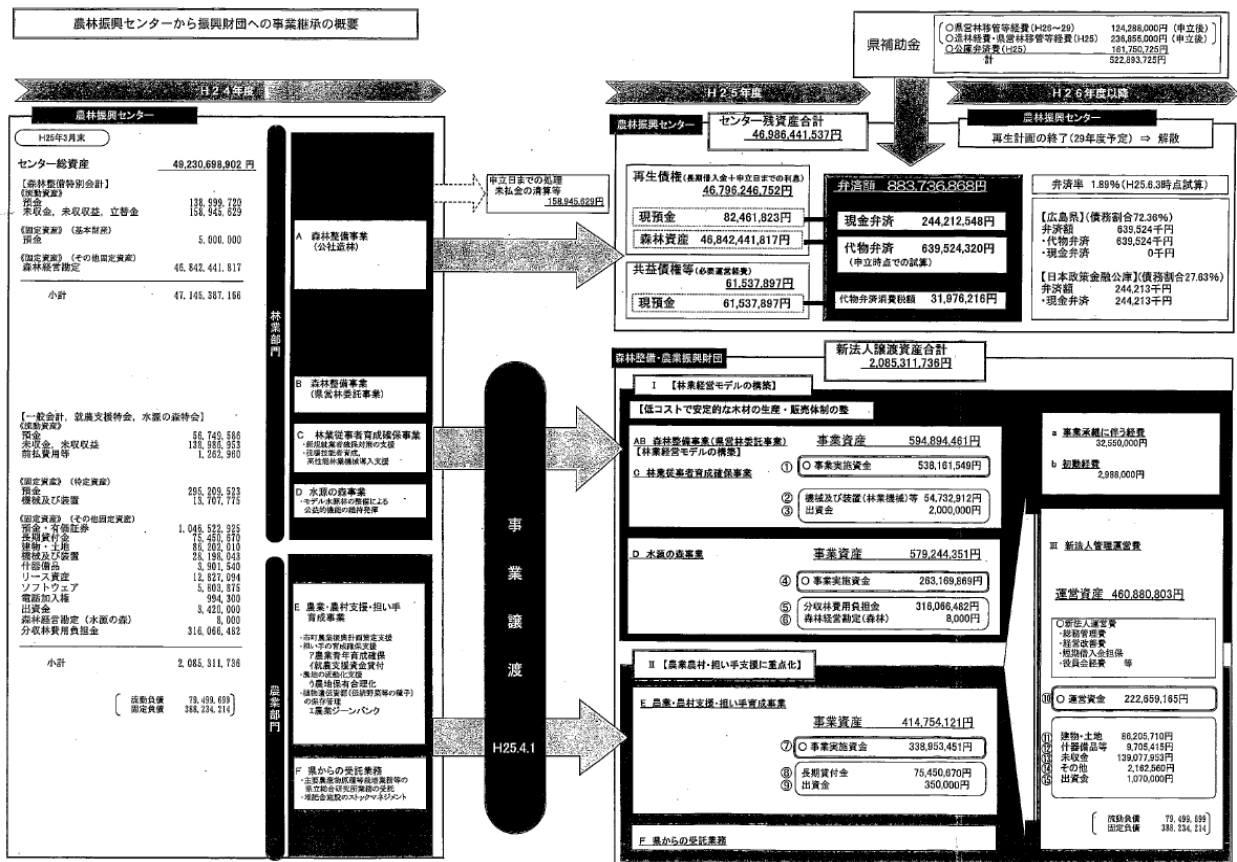
障害者等の賃金向上のため、専門家による農業生産技術等の助言や指導と施設外就労の取組を支援している。

5. 県との関連

基本財産額は3,000千円であり、うち県が出資している額は、3,000千円である。県の出資比率は100%である。

6. 一般財団法人広島県農林振興センターからの事業譲渡

財団と旧センターとの事業譲渡の概観は以下のとおりである。



7.決算の状況について

財団の会計は一般会計と2つの特別会計（水源の森事業、農地中間管理事業）に区分されている。なお、財団では、定款10条にて、「この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。」としており、財務規程3条1項では、「この法人の会計は、その経理内容及び財政状態を明らかにするため、公益法人会計基準に基づき経理するものとする。」としている。

(1) 一般会計

一般会計は、以下の事業についての会計区分であり、その中に県から受託した県営林木材生産販売等受託事業が含まれている。

事業名	内容
森林の保全整備・林業の担い手育成支援等に関する事業	県営林木材生産販売等受託事業
	森林集積計画等策定支援事業
	林業経営者等マネジメント研修事業
	林業従事者育成確保事業
	主要農作物原種等栽培業務受託事業
	飼料作物等栽培業務受託事業
	育種・木材・研究・施設管理業務受託事業
	苗木生産販売事業
農業の担い手育成・経営支援等に関する事業	新規就農者育成事業
	農業青年育成確保事業
	農業ジーンバンク事業
	地域計画等策定事業
	6次産業化支援事業
	農福連携就労促進事業

(2) 水源の森事業

水源の森とは、水を得るための森であり、その水源地域は水資源の貯蔵と水質の浄化作用等の水源かん養機能を有している。水源の森事業は、財団の独自事業であり、太田川流域及び芦田川・沼田川流域において、県及び市町等が負担金を拠出し、旧（財）広島県農林振興センター（水源の森会計）を事業主体として、植栽や間伐・下刈等の森林整備を行

っていた事業を事業譲渡により承継したものである。事業内容としては、森林を長伐期化へ誘導するなどの水源かん養機能の維持増進に資する水源林の整備を実施する⁷⁶。

(3) 農地中間管理事業

平成 26 年度から開始した農地の貸し借りの制度である。農業から引退した方や規模縮小した人の農地について、農地中間管理機構を通して、農業へ新規参入等する人への農地賃貸を行う事業である。

過去 3 年間の林業事業に係る決算の概要は以下に示すとおりである。なお、農地中間管理事業特別会計は、林業分野ではないため記載を省略している。

⁷⁶ 広島県ホームページより。

8.一般会計の貸借対照表

貸借対照表

(一般会計)

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	65,976	46,558	106,248
定期預金	0	38,000	0
有価証券	0	0	100,000
未収金	159,655	141,828	136,891
未収収益	620	946	901
農地保有合理化事業用地	3	3	3
苗木	8,594	2,076	3,068
前払費用	1,091	1,135	1,139
流動資産合計	235,941	230,548	348,253
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産	3,000	3,000	3,000
基本財産合計	3,000	3,000	3,000
(2) 特定資産			
機械及び装置	0	0	0
減価償却引当資産	38,123	0	0
退職給付引当資産	30,445	33,871	31,208
特定資産合計	68,569	33,871	31,208
(3) その他固定資産			
建物	23,949	22,691	21,800
構築物	0	0	0
機械及び装置	448	3,694	4,752
什器備品	2,219	1,135	765
農林業担い手育成等事業引当資産	314,356	290,598	268,621
事業体質強化積立資産	504,734	495,981	494,520
投資有価証券	100,000	140,723	40,573
保険積立金	0	0	45
出資金	3,440	3,440	3,440
電話加入権	914	914	448
差入保証金	730	730	730
長期貸付金	14,231	11,901	9,271
ソフトウェア	14,443	17,904	12,232
その他固定資産合計	979,466	989,715	857,201
固定資産合計	1,051,035	1,026,586	891,409
資産合計	1,286,977	1,257,135	1,239,663

Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
一年以内返済長期借入金	289	352	357
未払金	85,066	88,889	101,263
未払費用	94	145	138
預り金	65	188	84
仮受金	0	0	0
未払法人税	9,033	271	2,561
賞与引当金	8,953	11,018	11,572
流動負債合計	103,503	100,866	115,977
2. 固定負債			
長期借入金	2,528	2,175	1,818
退職給付引当金	30,445	33,871	31,208
固定負債合計	32,974	36,047	33,027
負債合計	136,477	136,913	149,004
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取寄付金	3,000	3,000	3,000
指定正味財産合計	3,000	3,000	3,000
(うち基本財産への充当額)	3,000	3,000	3,000
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産	1,147,499	1,117,221	1,087,658
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	38,124	0	0
正味財産合計	1,150,499	1,120,221	1,090,658
負債及び正味財産合計	1,286,977	1,257,135	1,239,663

主な増減内容として、令和 4 年度の流動資産の有価証券の増加及びその他固定資産の投資有価証券の減少は、令和 4 年度末に社債償還期限が 1 年未満となるものを固定資産から流動資産に振り替えているために生じている。

その他固定資産のうち、農林業担い手育成等事業引当資産は、農林業の担い手育成を支援するために積み立てられている資産であり、旧農林振興センターから財団が事業承継した際に引き継いだ資金である。承継当初は 4 億 6,241 万円であったが、令和 4 年度時点では 6 割程度に減少しており、特に直近 3 年度で大きく取崩しが行われている。

また、未払金が令和 4 年度に増加しているが、令和 3 年度では利用間伐等の請負事業が早期に完了したため未払金の計上がなかったためである。

9.問題点・課題（引当資産及び積立資産の計上区分）

農林業担い手育成等事業引当資産は、農林業の担い手育成を支援するために保有している預金及び有価証券である。また、事業体質強化積立資産は、事業の強化を図るために保有している預金及び有価証券である。両者は、その他固定資産の区分で計上されている。

この点、公益法人会計基準（平成20年改正）の注解4の3では、「当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。」とされており、財団の計上区分は、公益法人会計基準と相違している。

10.意見（引当資産及び積立資産の計上区分誤り）

農林業担い手育成等事業引当資産及び事業体質強化積立資産は、特定の目的のために保有する預金及び有価証券であり、その他固定資産の区分で計上されている。

この点、公益法人会計基準の注解4の3では、「当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。」とされており、特定資産の区分で計上すべきである。

11.一般会計の正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

(一般会計)

(単位:千円)

区 分		令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
大 科 目	中 科 目			
小 科 目				
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
	基本財産運用益	0	0	0
	事業収益	233,113	415,194	258,066
	木材販売収益(県営林事業)	190,843	361,215	218,249
	バイオマス材販売収益(県営林事業)	33,393	31,760	30,121
	苗木販売収益	8,876	22,218	9,694
	貸付料収益	3,433	2,894	4,571
	委託料収益	584,512	582,637	588,794
	県営林木材生産販売等受託事業収益	409,057	420,750	419,430
	森林集積計画等策定支援事業収益	30,590	21,861	38,346
	森林集積活動等支援事業収益	7,123	7,121	7,123
	林業経営者等マネジメント研修事業収益	11,373	0	12,540
	緑の雇用新規就業者育成推進事業収益	17,442	20,334	21,037
	森林・林業人材育成対策事業収益	0	0	385
	主要農作物原種等栽培業務受託事業収益	23,485	23,518	23,353
	飼料作物等栽培業務受託事業収益	16,214	16,214	15,653
	育種・木材・研究・施設管理業務受託事業収益	19,667	17,948	20,857
	苗木生産販売受託事業収益	2,918	4,729	6,468
	地域計画等策定事業収益	30,513	24,943	7,304
	6次産業化支援事業収益	7,921	7,175	8,665
	農福連携障害者就労促進事業収益	6,716	7,632	7,632
	ひろしま型スマート農業推進事業収益	0	8,878	0
	集落法人連絡協議会業務収益	1,350	1,350	0
	事務業務受託事業収益	139	180	0
	受取補助金等	10,650	9,423	0
	受取寄付金	30	500	0
	雑収益	17,817	17,983	12,497
	他会計からの繰入額	239	0	0
	引当金取崩額	9,196	8,953	13,681
	経常収益計	858,992	1,037,587	877,609
(2) 経常費用				
	森林の保全整備・林業の担い手育成支援等に関する事業費	786,174	974,440	843,355
	県営林木材生産販売等受託事業費	409,401	422,454	418,799
	保育事業費	35,656	44,021	38,338
	保育管理費	8,101	8,608	6,923
	利用間伐請負事業費	214,550	212,785	226,096
	利用間伐請負管理費	27,891	31,976	27,278
	利用間伐木材販売事業費	21,247	11,213	26,396
	利用間伐木材販売管理費	29,888	43,550	23,524
	県営林調査管理費	39,364	40,872	44,447
	一般管理費	32,700	29,424	25,794
	木材仕入原価	224,237	392,976	248,371
	木材購入原価	190,843	361,215	218,249
	バイオマス材購入原価	33,393	31,760	30,121
	県営林主伐受託事業費	4	0	0
	県営林主伐請負管理費	4	0	0

中間土場仕分等事業費	3,358	2,812	4,451
土場管理費	1,453	1,251	1,480
主伐請負管理費	1,180	1,140	2,185
一般管理費	724	420	785
森林集積計画等策定支援事業費	26,430	20,450	34,993
森林集積計画等策定支援事業費	21,070	16,764	27,469
一般管理費	5,360	3,686	7,523
森林集積活動等支援事業費	6,597	6,597	6,520
森林集積活動等支援事業費	5,209	5,207	5,209
一般管理費	1,387	1,389	1,310
林業経営者等マネジメント研修事業費	10,013	0	12,146
林業経営者等マネジメント研修事業費	9,112	0	10,612
一般管理費	900	0	1,533
林業従事者育成確保事業費	29,014	38,838	39,781
新規就業促進対策事業費	114	261	143
人材育成支援事業費	197	130	170
緑の雇用新規就業者育成推進事業費	16,711	19,487	20,237
林業機械民間リース支援事業費	5,087	1,305	0
森林・林業人材育成対策事業費	0	31	757
林業支援事業管理費	4,354	13,349	13,880
一般管理費	2,549	4,272	4,591
主要農作物原種等栽培業務受託事業費	23,621	24,028	23,363
主要農作物原種等栽培業務受託事業費	19,440	19,914	19,534
一般管理費	4,181	4,114	3,828
飼料作物等栽培業務受託事業費	15,503	14,438	15,353
飼料作物等栽培業務受託事業費	11,742	11,259	12,079
一般管理費	3,761	3,178	3,273
育種・木材・研究・施設管理業務受託事業費	20,597	18,271	20,897
育種・木材・研究・施設管理業務受託事業費	16,917	15,414	17,510
一般管理費	3,679	2,857	3,386
苗木生産販売事業費	17,394	33,571	18,678
苗木生産販売事業費	13,995	30,103	16,211
一般管理費	3,398	3,468	2,467
農業の担い手育成・経営支援等に関する事業費	53,945	63,226	25,638
農業青年育成確保事業費	521	683	965
クラブ活動支援事業費	10	60	79
新規就農促進支援事業費	0	373	450
青年農業者就農支援事業費	335	152	339
一般管理費	0	0	97
一般管理費	175	96	0
農業ゾーンバンク事業費	4,422	3,299	3,361
農業ゾーンバンク事業費	4,048	3,144	3,198
一般管理費	373	154	162
地域計画等策定事業費	21,271	22,965	4,620
地域計画等策定事業費	16,992	19,758	3,430
一般管理費	4,278	3,206	1,189
6次産業化支援事業費	7,979	7,762	8,813
6次産業化支援事業費	6,808	6,504	7,624
一般管理費	1,170	1,257	1,188
農福連携障害者就労促進事業費	6,963	7,691	7,877
農福連携障害者就労促進事業費	5,984	6,577	6,646
一般管理費	979	1,113	1,231
農業経営者サポート事業費	11,286	11,008	0
農業経営法人化事業費	250	250	0
農業経営者サポート事業費	10,394	10,160	0
一般管理費	641	597	0
ひろしま型スマート農業推進事業費	0	8,455	0
ひろしま型スマート農業推進事業費	0	7,401	0
一般管理費	0	1,053	0
集落法人連絡協議会業務費	1,500	1,361	0
集落法人連絡協議会業務費	1,271	1,203	0
一般管理費	229	157	0

管理費	11,242	17,030	23,503
一般管理費	11,242	17,030	23,503
一般管理費	11,242	17,030	23,503
他会計への繰出額	3,544	1,879	0
他会計への繰出額	3,544	1,879	0
引当金繰入額	8,953	11,018	11,572
賞与引当金繰入額	8,953	11,018	11,572
経常費用計	863,859	1,067,594	904,070
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,866	△ 30,006	△ 26,460
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 4,866	△ 30,006	△ 26,460
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
特定資産売却益	109	0	0
固定資産売却益	5,906	0	98
過年度損益修正益	0	0	22
経常外収益計	6,016	0	121
(2) 経常外費用			
除却損失	0	0	466
火災損失	0	0	198
経常外費用計	0	0	664
当期経常外増減額	6,016	0	△ 542
税引前当期一般正味財産増減額	1,149	△ 30,006	△ 27,002
法人税、住民税及び事業税	9,033	271	2,561
当期一般正味財産増減額	△ 7,883	△ 30,277	△ 29,563
一般正味財産期首残高	1,155,383	1,147,499	1,117,221
一般正味財産期末残高	1,147,499	1,117,221	1,087,658
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	10,650	9,423	0
基本財産運用益	0	0	0
一般正味財産への振替額	△ 10,650	△ 9,424	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000	3,000	3,000
指定正味財産期末残高	3,000	3,000	3,000
III 正味財産期末残高	1,150,499	1,120,221	1,090,658

各損益の主な増減は以下の通りである。なお林業事業ではない項目は説明を省略する。

【経常収益】

事業収益は、令和2年度は2億3,311万円、令和3年度は4億1,519万円、令和4年度は2億5,806万円となっている。このうち県営林事業として行っている木材販売収益及びバイオマス材販売収益が9割以上を占めている。

委託料収益は、令和2年度は5億8,451万円、令和3年度は5億8,263万円、令和4年度は5億8,879万円で推移している。財団が受託している業務は県や市町、森林組合等様々である。そのうち、県の森林保全課から受託している県営林事業に係る受託事業収益は約7割を占めており、県営林事業の受託事業収益は、直近3期を通して横ばいで推移している。その他、林業育成確保事業として実施している緑の雇用新規就業者育成推進事業収益（全国森林組合連合会から受託）が直近3期を通して2,000万円程度で推移している。

引当金取崩額は、賞与引当金と退職給付引当金の取崩しに係るもので、ほとんどは賞与引当金取崩額である。

【経常費用】

県営林木材生産販売等受託事業費は、令和2年度は4億940万円、令和3年度は4億2,245万円、令和4年度は4億1,879万円で推移している。主な増減理由としては、まず保育作業、利用間伐、作業道補修等の業務量の多寡に応じて事業費が増減している。この事業費の増減に連動して、上記業務に関連する管理費も増減している。また県営林の調査管理費についても、調査業務量の多寡に連動して増減している。これらは、県営林事業は、県が中期計画及び年度計画を策定し、それに基づき財団が事業計画を策定、当該計画に基づいて実行している。

木材仕入原価は、事業収益のうちの木材販売収益及びバイオマス材販売収益と同額が計上されており、いわゆる売上仕入の処理がなされている。また、用材及びバイオマス材の販売収益については、そのまま財団から県に支払いを行い、精算している。

森林集積計画等策定支援事業費は、令和2年度は2,643万円、令和3年度は2,045万円、令和4年度は3,499万円で推移している。森林集積計画等策定支援業務は、市町からの受託事業であり、森林情報の収集・整理、森林所有者の調査、経営管理意向調査及び経営管理権集積計画等の作成といった業務量に応じて増減している。当該事業費の中には、森林経営管理意向調査の管理システムの減価償却費及び保守料なども含まれているが、当該システムは令和3年度に取得している。

林業従事者育成確保事業費は、令和2年度は2,901万円、令和3年度は3,883万円、令和4年度は3,978万円で推移している。事業費のうち6割程度は財団の人件費であり、2割から3割が講習委託費や講師謝礼などの費用である。

管理費は、令和2年度は1,124万円、令和3年度は1,703万円、令和4年度は2,350万円で推移している。令和4年度に北広島事務所で大規模修繕を行った際の修繕費が約790万円計上されている。

12.問題点・課題（林業育成確保事業の赤字について）

令和4年度的林業育成確保事業に係る委託料収益2,142万円、一方の林業従事者育成確保事業費は3,978万円となっており、赤字事業となっている。赤字分については、農林業担

い手育成等事業引当資産の取崩しによって賄われているが、直近で農林業担い手育成等事業引当資産が大きく減少していることから、当該事業の採算性について改めて検証が必要ではないかと考える。

なお、林業従事者育成確保事業費の6割が財団の人件費である。また、財団では役員報酬を各事業に配賦し、一般管理費として計上しているが、当該事業と県営林木材生産販売等受託事業でのみ一般管理費とは別の役員報酬が計上されている。

13.意見（林業育成確保事業の採算性について）

令和4年度の林業育成確保事業に係る委託料収益2,142万円、一方の林業従事者育成確保事業費は3,978万円となっており、赤字事業となっている。赤字分については、農林業担い手育成等事業引当資産の取崩しによって賄われているが、直近で農林業担い手育成等事業引当資産が大きく減少していることから、当該事業の採算性について改めて検証が必要ではないかと考える。

なお、林業従事者育成確保事業費の6割が財団の人件費である。また、財団では役員報酬を各事業に配賦し、一般管理費として計上しているが、当該事業と県営林木材生産販売等受託事業でのみ一般管理費とは別の役員報酬が計上されていることから、他の事業より事業費が多く計上されている原因となっているものと思われる。これについては、実態に応じた人件費の配賦が適切になされているのか、検証が必要であると思われる。

実態に応じた人件費が配賦されているのならば、事業費に見合った委託料が確保出来ないこととなる。委託者に対し、過度なディスカウントが行われていないか検証を行い、委託料の価格交渉や、事業内容、事業自体の見直しを図り、資産流出を食い止める必要があるのではないかと考える。

14.問題点・課題（経常費用の表示方法について）

財団では、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行、すなわち公益法人会計基準に基づき経理するものとしている（定款10条、財務規程3条）が、正味財産増減計算書の経常費用の表示が、現行の公益法人会計基準に基づく表示となっていない。

財団では、正味財産増減計算書の経常費用を、実施した事業活動を示す科目名で表示し、その内訳として具体的な費用の内容を示す科目を下層で表示しているのだが、そうした表示を規定していたのは、公益法人会計基準が平成16年に改正されるまでの旧基準であり、平成16年改正、及び平成20年改正を経た現行の公益法人会計基準では、「旅費交通費」

や「消耗品費」といった費用の具体的な内容を示す科目名で表示することとなっている。

（「公益法人会計基準」の運用指針 12.財務諸表の科目）

ちなみに、林業公社が準拠するものとして定められている林業公社会計基準における財務諸表標準様式では、財団の表示のとおり、事業活動を示す科目名での表示を規定しており、実際に他県の林業公社は、林業公社会計基準に従って決算書を作成している。また、県の特別会計の貸借対照表形式の情報開示も林業公社会計基準を参考に作成されている。

15.意見（経常費用の表示方法の誤り）

財団では、正味財産増減計算書の経常費用を、実施した事業活動を示す科目名で表示しているが、現行の公益法人会計基準では、「旅費交通費」や「消耗品費」といった費用の具体的な内容を示す科目名で表示することとなっている（「公益法人会計基準」の運用指針 12.財務諸表の科目）。

財団では、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行、すなわち公益法人会計基準に基づき経理するものとしている（定款 10 条、財務規程 3 条）ため現状では定款や財務規程に規定されている公益法人会計基準に基づいた決算書が作成されているとはいえない。

林業公社が準拠するものとして定められている林業公社会計基準における財務諸表標準様式では、財団の表示のとおり、事業活動を示す科目名での表示を規定しており、実際に他県の林業公社は、林業公社会計基準に従って決算書を作成している。また、県の特別会計の貸借対照表形式の情報開示も林業公社会計基準を参考に作成されている。

改めて財団としての経理処理の拠るべき会計基準を見直すべきであると考ええる。

16.水源の森事業特別会計の貸借対照表

貸借対照表

(水源の森事業特別会計)

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	1,890	1,587	1,457
未収金	0	176	337
未収収益	116	111	111
流動資産合計	2,006	1,874	1,906
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
制限付運用資産	14,004	14,004	14,004
森林勘定引当資産	213,265	211,756	211,108
特定資産合計	227,269	225,760	225,112
(2) その他固定資産			
什器備品	0	0	0
森林経営勘定	8	8	8
分収造林	2	2	2
森林	2	2	2
企業の森	2	2	2
豊かな海の森林	1	1	1
手作りの森	1	1	1
分収林費用負担金	316,066	316,066	316,066
電話加入権	80	80	80
その他固定資産合計	316,154	316,154	316,154
固定資産合計	543,424	541,915	541,266
資産合計	545,431	543,789	543,172
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,989	1,857	1,888
未払費用	17	17	17
流動負債合計	2,006	1,874	1,906
2. 固定負債			
森林勘定引当金	213,265	211,756	211,108
固定負債合計	213,265	211,756	211,108
負債合計	215,272	213,630	213,014
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取補助金	0	0	0
受取寄付金	14,004	14,004	14,004
指定正味財産合計	14,004	14,004	14,004
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	14,004	14,004	14,004
2. 一般正味財産	316,154	316,154	316,154
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	330,158	330,158	330,158
負債及び正味財産合計	545,431	543,789	543,172

各資産負債項目の主な増減は以下の通りである。

特定資産のうち、制限付運用資産とは、水源の森事業のために使途等に制約を課した資産である。元々は旧水源の森基金の設立時出捐金であり、基金統廃合に伴い旧財団法人広島県緑と水の森林公社が寄附を受け、さらに旧農林振興センターが引き継いだものを、現財団が事業譲渡で受け入れたもの。出捐の趣旨に鑑み水源の森会計の制限付運用財産として、処分又は担保に供さないことが旧財団法人広島県緑と水の森林公社が寄附を受け入れた際に確約書で定められている。

また、森林勘定引当資産は、将来の森林造成整備費用の財源に充てるよう県から指示を受けて保有されている資産である。森林勘定引当資産の内容は、普通預金と定期預金である。

森林勘定引当資産を計上することとなった経緯を示すと、水源の森会計に係る事業計画は10年単位で作成されており、平成4年度からの計画において山林を購入し、造成・整備の施業実施による「水源林の造成」資金が予算化され事業実施していた。その際、財団では平成4年度及び平成5年度に支出予定の山林購入資金及び造成・整備資金を県より受け取り、山林購入を進めていたが、県の財政状況が厳しくなったこともあり、以後山林の購入を中止し、購入資金の残額は、今後の造成・整備の施業資金とするよう県が指示をした。当該資金は、会計上特定資産として計上され、現在に至っている。

その他固定資産区分で計上されている森林経営勘定とは、造林費及び造林整備にかかる費用の累積額であり、将来主伐を実施した際の売上原価となるものである。

このうち、分収造林は、市町が森林造成・整備を実施する分収造林について、市町と財団が締結した分収造林契約に基づき財団が負担した費用の累積額である。そのほか、森林、企業の森、豊かな海の森林、手作りの森は、財団が森林土地所有者との間で締結した分収造林契約に基づき、財団が森林造成・整備を実施する分収造林について、財団が負担した費用の累積額である。なお、水源の森事業のために使用する目的で受けた県や市町からの補助金を森林経営勘定から引き落とす会計処理（圧縮記帳）を行っている。

分収林費用負担金とは、市町が森林造成・整備を実施する分収造林について、市町と財団が締結した分収造林契約で定められた財団が負担する費用、すなわち農林漁業金融公庫の造林資金の融資残額、その年賦金及び利子償還金であり、支出が完了したものを資産計上している。

森林勘定引当金とは、将来のモデル水源林事業及び分収造林事業に係る支出に備えるため、当該支出見込額のうち当期に帰属する額を計上しているものである。見積額は、事業地毎の年間事業費及びその他の収支の長期事業計画を基に算定しており、上記特定資産と同額である。

そして、企業会計原則に記載されている引当金の要件に照らして、財団は以下のとおり整理している。

(1) 「将来の特定の費用」に該当する理由

水源の森会計事業は水源かん養機能を確保するために昭和 57 年度発足から 80 年間森林の造成・整備事業を実施することとしているため、その造成・整備事業資金となる。

(2) 「発生が当期以前の事業に起因」している理由

水源林の購入及び造成・整備に係る予算は平成 4 年度からの事業計画で計上され、引当金は平成 5 年度より計上している。また水源林の購入については平成 6 年度までで、その後現在まで引当金の取崩し等により継続的にその水源林の施業を実施している。

(3) 「発生の可能性が高い」という理由

水源の森会計事業は、昭和 57 年度発足から 80 年間、分収造林契約により森林の造成・整備事業を実施することとしている。

また県の予算減少により、今後の事業実施に係る財源は、造林補助金のほか、この引当金（引当資産）を取崩すこと以外にないこと。

(4) 「金額を合理的に見積もることができる」という理由

水源の森事業の長期事業計画を作成したうえで、毎年度県の予算作成時に施業の額を積算し、理事会の承認を得て取崩しを行っている。

17.問題点・課題（分収林費用負担金の内容と会計処理について）

県では、昭和 40 年に財団法人広島県緑と水の森林公社を設立し、土地所有者と分収造林契約を締結し、造林事業を実施していた。また、水源の森に指定された森林において、市町村が主体となって森林造成・整備を実施するものもあり、財団法人広島県造林公社は、市町村に対し、造林整備資金の貸付を行っていた。

当該貸付は、市町村が得るであろう分収造林の伐採収入で返還してもらう計画であったが、昭和 62 年 3 月 31 日に貸付を受けている市町村長の申請により、貸付金の全額を公社が費用

負担したものとみなすこととされた。(実質的な債権放棄であり、市町村にとっては、債務を全額返済したものとみなされた。)

公社としては、追加的な費用負担額が生じることとなったが、その額を「分収林費用負担金」として資産計上している。また対象となる分収造林が伐採され、分収造林契約が満了となった時点で「分収林費用負担金除却損」として損失計上される。この処理は財団に引き継がれ、現在の決算状況となっている。

この点、造林費及び造林整備にかかる費用の累積額は森林経営勘定で計上しているにもかかわらず、上記追加費用だけは「分収林費用負担金」で表示しているため、造林費及び造林整備にかかる費用の累積額とは別の資産を保有しているかのような誤解を与える表示となっている。

18.意見（分収林費用負担金の会計処理について）

旧財団法人広島県造林公社が、市町村に対して造林整備資金の貸付を行っていたが、昭和 62 年 3 月 31 日に貸付を受けている市町村長の申請により、貸付金の全額を公社が費用負担したものとみなすこととされた。

公社としては、追加的な費用負担額が生じることとなったが、その額を「分収林費用負担金」として資産計上している。また対象となる分収造林が伐採され、分収造林契約が満了となった時点で「分収林費用負担金除却損」として損失計上される。この処理は財団に引き継がれ、現在の決算状況となっている。

この点、上記追加費用だけを別の勘定科目で表示しているため、造林費及び造林整備にかかる費用の累積額とは別の資産を保有しているかのような誤解を与える表示となっている。追加的な費用負担額であれば、造林費及び造林整備にかかる費用の累積額である森林経営勘定として計上し、分収造林伐採時には、原価として費用計上する処理が適切であると考えられる。

ちなみに令和 4 年度の財務諸表に対する注記では、森林経営勘定に係る補助金等による圧縮記帳の実績が記載されており、令和 4 年度末で 17 億 1,976 万円の圧縮累計額があり、森林経営勘定残高 8 千円との合計額が、発生した造林費及び造林整備にかかる費用の累積額であるとして表示されているが、この中に分収林費用負担金は含まれていないため、実際の造林費及び造林整備にかかる費用の累積額は、さらに 3 億 1,606 万円を加算した 20 億 3,582 万円である。

19.課題・問題点（森林経営勘定の管理について）

森林経営勘定については、森林管理システムなどは整備されておらず、樹種、樹齢、面積等の確認がされていない。

20.意見（森林経営勘定の樹種等を把握していない）

森林経営勘定については、森林管理システムなどは整備されておらず、樹種、樹齢、面積等の確認がされていない。これらの情報は森林整備に不可欠であると思われるため、早急に情報をまとめておく必要があると考える。

なお、県営林事業の受託業務で利用している森林管理システムがあるので、水源の森事業でも利用できれば、余分なコストはかからないものとする。

21.問題点・課題（森林勘定引当金の計上について）

森林勘定引当金の計上根拠は、水系別に水源の森会計の単年度収支を長期試算した資料であり、太田川水系は令和 53 年度まで、芦田・沼田川水系では令和 61 年度までにわたる将来事業計画とその収支試算である。

当該資料では、各事業地の実施内容（間伐、除伐、作業道整備など）と事業費額に加え、年間の一般管理費が記載されている。また、年間売上高、分収交付金支出額、補助金収入、その他収入といった収入項目も記載されており、それらを差引した単年度収支が計算されている。

そのうえで、前年度の森林勘定引当金残高から、単年度収支を取り崩して、当年度の森林勘定引当金残高となるような記載がされている。

つまり、長期事業計画で設定した将来の単年度収支赤字の積上げが引当金残高となっており、毎年引当金を取り崩す処理をしている。

財務諸表に対する注記に記載されている森林勘定引当金の計上基準は、「将来のモデル水源林事業及び分収造林事業に係る支出に備えるため、当該支出見込額のうち当期に帰属する額を計上しているものである。」と説明されている。

一方で、森林勘定引当金の計上根拠は、水系別に水源の森会計の単年度収支を長期試算した資料であり、当期に帰属する額のみではなく、将来発生するであろう支出見込額全てを引当金として計上しており、注記の表現とは矛盾している。

将来の支出に備えるためといった部分は正しいが、当期に帰属する額のみではなく、将来発生するであろう支出見込額の全てを引当金として計上しており、注記の表現とは矛盾している。

また、そもそも引当金は、発生主義により認識した費用を適切な期間損益計算に組み込むための会計手法であり、そのために企業会計原則では引当金の要件⁷⁷が設定されているが、当期以前の事象に起因した費用のみではなく、将来発生するであろう事象にかかる費用を組み込むこと、内部の意思決定のみで設定した計画では、その発生可能性が高いとは言えないこと、売上高や補助金などの収益項目の見積りや、50年後までの費用額を合理的に見積もることは通常困難であることから、引当金の要件を満たしていないものとする。

ところで、財団では、森林勘定引当金に対応する形で、その同額となるように森林勘定引当資産を積み立てており、水源の森事業の単年度収支赤字を森林勘定引当資産の取崩しで賄っている。

22.意見（森林勘定引当金としての計上の妥当性について）

森林勘定引当資産は、将来の森林造成整備費用の財源に充てるよう県から指示を受けて保有されている資産であり、森林勘定引当金と森林勘定引当資産の関係性を考えると、森林勘定引当金として負債計上するのではなく、指定正味財産残高として表示するのが公益法人会計基準に沿った計上方法なのではないかと考える。

⁷⁷ 企業会計原則注解（昭和57年4月20日 企業会計審議会）の注18（以下「注解18」）

- (1) 将来の特定の費用又は損失であること。
- (2) その費用又は損失が当期以前の事象に起因して発生していること。
- (3) 発生の可能性が高いこと。
- (4) その金額を合理的に見積もることができること。

23.水源の森事業特別会計の正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

(水源の森事業特別会計)

(単位:千円)

区 分	大 科 目	中 科 目	小 科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
	特定資産運用益			422	446	431
	制限付運用資産受取利息			1	0	0
	森林勘定引当資産受取利息			421	445	430
	事業収益			73	196	836
	立木売却収益			73	196	836
	受取補助金等			1,718	2,249	926
	受取水源の森事業補助金			1,718	2,249	926
	雑収益			0	0	0
	受取利息			0	0	0
	補助金返還金			0	0	0
	引当金取崩額			1,794	1,509	648
	森林勘定引当金取崩額			1,794	1,509	648
	経常収益計			4,009	4,402	2,843
(2) 経常費用						
	水源の森事業費			238	82	337
	事業費			238	82	337
	事業請負費			238	82	337
	管理費			2,221	2,133	1,733
	管理費			2,221	2,133	1,733
	管理費			2,221	2,133	1,733
	圧縮記帳損			1,550	2,186	772
	経常費用計			4,009	4,402	2,843
	評価損益等調整前当期経常増減額			0	0	0
	評価損益等計			0	0	0
	当期経常増減額			0	0	0
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
	経常外収益計			0	0	0
(2) 経常外費用						
	除却損失			0	0	0
	什器備品除却損			0	0	0
	経常外費用計			0	0	0
	当期経常外増減額			0	0	0
	当期一般正味財産増減額			0	0	0
	一般正味財産期首残高			316,154	316,154	316,154
	一般正味財産期末残高			316,154	316,154	316,154

Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	1,718	2,249	926
受取水源の森事業補助金	1,718	2,249	926
特定資産運用益	1	0	0
制限付運用資産受取利息	1	0	0
一般正味財産への振替額	△ 1,719	△ 2,250	△ 927
一般正味財産への振替額	△ 1,719	△ 2,250	△ 927
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	14,004	14,004	14,004
指定正味財産期末残高	14,004	14,004	14,004
Ⅲ 正味財産期末残高	330,158	330,158	330,158

各損益項目の主な増減は以下の通りである。

経常収益のうち、受取補助金等は、直近3年度はいずれも県からの造林補助金のみが計上されている。

また、森林勘定引当金取崩額について、将来計画において将来生ずる資金収支赤字額の累積額を引当金として計上しているものを、毎期の単年度収支赤字額だけを取崩して収益計上しているものである。

経常費用のうち、圧縮記帳損は、森林経営勘定として積上げられる造林費用に対し、受領した補助金を圧縮している。

24.問題点・課題（森林勘定引当金取崩額の計上について）

前述したとおり、森林勘定引当金として負債計上するのではなく、指定正味財産残高として表示するのが公益法人会計基準に沿った計上方法なのではないかと考える。指定正味財産残高とするならば、当期に用途の解除がなされた場合の一般正味財産増減の部における収益科目としては、「受取補助金等振替額」が適切である。

25.意見（森林勘定引当金取崩額の計上の妥当性について）

森林勘定引当金として負債計上するのではなく、指定正味財産残高として表示するのが公益法人会計基準に沿った計上方法なのではないかと考える。指定正味財産残高とするならば、当期に用途の解除がなされた場合の一般正味財産増減の部における収益科目としては、「受取補助金等振替額」が適切である。

26.問題点・課題（資料作成について）

財団の水源の森事業特別会計について、『令和3年度（令和4年3月31日現在）の「2（2）その他固定資産【森林経営勘定】調」の（太田川水系）及び（芦田川・沼田川水系）において、資料「5-1 財団営分収林事業」の資料の金額と「A 補助金・負担金」の「3月末残高」の金額について、（太田川水系）の「手づくりの森」と（芦田川・沼田川水系）の「企業の森」は一致していたが、他の項目について金額に差額が出ている理由は。』と財団に確認したところ、「計算誤りであり、報告書を配付している市町へ訂正部分を伝える」との旨の回答をいただいた。

27.指摘（資料作成について）

今後の資料作成にあたっては、計算誤りのないよう、複数のチェック体制により連動する図表までの確認作業もお願いしたい。

28.財団の契約について

調査の概要

財団が契約を締結する際には、県が行う契約に準じて行われるため（財務規程44条1項⁷⁸⁾）、広島県契約規則等の県の契約と同様の観点から調査した。そして、令和4年度の財団の工事請負契約は8件、業務委託契約は1件あったが、いずれの契約も随意契約により締結されていたため、専ら随意契約を採用した根拠が適切かどうかの観点から調査を行った。

29.課題・問題点（随意契約について（工事請負契約・業務委託契約共通））

自治法234条1項は「売買，貸借，請負その他の契約は，一般競争入札，指名競争入札，随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とし，同条2項は「前項

⁷⁸⁾ 第44条1項

「契約は，広島県が行う契約（広島県契約規則〔昭和39年広島県規則第32号〕その他契約に関する規則）に準じて行うものとし，契約の執行に関する事務手続きについては，定款第4条に規定する事業ごとに定めるものとする。」

の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」としている。このことは、一般競争入札を原則とし、随意契約を含む、それ以外の方法は例外として位置付けていることが分かる。これは、一般競争入札の手続きの透明性や有利な価格による財政負担の軽減につながるからである。

しかしながら、財団の工事請負契約及び業務委託契約について、いずれも随意契約で締結されており、その根拠事由は工事請負契約については「施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号該当」であり、委託契約については「入札の目的が競争入札に適しないため」とするのみである。また、随意契約理由書については、契約先個々に記載された理由書でなく、網羅的な書面のみであった。

財団の締結する工事請負契約も委託契約も、それぞれ、事業内容や工事代金・委託料も異なる。それゆえ、個別契約ごとに原則である一般競争入札ではなく、随意契約を締結した理由が明確でなければならぬにもかかわらず、それが示されなかった。

30.指摘（随意契約について（工事請負契約・業務委託契約共通））

工事請負契約及び委託契約のいずれも、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」（施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号）を念頭に置いていることがうかがえるが、その具体的な理由が示されていないことは、随意契約の事由に該当した契約とみなすことは出来ないものであり自治法 234 条 1 項に違反する。

県が行う契約は、当然に自治法を遵守することが求められ法に違反する以上、財団の財務規程 44 条 1 項に違反する。

よって、財団は、工事請負契約と委託契約のいずれも一般競争入札を原則として実施する様に改善すべきであり、仮に随意契約とせざるを得ない場合には、施行令 167 条の 2 第 1 項 1 号～9 号の事由に該当するか否か十分な検討が不可欠である。

31.課題・問題点（裁判管轄の規定について（業務委託契約））

財団の契約書によれば、損害賠償等に関する規定は存在するが、受託先との間で紛争となりトラブルとなった場合に裁判となった場合の裁判管轄の規定が設けられていない。

令和 4 年度の委託契約の相手方は、大阪市を所在地とする会社である通り、仮に裁判となった場合には大阪地方裁判所で裁判が行われることも想定され、その場合の財団の担当者の出張旅費や日当等の経費支出が過大となる。

32.その他（裁判管轄の規定について（業務委託契約））

訴訟による紛争解決となった場合に備えて，広島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所（民事訴訟法 11 条参照）とする旨の条項を加えるべきである。

第 20 一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会

1. 一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会の概要

協会は、昭和 48 年 2 月に設立された一般社団法人である。協会の設立目的は、苗木の生産者に対し、その生産過程において生じた損失等を補償することによって、優良苗木の需給の安定を図り、苗木生産経営の健全な発展に資し、もって造林の推進に寄与することを目的としている⁷⁹。なお、令和 4 年度末の協会員は個人が 15 名、団体が 2 団体の総数 17 である。

2. 事業内容

事業計画によると、植林のため造林用苗木は、県内の需要確保のためその見込みに即した計画的生産が行われている。しかし、気象災害や病虫害等の被害を受けることもあるため、会員の苗木生産経営の安定化や再生産意欲向上のために苗木の補償と活用を実施している。

協会の業務内容は以下のとおりである。

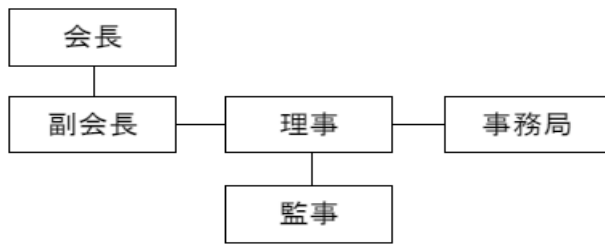
- ①山行苗木残苗補償基金の造成及び管理に関する事業
- ②災害及び幼苗残苗補償基金の造成及び管理に関する事業
- ③山行苗木残苗活用森林整備事業

なお、令和 4 年度における事業報告では、山行苗木残苗補償事業として、ヒノキの裸苗 3,000 本に対して補償金を 1 名に支払っている。

また、会員の生産した山行苗木を活用し、苗木配布事業としてモミジ 30 本を配布している。

⁷⁹ 一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会の概要より。

組織図



3. 県との関連

基本財産額は 59,711 千円であり、うち県が出資している額は、17,003 千円である。県の出資比率は 28.5%である。

4. 決算について

過去 3 年間の協会の決算概要は以下に示すとおりである。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	31,083	28,891	26,398
現金	10	16	11
普通預金	6,072	5,875	6,387
定期預金	25,000	23,000	20,000
流動資産合計	31,083	28,891	26,398
2 固定資産			
(1)基本財産			
有価証券	59,000	59,000	51,000
定期預金	711	711	8,711
基本財産合計	59,711	59,711	59,711
(2)特定資産	0	0	0
(3)その他固定資産			
有価証券	10,000	10,000	10,000
固定資産合計	69,711	69,711	69,711
資産の部合計	100,794	98,602	96,109
II 負債の部			
1流動負債	0	0	0
2固定負債	0	0	0
負債の部合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1指定正味財産			
国庫補助金	24,005	24,005	24,005
県補助金	12,002	12,002	12,002
出捐金	11,701	11,701	11,701
負担金	12,002	12,002	12,002
指定正味財産合計	59,711	59,711	59,711
(うち基本財産への充当)	(59,711)	(59,711)	(59,711)
2一般正味財産	41,083	38,891	36,398
正味財産の部合計	100,794	98,602	96,109
負債及び正味財産合計	100,794	98,602	96,109

資産負債の状況は、直近3年間でほぼ変動はない。事業活動の結果、一般正味財産残高が令和2年度4,108万円、令和3年度3,889万円、令和4年度3,639万円と毎年200万円超ずつ減少しており、現金預金も同様に目減りしている。

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	23	23	43
基本財産受取利息	23	23	43
受取会費	744	770	629
受取会費	744	770	629
雑収益	86	34	33
受取利息	36	34	31
有価証券運用益	0	0	2
雑収益	50	0	0
経常収益計	854	828	706
(2) 経常費用			
事業費	3,650	2,317	2,466
補償費	30	0	135
山行苗木残苗補償費	30	0	135
調査費	2,888	2,088	2,092
作付調査費	1,200	950	949
得苗調査費	1,328	1,077	1,077
残苗調査費	0	0	4
災害・幼苗調査費	360	60	60
苗木配布費	731	229	239
苗木配布費	731	229	239
管理費	930	702	732
事務委託費	720	580	580
会議費	106	68	75
通信運搬費	0	0	0
雑費	104	53	75
経常費用計	4,581	3,020	3,199
評価損益等調整前当期経常増減額	-3,726	-2,191	-2,492
評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	-3,726	-2,191	-2,492

2経常外増減の部			
(1)経常外収益	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-3,726	-2,191	-2,492
当期一般正味財産増減額	-3,726	-2,191	-2,492
一般正味財産期首残高	44,809	41,083	38,891
一般正味財産期末残高	41,083	38,891	36,398
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	59,711	59,711	59,711
指定正味財産期末残高	59,711	59,711	59,711
III 正味財産期末残高	100,794	98,602	96,109

各損益の主な増減は以下の通りである。

【経常収益】

受取会費は、直近3年で減少傾向にあり、会員数は令和2年度に脱会2名、その後令和3年度、令和4年度では増減はない。令和4年度の会員数は個人15名、団体2の計17となっている。

5.問題点・課題（会員増強について）

会員について、個人15名のうち、12名は各地の樹苗生産組合の構成員、残り2名のうち1名は役員である。また2団体は、広島県樹苗農業共同組合と県（農林水産局林業課）であり、いずれも出資者である。基本的に生産組合と出資者しか会員がおらず、賛助会員を獲得出来ていない。

6.その他（会員増強の必要性）

協会では、会員増強への取組として、苗木生産に関する講習会の開催などにより、新規参入者の増加・定着を促しているところではあるが、事業の成果である一般正味財産増減額が毎年マイナスとなっており、保有資金も目減りしている現状において、優良苗木の需給安定、苗木生産経営の健全な発展を継続していくためには、より多くの生産者や賛同者を集め、補償内容や苗木活用策についても検討が必要である。

【経常費用】

事業費のうち、会員に対して実施した補償費は、令和2年度で3万円、令和3年度は発生がなく、令和4年度は13万円となっている。

調査費は、令和2年度288万円、令和3年度208万円、令和4年度209万円と200万円超の計上があり、事業費の大半を占めている。

調査費のうち、残苗調査費は、補償希望者からの残苗補償等承認申請を受け、協会が理事会で補償実施を判断するための査定調査であり、現地赶赴して残苗状況及び抜き取りを確認するものである。

そのほかの調査費は、(ア)当協会が会員に対して生産を指示したもの、(イ)定められた規格に合致していると認められたものといった、残苗補償対象となる要件を満たすか否かを確認するために実施する調査である。作付調査費は、各苗木生産者から報告された「苗畑面積」及び「苗木作付数量」等の確認。得苗調査費は、各苗木生産者から報告された「苗木得苗見込数量」の確認。災害・幼苗調査費は、現地にて樹種・苗齢毎の被害率や被害数量などを計測する災害調査や、幼苗（山行苗ではない1年生未満の苗）の作付調査及び得苗調査である幼苗調査である。

7.問題点・課題（補償実績と事業コストについて）

協会の主要事業である会員への補償事業について、令和2年度の補償実績が3万円、令和4年度は13万円、令和3年度には補償実績はない。一方で、年間の調査費は、200万円から300万円、管理費も併せると270万円から380万円のコストが発生しており、補償額に対して、每期必要な経費が過大である。調査と法人維持のために資金を費消している状態であり、補償に回る資金は今後10年で枯渇し、本来取り崩すことのない基本財産を取り崩さなければ、補償事業が継続できない。

8.意見（補償事業の継続性が乏しい）

協会の主要事業である会員への補償事業について、令和2年度の補償実績が3万円、令和4年度は13万円、令和3年度には補償実績はない。一方で、年間の調査費は、200万円から300万円、管理費も併せると270万円から380万円のコストが発生しており、補償額に対して、每期必要な経費が過大である。調査と法人維持のために資金を費消している状態であり、補償

に回る資金は今後 10 年で枯渇し、本来取り崩すことのない基本財産を取り崩さなければ、補償事業が継続できない。

残苗補償対象となるか否かを協会が多大なコストをかけて実施する必要があるのか、法人維持に不必要な支出はないか、事業の在り方の見直しを実施し、補償事業が継続できるよう施策を講じる必要がある。

9.問題点・課題（監事の理事会の欠席について）

決算資料と併せて理事会議事録を確認したところ、令和 4 年 5 月及び令和 5 年 2 月に開催された理事会にて、監事が出席していなかった。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 101 条では、「監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。」とされている。また、定款 17 条では監事の職務が記載されており、3 号に「理事会に出席し、意見を述べること」と規定されている。

欠席理由としては、いずれも体調不良による急遽の欠席である。

10.意見（監事の理事会の欠席について）

令和 4 年 5 月及び令和 5 年 2 月に開催された理事会にて、監事が出席していなかった。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 101 条では、「監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。」とされている。また、定款 17 条では監事の職務が記載されており、3 号に「理事会に出席し、意見を述べること」と規定されている。

体調不良による急遽の欠席であれば、監事を増員することも検討すべきである。

11.問題点・課題（監事の社員総会の欠席について）

令和 4 年 5 月に開催された社員定期総会にて、監事が出席していなかった。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 53 条では、「理事（監事設置一般社団法人にあっては、理事及び監事）は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。」とされている。また、社員総会規則 7 条でも「理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。」と規定されている。

欠席理由としては、体調不良による急遽の欠席である。

12.意見（監事の社員総会の欠席について）

令和4年5月に開催された社員定期総会にて、監事が出席していなかった。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律53条では、「理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。」とされており、監事は社員総会への出席義務があるものと解する。また、社員総会規則7条でも「理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。」と規定されている。

監事の社員総会欠席は、体調不良による急遽の欠席であり、社員総会規則で定める「やむを得ない事由」に該当すると考えるが、監事が確実に社員総会に出席するよう措置を講じるべきである。

13.協会の契約について

調査の概要

協会が締結した契約としては「事務経費執行に伴う負担額契約」のみであり、広島県樹苗農業協同組合を相手方として、一般事務・経理事務等の事務作業を委託する契約であり、一般の契約原則に合致するかどうかの観点から調査を行った。

14.課題・問題点（契約の目的条項について）

令和4年度分に限らず、過年度（令和2年度、令和3年度）分についても調査をしたところ、いずれの契約も第1条（目的）において「甲は次の乙に係る業務を執行し、乙はこれを受諾し、執行に伴う応分の負担を甲に対して支払うものとする。1 一般事務 2 経理事務 3 補償事務 4 その他の事務」としている。

そもそも「事務経費執行に伴う負担額契約」は、乙（広島県樹苗農業協同組合）が甲（協会）の事務を担うからこそ、甲が乙に応分の負担を支払う契約であるところ、第1条（目的）とは合致しない。

15.意見（契約の目的条項について）

第1条の規定に従えば、乙（広島県樹苗農業協同組合）が甲（協会）に応分の負担を支払うことを目的とされているが、契約の実態と異なっている。

甲と乙の記載を正しく変更されるべきである。

第 21 盛り土問題について

1.問題の所在

広島県広島市安佐南区上安町にて、不安定な盛り土の上に産業廃棄物処分場が拡大されていたという問題が発生した。この盛り土の総量は推計で約 15 万 4 千立方メートルに上ることが広島大学防災・減災研究センターの調査で判明した。2021 年の静岡県熱海市の土石流災害の起点付近で崩れた土砂量の約 3 倍である。この問題の原因等は不明であるが、のり面の一部が崩れていることから専門家から危険性を指摘されている。

【安佐南区上安の盛土に係る経緯について】

時 期	内 容
平成 10 年頃	・ 事業者による盛土造成 ・ 住民からの通報により，県が現地確認→林地開発許可の申請対象外であることを確認
平成 27 年	・ 林地開発許可の権限を条例に基づき県から広島市に権限移譲
平成 28 年	・ 広島市が，当該盛土に一部重なる形で民間の産業廃棄物最終処分場の拡張を許可
令和 3 年 10 月	・ 国からの依頼を受け，県が主体的に盛土総点検を実施した結果，法面の一部浸食などの課題がある盛土として広島市に情報提供
令和 5 年 1 月	・ 1/25 の中国新聞報道（不適切盛土上に産廃）後，有識者から意見聴取を行ったところ，「正確なリスク評価のためにはボーリング調査が必要」との指摘があることや，下流域に保全対象（民家等）が多数存在する点を考慮し，安全性把握調査等の実施について，県と広島市で連携・協議して対応することとした。

令和 5 年 2 月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県，広島市の関係部局で対応について協議を開始 ・ 協議の結果，地域住民の安全性の確保のため，県が主体的に実施した盛土総点検に引き続き，安全性把握調査を実施し，調査結果を市に引き継ぐこととした。 ・ 市は，調査等の実施に伴う住民対応等を行うとともに，県が実施した安全性把握調査に基づいて対策工を検討・決定の上，実施に向けた調整を行うこととした。 ・ 調査の実施に向けて，土地所有者，地元住民等と調整
令和 5 年 8 月下旬	・ 安全性把握調査業務発注（予定）

（森林保全課より提供）

2.今後の対応について

県では，この不安定な盛り土の上に廃棄処理場を拡張したことでの安全性の確認のため，現地でボーリング調査が森林保全課により行われている。森林保全課が当該調査を行う理由は次のとおりである。

上安町の盛土は，森林法に基づく地域森林計画対象民有林の区域内であり，当該盛土造成当時（平成 10 年頃）に森林保全課において現地確認を行った経緯があることを踏まえ，令和 3 年の「盛土総点検」では当該盛土の担当課として点検を行ったものである。

また，当該点検に引き続き地域住民の安全性の確保のため，森林保全課において調査を行っている。

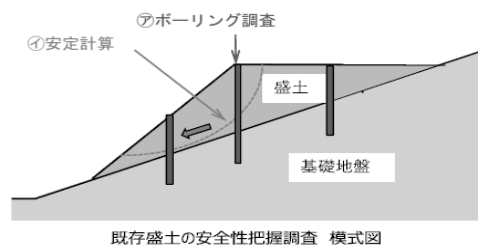
【安全性把握調査及び対策工に係る役割分担】

区 分	役割分担
調査等の実施に係る産廃事業者，地元住民への説明・調整	広島市
①安全性把握調査	県
踏査，測量，ボーリング調査	
安定計算，対策工の必要性の検討	
②対策工法の検討・決定	広島市
③対策工の実施	
詳細設計，工事実施	

既存盛土の安全性把握調査

【安全性把握調査の概要】

- ㊦現地調査
 - ・踏査
 - ・測量
 - ・ボーリング調査
- ㊧安定計算
 - ・㊦で得られた結果をもとに盛土の安定計算を実施
- ㊨対策工の必要性の検討
 - ・㊦及び㊧で得られた結果をもとに対策工の必要性を検討



3. 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

静岡県熱海市で発生した令和3年7月の大雨に伴う大規模な土石流災害等を教訓として、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制するため、国土交通省・農林水産省にて盛土規制法が令和5年5月26日に施行された。

これに伴い、県では県内全域（広島市，呉市，福山市を除く）を規制区域に指定し、令和5年9月28日から運用を開始した。なお、造成宅地防災区域は指定していない。同法で許可が必要な対象工事で示された盛土等を行う場合は事前に許可が必要となった。

なお、本法施行前は、平成16年に「広島県土砂の適正処理に関する条例」を制定しており、森林・農地等の土地の用途にかかわらず、2,000 m³以上の土砂埋立て行為に対する規制（許可制）を行っていた。

4.林地開発許可制度

森林は、 湧水や洪水を緩和する水源かんよう機能⁸⁰、 災害の防止機能、 二酸化炭素の吸収・貯蔵や騒音防止などの生活環境の保全機能等の多くの機能を有している。

無秩序な森林の開発によってこれらの機能が損なわれることがないように、 林地開発許可制度が定められている。

林地開発許可制度の対象となる森林は、 地域森林計画の対象となる民有林⁸¹であり、 森林（民有林）のほとんどが対象となる。

盛土規制法と林地開発許可制度比較表

	盛土規制法	林地開発許可制度
規制対象区域	宅地・農地・森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、当該規制区域内で行われる盛土等が許可の対象。	森林の有する公益的機能を阻害しないよう適正に開発行為が行われることを目的としており、規制の対象は森林法5条の規定による森林（保安林を除く）が対象
開発基準	盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じ、災害防止のための必要な基準を設定	災害防止のための基準の他、開発区域の周辺に森林を配置させることなどにより、森林による環境の保全等を図る基準も設定

5.その他（今後について）

盛土の問題は、豪雨等による災害により、森林資産の損失、治山施設の新設による負担や地域住民への被害が発生するため、慎重な対応が必要である。前項で述べた法と制度は両方ともに森林に関連するものである。

今後このような問題が発生しないように厳格な法及び制度の適用が望まれる。

⁸⁰ 森林が水資源を蓄え、育み守っている働き。

⁸¹ 民有林とは、国が所有する国有林以外の森林で、県有林なども含まれる。

第 22 総括

本監査のテーマ選定のきっかけは、森林環境譲与税について疑問を感じたことから始まった。本稿でも述べたが、すでにひろしまの森づくり県民税が平成 19 年より課税されており（令和 8 年まで課税期間が延長）、さらに森林環境譲与税が令和元年から前倒しで行われ、二重の課税制度に違和感を覚えたからである。

そして、本監査を進めていくうえで、林業事業がいかに難しい問題を抱えているか、そして重要であるかを考えさせられた。林業は、苗木を植え、育てて、収穫するまでの期間が非常に長いことから、林業経営に大きく負担がかかる。収穫までの期間でかかる費用が大きく、その間にまとまった収入を得られないという特殊な商売である。

林業界では過去、国産の木材価格の低迷が続き、それにより林業従事者が減少、また林業従事者の高齢化も伴って、戦後に植林した木材資産が主伐の時期に係るときに、人材等が不足しているという悪循環を起こしている。

また、林業は公益的な機能も有している。森林による自然災害等の防止や水源を確保する機能、そして二酸化炭素を抑制するという側面を持ち、我々の社会に大きくかかわる。

前述した林業の課題を解決するために、県では主に「森林経営管理事業」、「ひろしまの森づくり事業」、「林業・木材産業等競争力強化対策事業」そして「県営林事業費特別会計」にて対策を講じている。

「森林経営管理事業」は、森林環境譲与税を活用し、森林事業地所有者の施業意思がない森林や、森林所有者の特定が困難なもの、自らが森林経営管理できていない事業地を適切に管理していくために森林整備とその促進を図るための施策である。

「ひろしまの森づくり事業」は、森づくり県民税をもとに、森林事業地の保全や水源かん養などの公益的機能維持を図りながら、間伐や県産材の利用促進、鳥獣対策等を行い、県営林を県民全体で守り育てる事業として推進している。

「林業・木材産業等競争力強化対策事業」は、木材需要の創出や、県産材の安定的・効率的な供給体制の構築のために行われている。

「県営林事業費特別会計」は、県営林の利用間伐、林道開設、保育等の木材安定供給と公益的機能の維持ために行われている。

こうした事業を行っていく上で、次のような問題点が発生していると考えられる。1つは、森づくり県民税と森林環境譲与税の2つの税制について、その使途が似ているまたは区別が付きにくい、事業内容の理解がしにくいこと等、県民に分かりづらいものとなっている。

さらに、林業事業のサイクルは、植林→保育→間伐→主伐→再造林の流れであり、県もこれに沿った事業を行っている。しかしながら、これだけでは収益に結びつきづらい。林業で一番の問題は林業の所得の増加を図ることにあるのではないかと考える。確かに森林の公益的機能を図ることも重要であるが、運搬・加工（加工業者や木材工場）、販売（ハウスメーカー等）へのマッチング支援施策をさらに行うことで、受注からの木材需要を増やし、林業収入を上げ、林業従事者の増加をもたらし、それによって林業事業を発展させていくことが可能になるのではないかと考える。したがって、県が行う事業の方向性を主伐後から先の森林資産の流れについても、今一度検討することを望む。

最後に、本監査では、対象部局・団体関係者の方々に、また、監査委員事務局の方々にも監査にあたり、多大なご協力をいただいた。心から感謝申し上げます。